



# 恵那市こども計画

令和7年度  令和11年度

令和7年3月  
恵那市



恵那市公式キャラクター  
「エーナ」



## はじめに

本市では、令和2年3月に「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、令和4年度から子どもの医療費助成の対象を18歳まで拡大、令和5年度から第3子以降の出産に対する応援金の支給、令和6年度から「恵那市子育て支援パッケージ」として、見守り支援員ベビー用品宅配事業、子育て応援入学祝金、高校生等通学定期券補助金など、子育て支援の充実に向けた施策を推進してきました。

「第2期子ども・子育て支援事業計画」は、令和6年度で終了することから、このたび、令和5年に制定された「子ども基本法」を踏まえ、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会をめざすことを目的とした「恵那市子ども計画」を策定しました。

子どもたちの明るい笑顔は、親や家庭のみならず地域全体を輝かせる宝です。子ども・若者が持つ思いに向き合い、子ども・若者を地域とともに育むよう、本計画の基本理念を「地域のつながりで育む えなっ宝が輝くまち ～子ども・若者が持つ思いにまっすぐ向き合い、恵那の未来をみんなで築く～」と決めました。

この基本理念を実現するため、令和7年度からは、出産費用助成事業をはじめ、3歳以上児給食費無償化、養育費確保支援事業、1か月児健康診査支援事業、親子関係形成支援事業、こども園の幼児コースの長期休業中の預かりなどを開始し、さらなる「恵那市子育て支援パッケージ」の充実を図るとともに、地域が一体となって、子ども・若者、子育てを支援し、子ども・若者の一人ひとりが未来に夢と希望を持つことができるまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました恵那市子ども・子育て会議の委員の皆様、子育て支援に関わる関係機関・団体等、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げ、あいさついたします。



令和7年3月

恵那市長 小坂 喬峰



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 関連計画や根拠法との関係	2
4 SDGsの視点を踏まえた計画の推進	3
5 計画期間	4
6 計画の対象	4
7 計画の策定体制	5
第2章 こども・子育て支援の現状と課題	7
1 本市における人口とこども人口の状況	7
2 子育て家庭の状況	12
3 特に支援を必要とするこども・若者の状況	17
4 こども・若者、子育て家庭を取り巻く課題	20
第3章 基本構想	22
1 計画の基本理念	22
2 計画の体系の考え方	23
3 計画の施策体系	24
4 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標	27
第4章 基本計画・実施計画	28
1 ライフステージを通じた基本施策	28
2 ライフステージ別の基本施策	41
3 子育て当事者の基本施策	55
4 基本計画・実施計画の取組一覧	60
第5章 子ども・子育て支援事業計画	63
1 教育・保育の提供区域	63
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	64
3 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保方策	66
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策	70
5 教育・保育の一体的提供及び推進	82
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	83

第6章 計画の推進体制.....	84
1 計画の推進.....	84
2 計画の進行管理と点検・評価.....	84
資料編.....	85
1 子ども・子育て会議について.....	85
2 ニーズ調査結果概要.....	88
3 こども・若者アンケート結果概要.....	96
4 保護者アンケート結果概要.....	103
5 高校生ワークショップ結果概要.....	106
6 岐阜県 こども・若者の意見募集結果概要.....	110
7 ALLえなネウボラ会議結果概要.....	111

### 【「こども」の表記について】

こども家庭庁では平仮名の「こども」を推奨しており、本計画においても特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとしています。（一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「児童」「生徒」などの表記を使用する場合があります。）

【参考】こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは、例えば以下の場合をいう。
  - ① 法令に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法における「子ども」等）
  - ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名 等）
  - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

わが国では、出生数や出生率が低下し、人口は減少しつつあります。全国的に進む少子高齢化は、経済の発展を停滞させ、活力のない社会を招くとともに、こどもの成長に様々な影響を与えることが懸念されています。これまで平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取組などが展開されてきました。

恵那市（以下、「本市」という。）においても、こどもの数のさらなる減少が見込まれる中、平成27年3月に、第1期となる「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後2期にわたって、すべてのこどもが健やかに成長できる社会を実現するため、子育て支援に関する各種施策を進めています。市独自の施策として、こどもの医療費助成の対象を18歳まで拡大したことをはじめ、第3子以降の出産に対する応援金の支給、不妊治療費の保険外治療費助成、多子世帯が利用する児童福祉サービスの減免などを実施し、令和6年度からは、新たに子育て支援事業を「恵那市子育て支援パッケージ」として取りまとめました。

しかしながら、近年、こども・若者を取り巻く環境は変化し続けています。なかでも新たな課題として顕在化し、特に全国的に課題となっているのは、若年無業者（ニート）、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどで、コロナ禍も影響したことにより、さらに深刻化・長期化しています。また、子育て当事者の子育てに対する負担感や不安、孤立感が高まったこと、若い世代が結婚や子育ての将来展望が描けないことなどが影響し、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況もあります。

こうした中、国は、次代の社会を担うすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」を制定しました。この法律では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができるとともに、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現がめざされています。また、同法に基づいて、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすため、「こども大綱」が閣議決定され、その実現に向けて「自治体こども計画」を策定することの必要性が示されています。

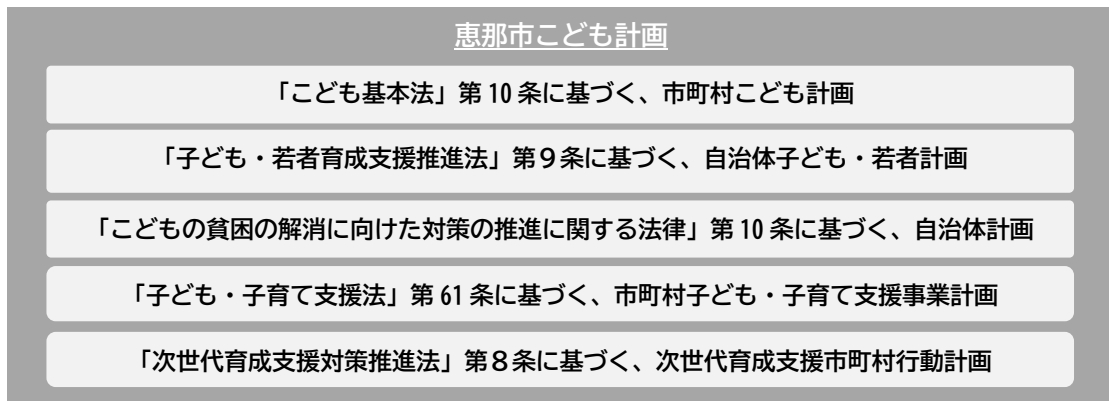
「恵那市こども計画」（以下、「本計画」という。）は、「こども基本法」の理念等に基づき、本市のすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するために策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」に基づく市町村こども計画であり、こども・若者への支援や貧困状況にあるこどもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援等について、必要な施策を展開していくための「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困対策の解消に向けた計画」を内包するものです。

また、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定し、こども・若者・子育て支援にかかる総合的な計画として推進します。

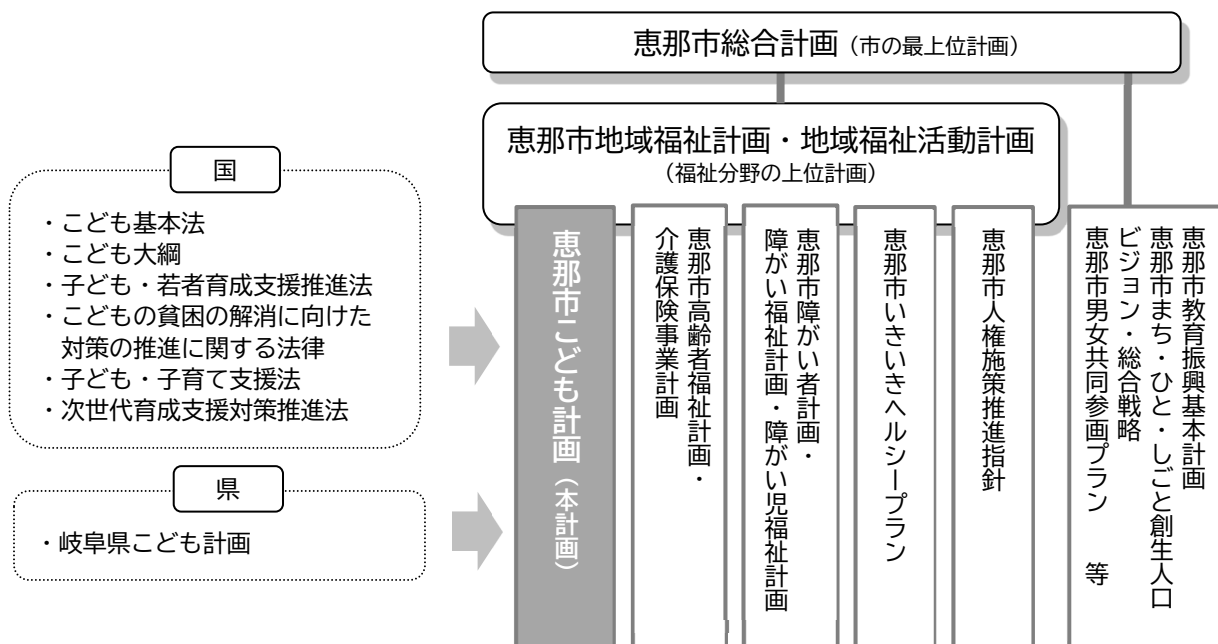
### ■本計画に包含する計画等



## 3 関連計画や根拠法との関係

本計画は、「恵那市総合計画」及び「恵那市地域福祉計画」を上位計画とし、関連計画との整合・連携を図って策定します。

### ■本計画の関連計画と根拠法



■「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)  
 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。  
 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。  
 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。  
 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

## 4 SDGsの視点を踏まえた計画の推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標としてSDGsが採択されました。SDGsは、令和12(2030)年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と、達成するための具体的な169のターゲットから構成されています。

本市は、内閣府からSDGs達成に向けた取組を先導的に進めて行く自治体「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」として選定されています。本計画の推進にあたっては、SDGsの趣旨を踏まえて、本市のこども・若者施策を展開します。

■SDGsの17の目標



## 5 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画最終年度である令和11年度に計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。

なお、時勢の変化等の必要に応じて、計画期間中であっても適宜見直しを行います。

### ■計画期間

年度	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
恵那市総合計画	第2次	第3次						
恵那市地域福祉計画・地域福祉活動計画	第4次			第5次				
恵那市こども計画	第1期					第2期		
恵那市障がい児福祉計画	第3期		第4期			第5期		

## 6 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等、地域住民を広く対象とします。

また、「こども基本法」において「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても上記の考え方を踏まえ、若者の対象年齢については施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

### ■「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

### ■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している\*。

\*「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

## 7 計画の策定体制

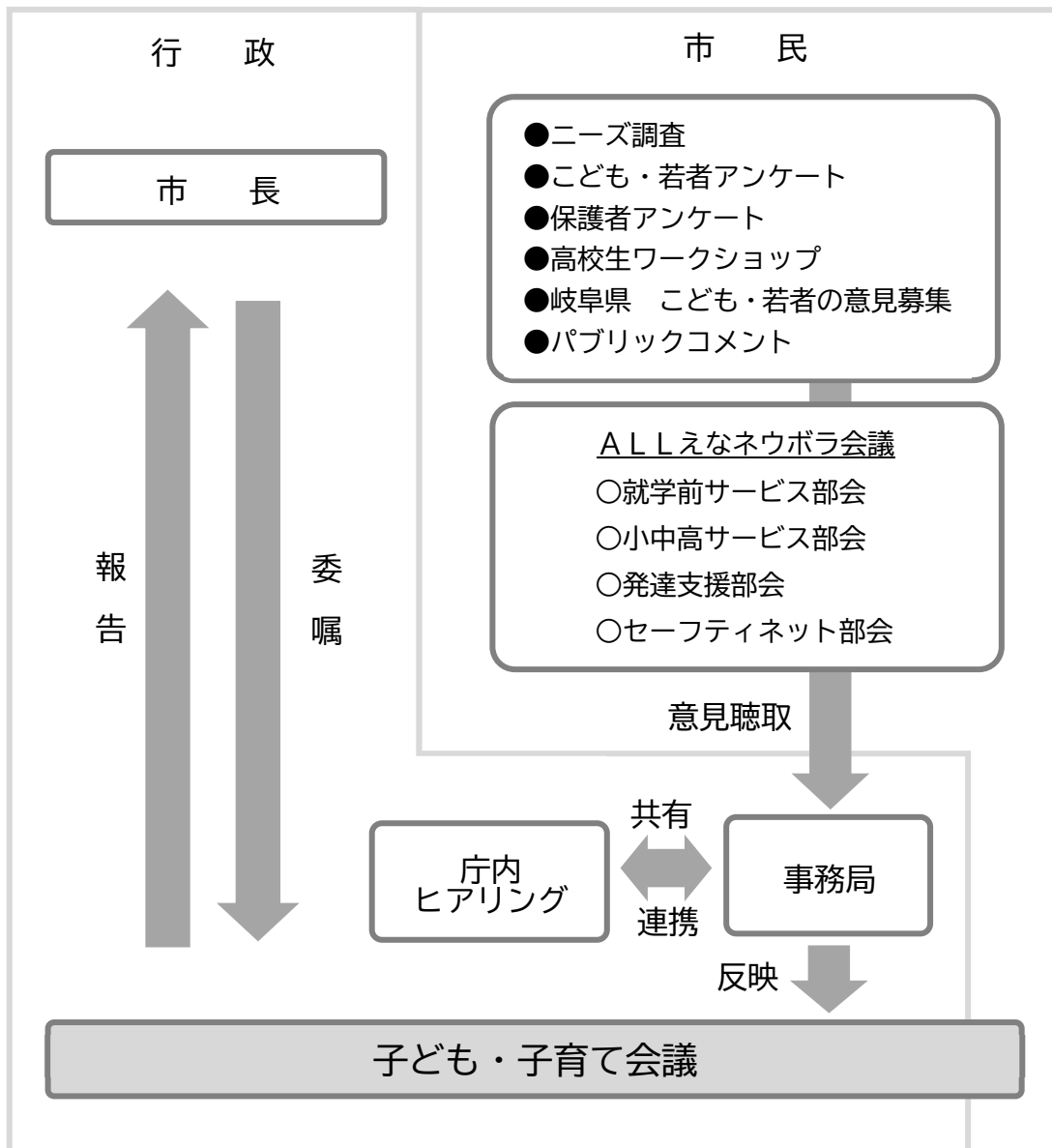
「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のようなこども・若者、子育て当事者やこども・若者、子育てに関係する関係者・団体等からの意見聴取機会を設け、計画に反映しました。

また、計画の内容については庁内の関係部署と協議・調整を行いながら相互に連携を図るとともに、「恵那市子ども・子育て会議」において審議を行い、策定しました。

### ■本計画のための調査・策定体制

区分	内容
①ニーズ調査	市内の就学前児童保護者、小学生児童保護者を対象に実施。本市の子育て当事者のこども・子育てに関する現状と事業の利用ニーズを把握。
②こども・若者アンケート	市内の中学校2年生、恵那市の高等学校に通う2年生を対象に実施。こども計画の施策等を検討するため、こども・若者の意見を把握。
③保護者アンケート	市内のこども園等、保健センター、児童センター、子育て支援センターを利用する保護者を対象に実施。本市の子育て支援施策を検討するため、施策に関する現状とニーズを把握。
④高校生ワークショップ	恵那市の未来を担う高校生を対象に実施。まちづくりに対する考えや思いを把握。
⑤岐阜県 こども・若者の意見募集	岐阜県がホームページ上で行う意見募集に寄せられた回答のうち、恵那市在住者の声を抽出し、こども・若者からの意見を把握。
⑥ALL えなネウボラ会議	市内でこども・若者、子育てに関する活動を行う団体から意見を集めることで、実際の現場で感じている課題を把握。
⑦庁内ヒアリング	庁内の関係部署においてヒアリングを実施し、各課での事業の実施状況や今後の動きを把握・調整。
⑧パブリックコメント	計画案を広く市民に公表し、意見を募る。こども・若者からも意見が出やすいよう、こども版資料を作成し、実施。
⑨子ども・子育て会議	自治区や保護者、子育て支援関係者、経済・労働団体・有識者、教育・保育従事者により構成し、計画の策定に関する検討を行う。

■策定体制の組織図



## 第2章 こども・子育て支援の現状と課題

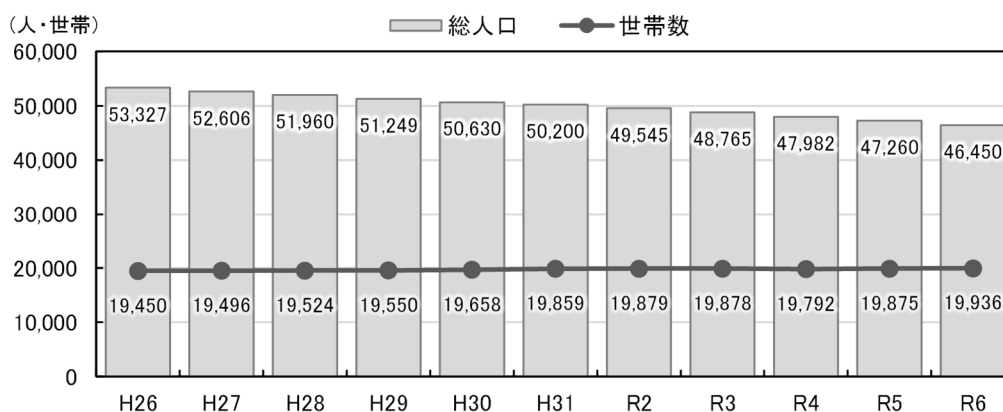
### 1 本市における人口とこども人口の状況

#### (1) 人口の推移

本市の総人口は継続して減少傾向にあり、令和2年からは50,000人を下回っています。

地区別の人口をみると、大井町が最も多く、次いで長島町、明智町の順となっているほか、上矢作町や飯地町、串原では、近年高い人口減少率となっています。

#### ■住民基本台帳による人口・世帯数の推移（各年4月1日）



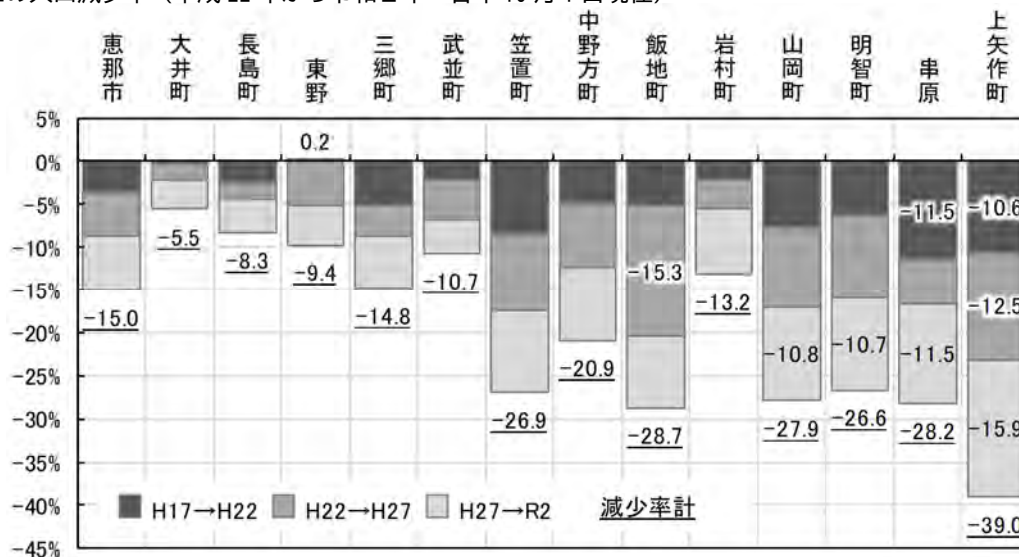
資料：住民基本台帳

#### ■地区別人口（令和6年4月1日現在）

地区名	大井町	長島町	東野	三郷町	武並町	笠置町	中野方町	飯地町	岩村町	山岡町	明智町	串原	上矢作町
人口(人)	12,583	9,045	1,621	2,207	2,994	1,119	1,398	547	4,561	3,704	4,592	660	1,469

資料：住民基本台帳

#### ■各地区の人口減少率（平成22年から令和2年 各年10月1日現在）



※人口が増加している、減少率が10%を超えている内容については、具体的な値を示しています。

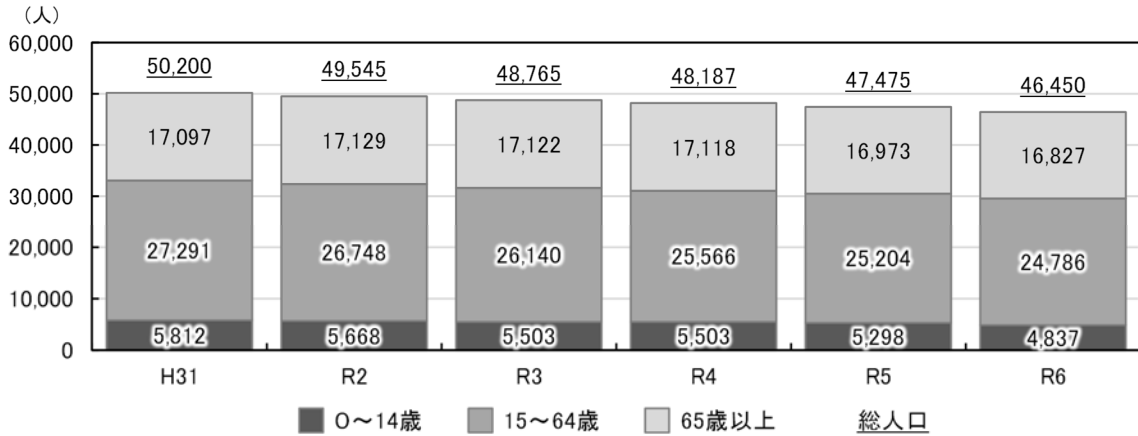
資料：国勢調査

## (2) 年齢層別人口構成比の推移

年齢層別の人口の推移をみると、65歳以上は令和3年以降で減少、0～14歳及び15～64歳は平成31年以降継続して減少しています。

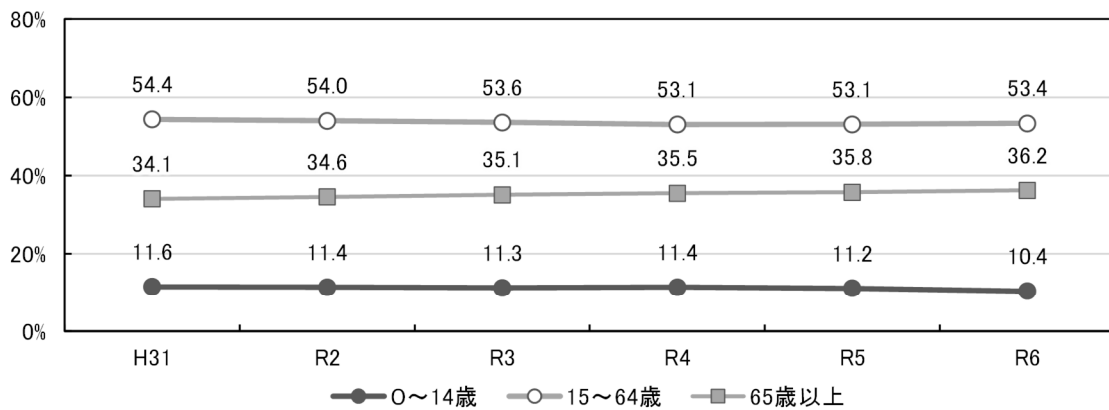
年齢層別の人口構成比の推移をみると、65歳以上人口の構成比は、一貫して30%以上となっており、増加傾向で推移する一方で、0～14歳人口の構成比は緩やかに減少し、令和6年で10%台に転じており、市全体としては緩やかに少子高齢化が進んでいます。

■年齢層別人口の推移（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳

■年齢層別人口構成比の推移（各年4月1日現在）



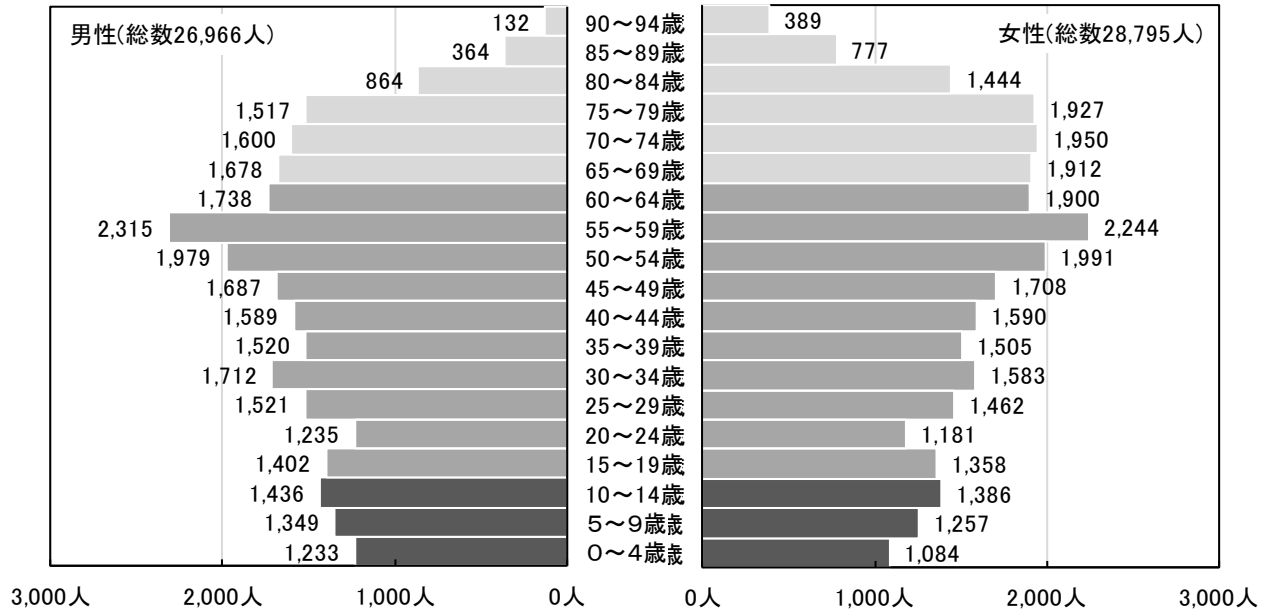
資料：住民基本台帳

### (3) 人口ピラミッド

5歳階級別の男女別人口を平成17年と令和6年で比べると、平成17年では、男女ともに50歳代や30歳代前半、10歳代を中心に人口が膨らんでいます。令和6年では、男女ともに70歳代前半、50歳代前半、10歳代後半を中心に膨らみを持っています。

#### ■人口ピラミッド

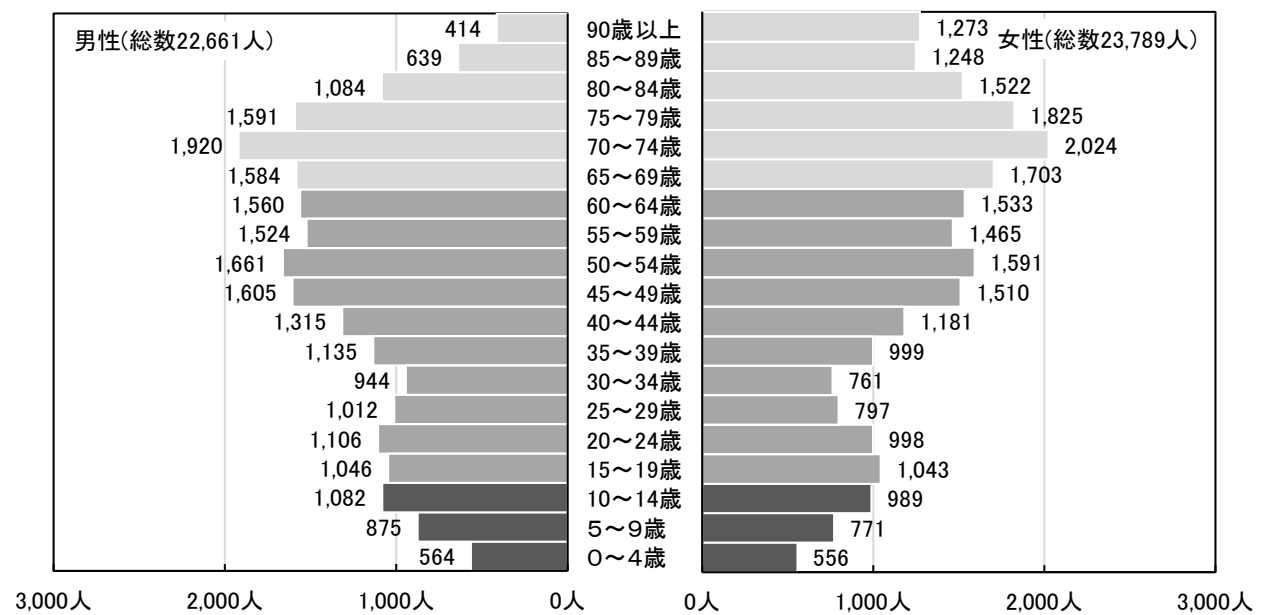
【平成17年】



※男女別の総数には、男性75人、女性40人の年齢不詳を含みます。

資料：平成17年国勢調査

【令和6年】(4月1日現在)

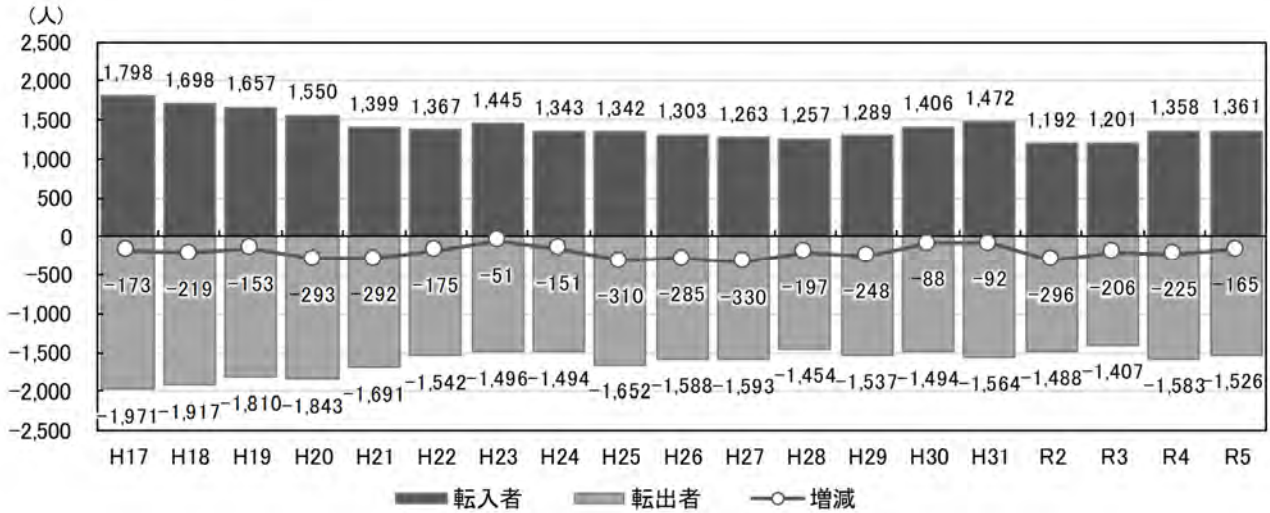


資料：住民基本台帳

#### (4) 社会増減の状況

本市の社会動態について、平成17年以降で転入者は約1,000～1,800人、転出者は約1,400～2,000人でそれぞれ推移しており、いずれの年も社会動態減となっています。

##### ■転入者・転出者の推移



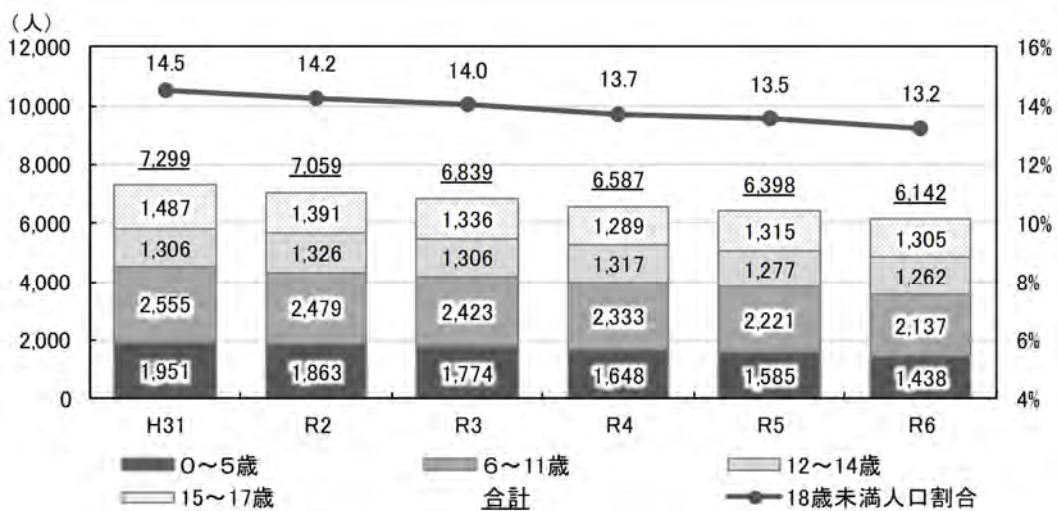
※H17の社会動態は「平成16年10月1日から平成17年9月30日までの動態数」であり、以降同様。なお、最新のR5の社会動態は、「令和4年10月1日から令和5年9月30日までの動態数」である。

資料：岐阜県人口動態統計調査結果（年報）

#### (5) こどもの人口の推移

本市の子ども（0～17歳）の人口は、継続して減少傾向にあり、毎年200人前後減っている状況となっています。

##### ■こどもの人口の推移（各年4月1日現在）

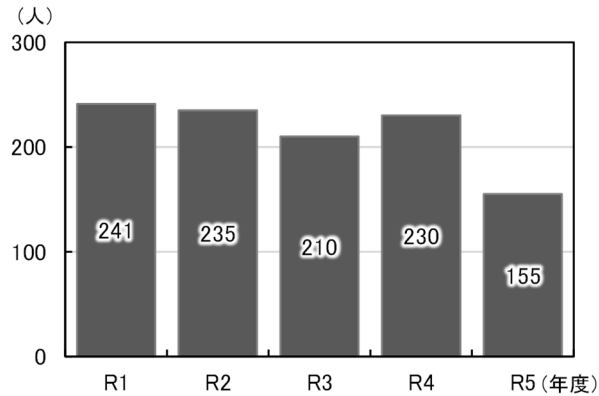


資料：住民基本台帳

## (6) 出生数の推移

本市の出生数は令和元年度から令和4年度まで200人台で推移していましたが、令和5年度では大きく減少し155人となっています。

### ■出生数の推移

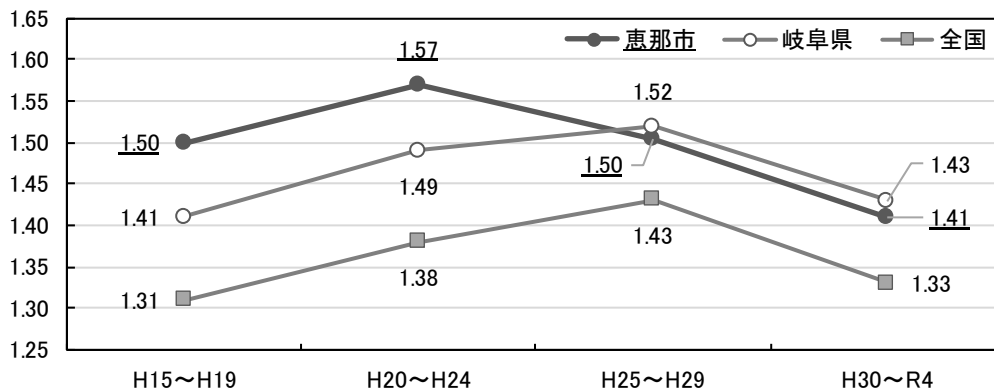


資料：住民基本台帳

## (7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成20年～平成24年の1.57から減少傾向にあり、平成30年～令和4年には、1.41となっています。これは、全国よりも高いものの岐阜県よりは低く、近隣市と比べると中津川市に次いで高い値となっています。

### ■本市の合計特殊出生率の推移



※本市は平成16年10月25日に旧恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町が合併しており、H15～H19の恵那市の値は旧町村を含んでいないため参考値です。

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

### ■本市と全国・県・近隣市との合計特殊出生率の比較（平成30年～令和4年）

	全国	岐阜県	恵那市	中津川市	瑞浪市	多治見市	土岐市
合計特殊出生率	1.33	1.43	1.41	1.47	1.41	1.33	1.27

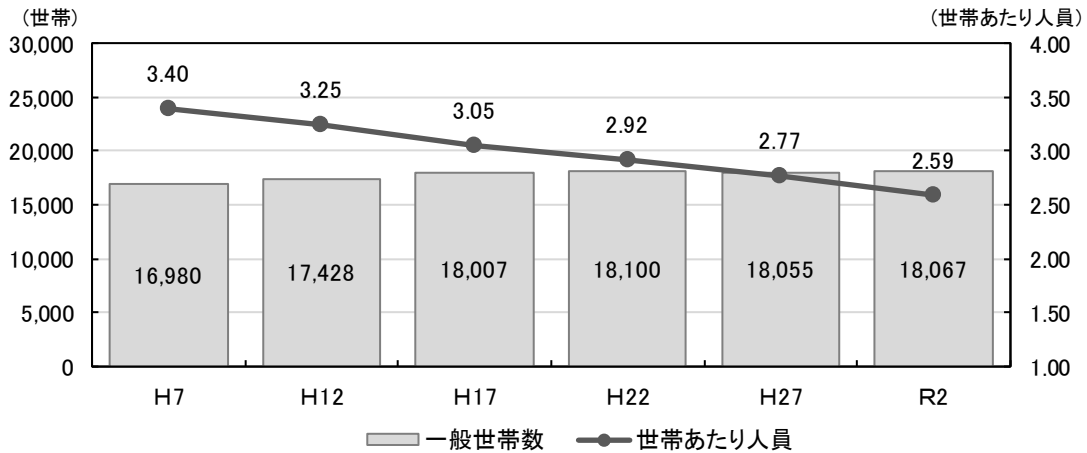
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

## 2 子育て家庭の状況

### (1) 一般世帯数・1世帯あたり人員の推移

本市の一般世帯数は平成22年までは増加傾向にありましたが、以降、増減して推移しています。1世帯あたり人員は、継続して減少し、平成22年には3人を下回っています。

■一般世帯数・1世帯あたり人員の推移（各年10月1日現在）



資料：国勢調査

### (2) 家庭類型別の世帯数・構成比の推移

家庭類型別の世帯数は、核家族世帯と単独世帯が増加傾向にあります。

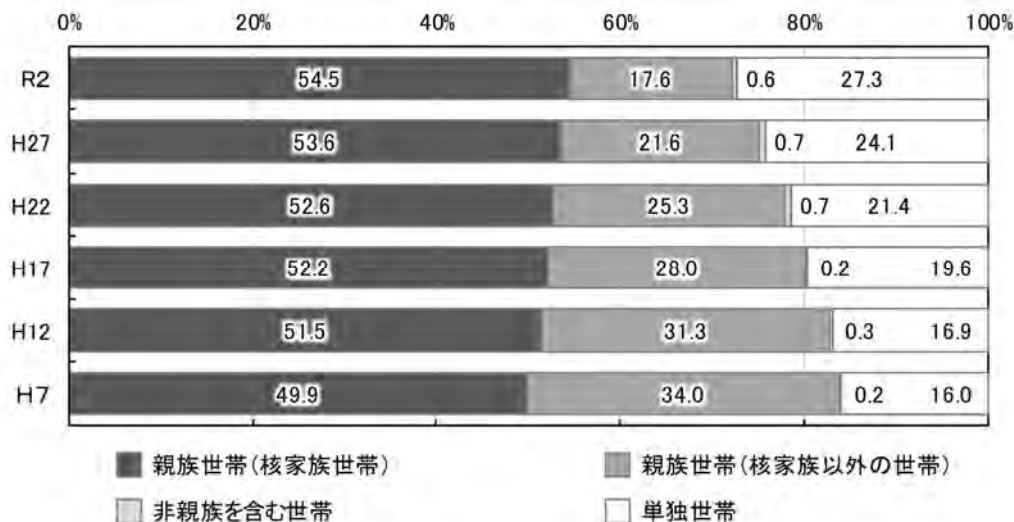
■家庭類型別世帯数の推移（各年10月1日現在）

(単位：世帯)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
一般世帯数	16,980	17,428	18,007	18,100	18,055	18,067	
親族世帯	核家族世帯	8,465	8,971	9,396	9,520	9,672	9,840
	その他の親族世帯	5,778	5,460	5,043	4,587	3,902	3,169
非親族世帯	26	54	40	122	124	114	
単独世帯	2,711	2,943	3,528	3,868	4,354	4,924	

資料：国勢調査

■家庭類型別の世帯構成比の推移（各年10月1日現在）

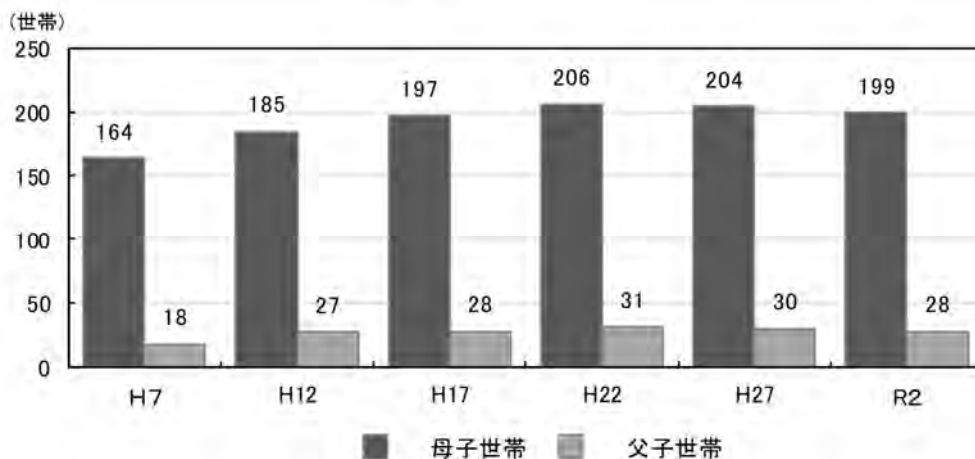


資料：国勢調査

(3) ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数は、母子世帯、父子世帯ともに平成22年以降で微減傾向にありますが、令和2年で母子世帯は199世帯、父子世帯は28世帯となっています。

■ひとり親世帯数の推移（各年10月1日現在）

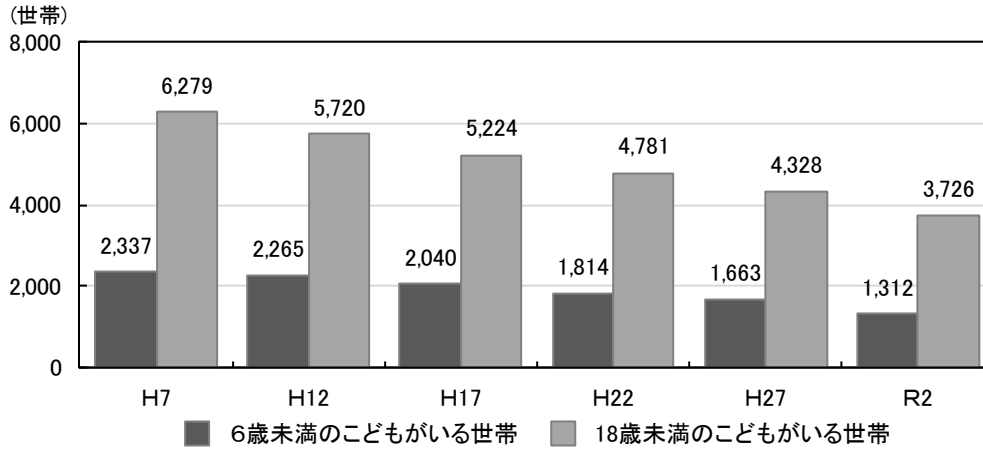


資料：国勢調査

#### (4) こどもがいる世帯数の推移

こどもがいる世帯数は減少傾向にあり、令和2年には18歳未満のこどもがいる世帯は4,000世帯を下回っています。

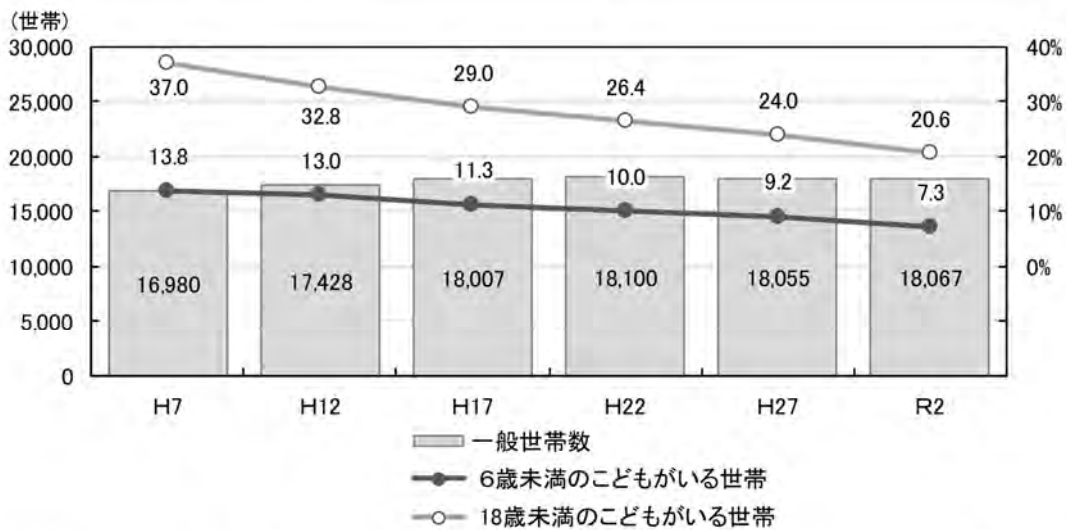
■こどもがいる世帯数の推移（各年10月1日現在）



※平成17年までは18歳未満・6歳未満の親族がいる世帯、平成22年以降は18歳未満・6歳未満の世帯員のいる世帯

資料：国勢調査

■こどもがいる世帯割合の推移（各年10月1日現在）



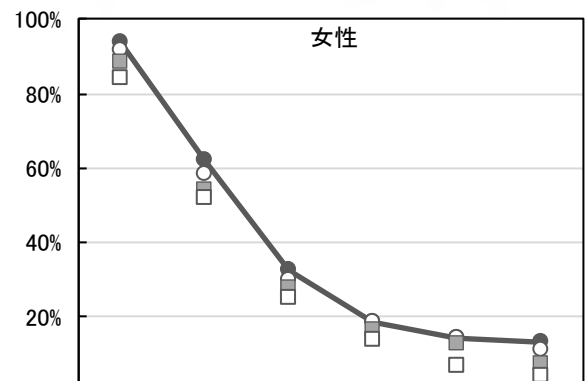
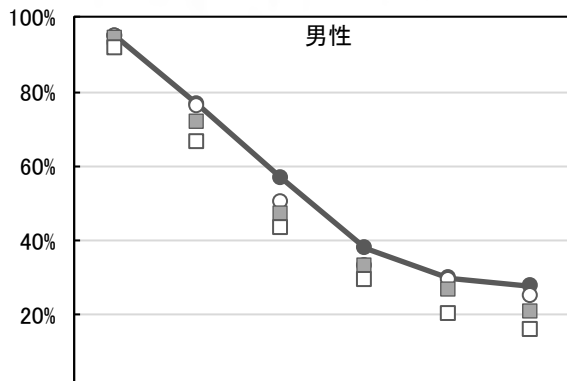
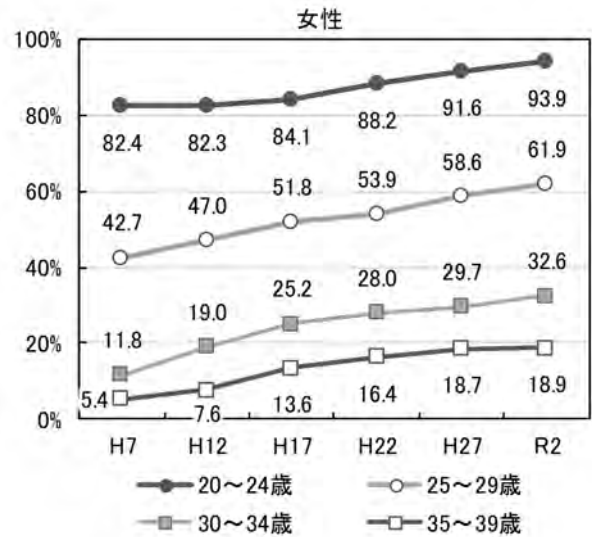
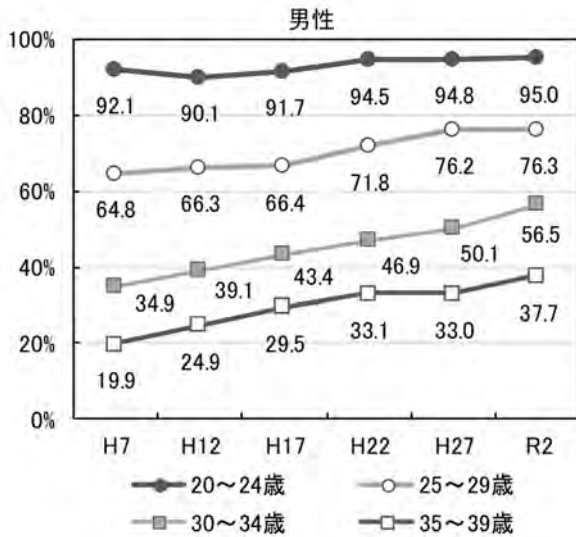
※平成17年までは18歳未満・6歳未満の親族がいる世帯、平成22年以降は18歳未満・6歳未満の世帯員のいる世帯

資料：国勢調査

## (5) 未婚率の推移

未婚率は、20歳代、30歳代において、男女ともに増加傾向にあります。また、平成17年から令和2年の20～40歳代の推移をみると、すべての年代で未婚率は増加しており、40歳代後半では、令和2年で男性の27.7%、女性の13.4%が未婚となっています。

■未婚率の推移（各年10月1日現在）



	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
● R2	95.0	76.3	56.5	37.7	29.7	27.7
○ H27	94.8	76.2	50.1	33.0	29.3	24.8
■ H22	94.5	71.8	46.9	33.1	26.5	20.7
□ H17	91.7	66.4	43.4	29.5	20.4	15.9

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
● R2	93.9	61.9	32.6	18.9	14.5	13.4
○ H27	91.6	58.6	29.7	18.7	14.3	11.2
■ H22	88.2	53.9	28.0	16.4	12.5	7.1
□ H17	84.1	51.8	25.2	13.6	6.9	4.1

※母数から年齢不詳を省いて割合を算出

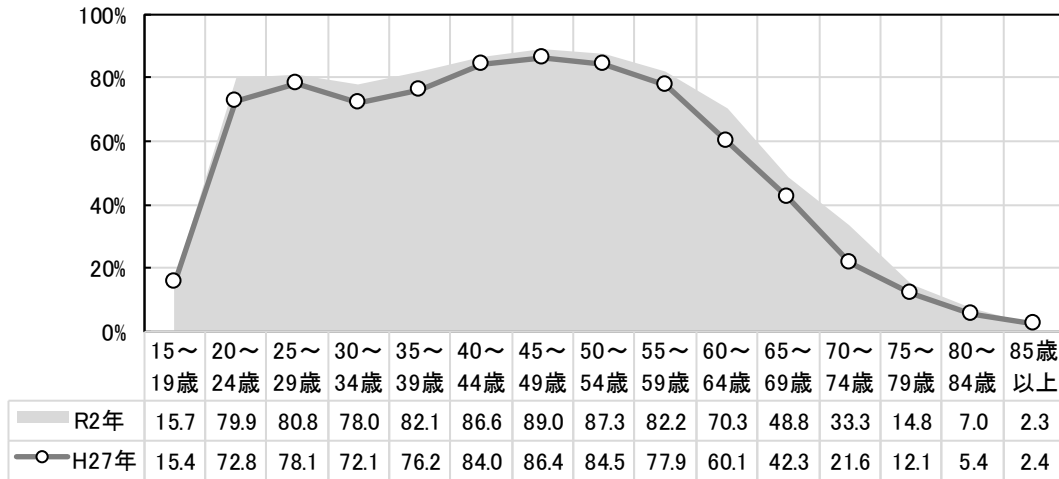
資料：国勢調査

## (6) 女性の就労状況

本市における女性の就業率の推移を、平成27年と令和2年で比べると、20歳代、30歳代前半、60歳代から70歳代前半を中心に就業率が上昇しています。

女性の年齢別就業率の推移を、全国・岐阜県と比べると、概ね本市の割合が高く、特に30歳代後半から50歳代にかけて差が大きくなっています。

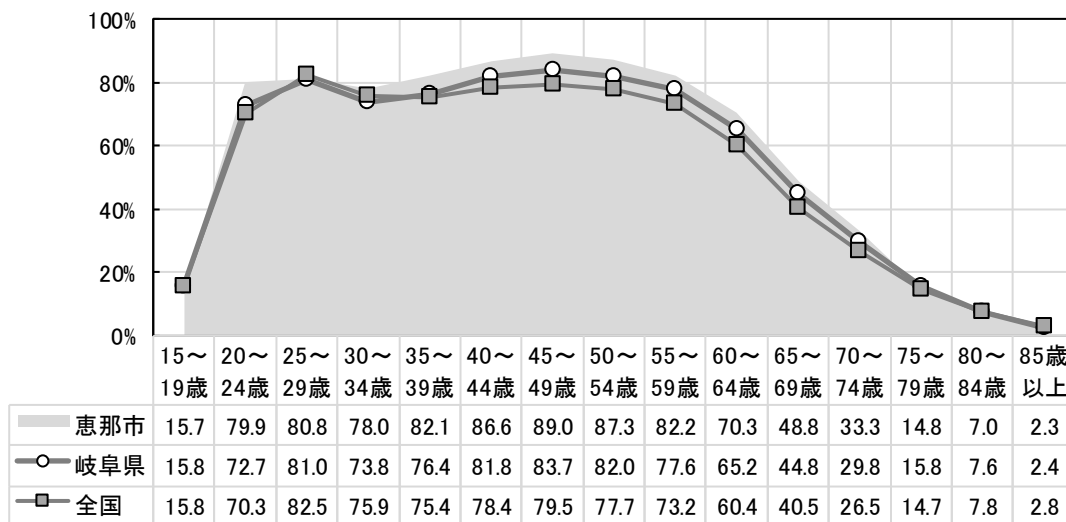
■女性の年齢別就業率の推移（各年10月1日現在）



※母数から年齢不詳を省いて割合を算出

資料：国勢調査

■女性の年齢別就業率（令和2年10月1日現在）



※母数から年齢不詳を省いて割合を算出

資料：令和2年国勢調査

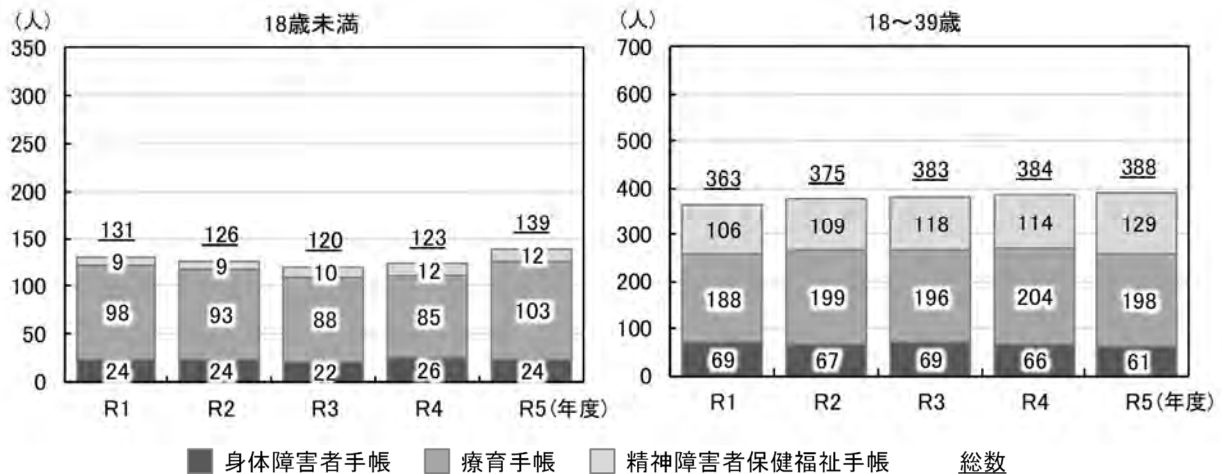
### 3 特に支援を必要とするこども・若者の状況

#### (1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者は、令和元年度以降、18歳未満が120～130人前後、18～39歳が400人弱で、それぞれ推移しています。

手帳別では、18歳未満は療育手帳所持者数が90～100人前後、18～39歳は療育手帳所持者数が200人前後で、それぞれ多くなっています。

■手帳別障害者手帳所持者数の推移（各年10月1日現在）

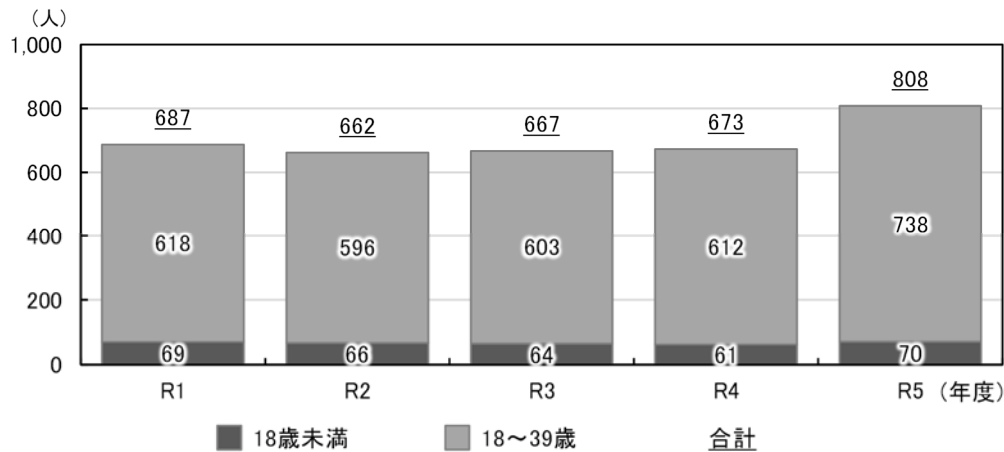


資料：社会福祉課

#### (2) 外国籍市民人口の状況

外国籍市民の人口は、令和元年度から令和4年度まで670人前後で推移していましたが、令和5年度に808人と急増しています。年齢区分別では、18歳未満は70人程度で推移しています。一方、18～39歳は令和元年度から令和4年度まで600人前後で推移していましたが、令和5年度に738人と急増しています。

■年齢区分別外国籍市民の人口の推移（各年10月1日現在）

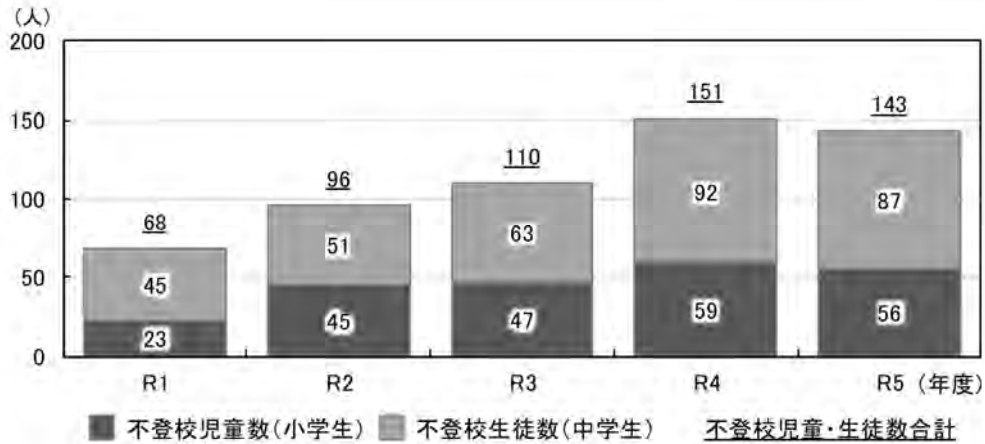


資料：住民基本台帳

### (3) 不登校児童・生徒の状況

不登校児童・生徒数は、令和元年度以降増加傾向で推移しており、令和5年度に減少したものの143人となっています。なお、小学生は令和2年に急増し、以降増加傾向にあります。また、中学生は令和5年度に減少したものの、令和元年度以降増加傾向にあります。

■不登校児童・生徒数の推移

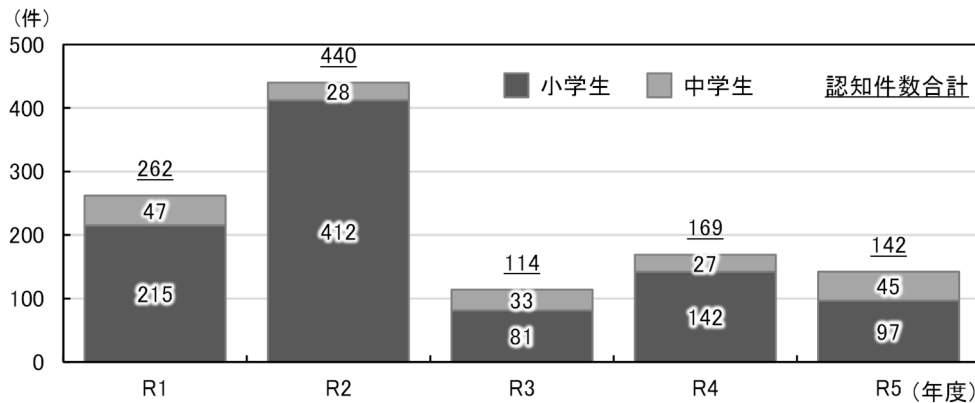


資料：学校教育課

### (4) いじめや虐待の認知状況

いじめの認知件数は、令和2年度に440件と急増し、令和3年度以降は増減しながら100件台で推移しています。なお、小学生は年度によって認知件数のばらつきが大きく、令和2年には412件と多くなっています。一方、中学生は20~50件程度で推移しており、令和5年度には45件と多くなっています。

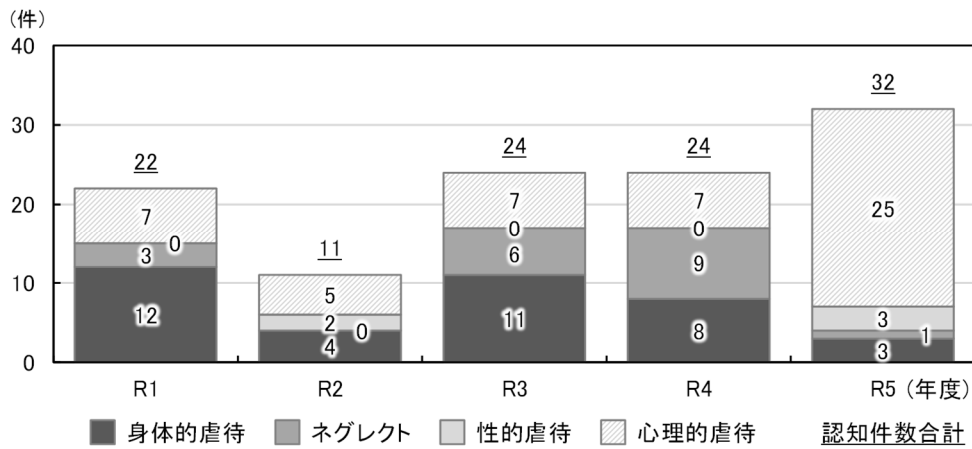
■いじめの認知件数の推移



資料：学校教育課

虐待の認知件数は、令和元年度以降で10～30件程度で推移しており、令和5年度には32件となっています。なお、令和5年度では32件の認知件数のうち25件が「心理的虐待」と多くなっています。

■虐待の認知件数の推移

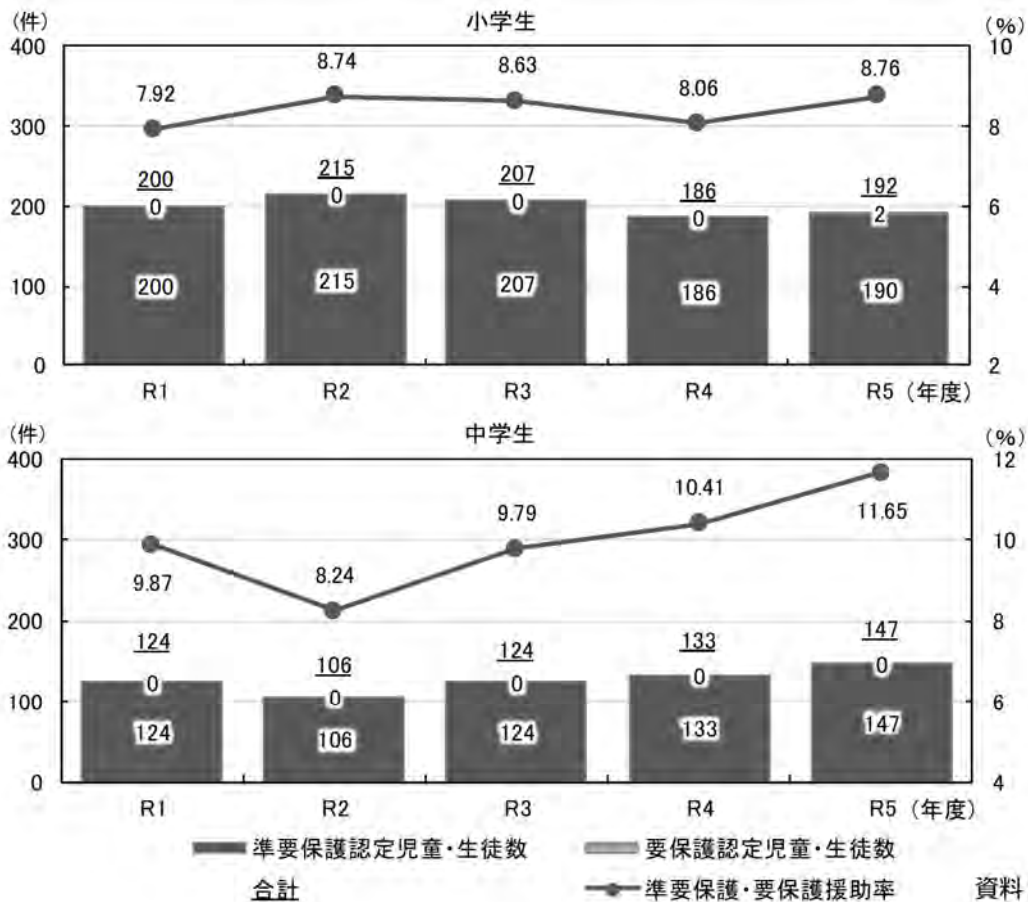


資料：子育て支援課 恵那市要保護児童・DV対策地域協議会資料

(5) 就学援助の状況

準要保護認定・要保護認定の児童・生徒数は、小学生が令和元年度以降で200人前後、援助率8%前後で推移しています。中学生は令和元年度以降で100～150人程度、援助率は人数とともに令和3年度以降上昇傾向で推移しています。

■準要保護認定・要保護認定児童・生徒数と援助率の推移



資料：学校教育課

## (6) こども食堂・学習支援の状況

こども食堂は、平成 28 年度に「ともだち食堂」、令和 4 年度に「さとやま食堂」、令和 5 年度に「スポンサー食堂 kenちゃん」「AOZORA」、令和 6 年度に「ぬくたい食堂」がそれぞれ開かれ、令和 6 年度で 5 か所となっています。学習支援拠点は、令和 5 年度まで「NPO 法人みんなで子育てドロップス「みんなの家」「地域未来塾」4 か所の合計 5 か所でしたが、令和 6 年度は「地域未来塾」が 5 か所に増え、合計 6 か所となっています。

### ■こども食堂・学習支援拠点数の推移

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
こども食堂数（か所）	1	1	2	4	5
学習支援拠点数（か所）	5	5	5	5	6

資料：子育て支援課

## 4 こども・若者、子育て家庭を取り巻く課題

統計資料からみる状況や、策定にあたって実施した各種アンケート調査等から考えられる本市の課題を以下のようにとりまとめました。

### (1) 成長過程において途切れない支援体制の充実

希望する教育サービスや相談支援、情報の入手手段などにおいて、就学前児童保護者と小学生児童保護者でニーズの違いがあり、年代・成長過程に応じた対応が必要です。保護者アンケートにおいても、子育て支援が最も必要な時期として、「すべての時期に、その時期に必要な支援を」との意見がみられます。また、こども・若者アンケートにおいて、将来恵那市に住みたい・働きたいと思う中学生は 5 割程度、高校生は 3 割程度となっており、ライフステージを追うごとに、恵那市への愛着が薄くなる可能性があることが懸念されます。

現状、本市の社会増減は、転出者が多く社会動態減の状況となっています。いずれのライフステージにおいても切れ目なくニーズにあった支援を充実し、本市での定住意向を高めていく必要があります。

### (2) 保護者の就労状況の変化による保育ニーズの変化

本市では、20 歳代から 30 歳代にかけての女性の就業率が上昇しており、出産後も働き続ける母親が増加しています。ニーズ調査においても、フルタイムで働く母親、現在パート・アルバイトで働いている母親で、今後フルタイムに移行したいという希望のある母親が増加していることが伺えます。それに伴い、定期的な教育・保育事業の利用や、放課後、休日、長期休暇中、不定期の一時保育等、仕事と子育てを両立するための保育事業のニーズ増加もみられます。

本市では、年々出生数やこどもの人口は減少していますが、多様な子育て環境の状況を鑑み、保護者のニーズに対応したサービスを提供する体制の整備が求められます。また、支え手となる生産年齢人口の減少も見込まれており、行政や関係機関、関係団体、地域等が連携し、効果的かつ効率的なサービスの提供が必要です。

### (3) 多様な状況にある子ども・若者への切れ目のない支援の充実

本市では、ひとり親世帯、就学援助が必要な世帯、障害者手帳を持つ子ども・若者、外国籍市民など、特に支援が必要であると想定される世帯、子ども・若者等が増加しています。ニーズ調査においては、ひとり親世帯とそうでない世帯、収入の差などにより、教育・保育ニーズが異なっていることから、子育て当事者や特に支援を必要とする子ども・若者への切れ目のない支援が必要とされています。

加えて、不登校児童・生徒数は増加傾向で推移しています。不登校の背景には心身、家庭や学校の状況など様々な要因が存在していると考えられます。子ども・若者アンケートからは、ヤングケアラーと思われる生徒も存在することが明らかになり、制度の狭間にある課題への支援の充実も重要です。

ＡＬＬえなネウボラ会議においても、上記のような課題が多く挙がっており、すべての子どもの悩みや状況等に寄り添いながら、それぞれの対象に応じた切れ目のない支援の充実が必要です。

### (4) 子どもまんなか社会の実現に向けた機運醸成

本計画は、国が示す「子ども基本法」に基づく、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「子どもまんなか社会」の実現をめざすために策定するものです。

岐阜県で実施されている子どもの意見聴取では、「子どもや当事者の意見をもっと反映して欲しい」という意見がいくつか見られました。また、子ども・若者アンケート調査では、本市において子ども・若者の意見を聞いてもらえているかどうかについては、『聞いてもらえていると思う』が中学生で5割程度、高校生で4割程度となっており、「子どもまんなか社会」の実現に向かっていると思うかについては『向かっていると思う』が中学生で5割程度、高校生で4割程度となっています。特に、後者の設問においては、「わからない」の回答が中学生では3割程度、高校生では5割近くとなっています。子どもまんなか社会を実現するため、まずは「子ども基本法」、「子どもまんなか社会」などの考え方を、子ども・若者はもちろん、大人にも浸透させていく必要があります。

## 第3章 基本構想

### 1 計画の基本理念

こどもたちの明るい笑顔は、親や家庭のみならず地域全体を輝かせるみんなの宝です。地域がつながり合い、地域全体で子育てすることで、こども・若者が恵那のまんなかで輝き、本市の希望あふれる未来につながります。また、こども・若者が持つ思いを素直に伝えられる環境をつくり、その思いをまっすぐ受け止め、こども・若者も含めた地域全体で本市の未来を築いていくことが大切です。

これまで、本市では、「第2期恵那市子ども子育て支援事業計画」において、「みんなで育もう 地域を愛する 恵那の宝 ～未来につなぐ恵那の宝～」を基本理念として掲げ、本市が持つ自然・歴史・文化・市民活動等地域特性を活かし、こどもたちに多くの出会いや体験機会、地域住民による子育て支援、切れ目のない子育て支援サービス等の提供により、継続的に安心してこどもを産み育てる環境を充実させ、すべてのこどもが健やかに成長できる社会を実現するための施策を推進してきました。

引き続き、上記の取組を進めつつ、家族をはじめ、地域住民、関係団体、こども園、保育所、幼稚園、学校、企業、病院、行政等多様な主体が連携し、協働することで、地域が一体となってこども・若者、子育てを支援し、こども・若者が誰一人取り残されることなく、一人ひとりが未来に夢と希望を持つことができる恵那市をめざして、各種の施策に取り組めます。

これらの考えを踏まえ、本計画においては、以下のような基本理念を定めます。

#### 基本理念

地域のつながりで育む えなっ宝が輝くまち

～こども・若者が持つ思いにまっすぐ向き合い、  
恵那の未来をみんなで築く～



(恵那市公式キャラクター「エーナ」)

## 2 計画の体系の考え方

本計画に掲載する施策は、すべての子ども・若者が対象となるアプローチと、各ライフステージ・主体に併せたアプローチが考えられます。本計画は、「ライフステージを通した基本目標」、「ライフステージ別のめざす姿」、「子育て当事者のめざす姿」の3軸で体系化し、子ども大綱を勘案しながら、子ども・若者、子育て支援にかかる施策を推進していきます。

### (1) ライフステージを通した基本目標

#### 基本目標1

子どもまんなか社会実現に向けた環境整備

#### 基本目標2

子ども・若者の命と健康を守る支援の充実



#### 基本目標3

子ども・若者の将来を支える社会づくり

#### 基本目標4

特に支援を必要とする子ども・若者への支援

### (2) ライフステージ別のめざす姿

子どもの誕生前から幼児期まで

学童期・思春期

青年期



#### めざす姿

充実した切れ目ない教育・保育サービスのもとで、母子ともに健やかに育つ

#### めざす姿

心身ともに健康に過ごし、安心できる環境で教育を受けながら育つ

#### めざす姿

切れ目ない支援により、将来へのステップアップに希望を持って過ごす

### (3) 子育て当事者のめざす姿



#### めざす姿

それぞれの状況に関わらず、どのような世帯も安心して子育てができる

### 3 計画の施策体系

#### (1) ライフステージを通じた基本目標と基本施策

ライフステージを通じた基本目標として以下の4つを掲げ、それらのもとに設定した基本施策のもとに事業を展開していきます。



##### 基本目標1 こどもまんなか社会実現に向けた環境整備

こども基本法やこどもの権利などについて、広くその重要性について啓発や情報発信を行い、こども・若者を主とした地域づくりを行うことで、社会全体で「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくります。

###### 基本施策

- 1 情報提供・啓発活動の推進
- 2 こども・若者の意見反映と活躍促進
- 3 こども・若者を見守り・支える地域づくり

##### 基本目標2 こども・若者の命と健康を守る支援の充実

こども・若者が生涯を通じて健康を保持できるように、世代を通じた健康への支援や思春期におけるこころの健康づくりまで、一貫してこども・若者の心身の健康づくりに取り組みます。また、こども・若者の安全・安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

###### 基本施策

- 1 こども・若者の健康づくり
- 2 安全確保のための取組の推進

##### 基本目標3 こども・若者の将来を支える社会づくり

様々な教育や体験の機会を提供することで、こども・若者が人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の担い手となるよう支援します。

###### 基本施策

- 1 豊かな学びを支える多様な教育の充実

##### 基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者への支援

虐待や貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。また、障がいのあるこども・若者やヤングケアラーなどを適切な支援につなげます。

###### 基本施策

- 1 虐待の防止、早期発見・早期対応
- 2 ヤングケアラーとその家庭への支援
- 3 障がいのあるこどもへの支援
- 4 こどもの貧困への支援と対策

## (2) ライフステージ別のめざす姿と基本施策

ライフステージ別のめざす姿をそれぞれ以下のように掲げ、それらの下に設定した基本施策をもとに事業を展開していきます。

こどもの誕生前から幼児期まで

### ○ こどもの誕生前から幼児期まで

**充実した切れ目ない教育・保育サービス  
のもとで、母子ともに健やかに育つ**

こどもの誕生前から幼児期までを通じて健康に過ごせるよう、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。また、安全で健やかに育てるよう、教育・保育体制の整備を進めます。

#### 基本施策

- 1 母子に対する切れ目のない保健・医療の提供
- 2 教育・保育提供体制の整備



学童期・思春期

### ○ 学童期・思春期

**心身ともに健康に過ごし、安心できる  
環境で教育を受けながら育つ**

学童期・思春期において、心身を健康に保ちながら、安心して教育を受けられるよう、健康面、安全面、教育面への取組を充実します。また、こども・若者が自分らしく健やかに過ごせる居場所づくりに取り組みます。

#### 基本施策

- 1 心身の健康確保及び増進
- 2 学校等における教育の充実
- 3 安心して生活できる学校環境の整備
- 4 将来についての教育の推進
- 5 こども・若者の居場所づくり



青年期

### ○ 青年期

**切れ目ない支援により、将来へのステップアップに  
希望を持って過ごす**

青年期の若い世代が、こころの健康を保ちながら、将来の仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

#### 基本施策

- 1 こころとからだの健康づくり
- 2 就労支援の充実
- 3 結婚やこどもを持つことへの支援



### (3) 子育て当事者のめざす姿と基本施策

子育て当事者のめざす姿を以下のように掲げ、それらの下に設定した基本施策をもとに事業を展開していきます。

#### ○ 子育て当事者

それぞれの状況に関わらず、どのような世帯も安心して  
子育てができる

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実を図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援等を提供します。さらに、仕事と子育ての両立を支援するため、国や県と連携して子育て家庭への取組を進めます。



#### 基本施策

- 1 経済的負担への支援
- 2 よりそう支援
- 3 子育て環境支援

## 4 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

国の「こども大綱」において位置づけられている「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標を踏まえ、本計画においても同様の項目で数値目標を掲げ、計画を推進していきます。

### ■数値目標一覧

No.	項目	国こども大綱		恵那市	
		現状(%)	目標(%)	現状(%)※	目標(%)
1	こどもまんなか社会の実現に向かっていると考える人の割合	15.7 (2023)	70	中高生:42.4	70
2	生活に満足しているこどもの割合	60.8 (2022)	70	中高生:65.5	70
3	今の自分が好きだと答えるこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)	60.0 (2022)	70	中高生:65.3	70
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合	74.2 (2022)	80	中高生:62.0	80
5	自分には自分らしさというものがあると考えるこども・若者の割合	84.1 (2022)	90	中高生:86.4	90
6	どこかに助けしてくれる人がいると するこども・若者の割合	97.1 (2022)	現状維持	中高生:97.4	現状維持
7	今までに社会生活や日常生活を円滑に送れたとするこども・若者の割合	51.5 (2022)	70	中高生:54.8	70
8	こども政策に関して意見を聞いてもらえていると考えるこども・若者の割合	20.3 (2023)	70	中高生:46.2	70
9	自分の将来について明るい希望を持っているこども・若者の割合	66.4 (2022)	80	中高生:72.9	80
10	日本の将来は明るいと考えてるこども・若者の割合	31.0 (2018)	55	中高生:40.1	55
11	結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合	27.8 (2023)	70	高校生:42.5	70
12	こどもの世話や看病について頼れる人がいると答えた人の割合	83.1 (2022)	90	就学前保:96.1 小学生保:94.3	現状維持

※本市の現状値の対象は、国こども大綱の対象と異なっており、「中高生」はこども・若者アンケート、「就学前保」はニーズ調査の就学前児童保護者、「小学生保」は同調査の小学生児童保護者の結果から算出しています。

## 第4章 基本計画・実施計画

### 1 ライフステージを通じた基本施策

#### 基本目標1

#### こどもまんなか社会実現に向けた環境整備



#### 現状と課題

「こども基本法」は、社会全体で総合的にこども施策を実施していくための包括的な法律として令和5年4月1日に施行されました。さらに、こども施策を実効性のあるものとするための「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。

「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、社会全体でこども・若者や子育てをする保護者等を支援し、後押しする社会をつくっていく必要があります。

一方で、令和5年度に本市で実施したアンケート調査では、恵那市の取組へのこども・若者等の意見の取り入れについて、当事者である中高生において「自分たちの意見が尊重されている」という実感が乏しいのが現状です。また、「こどもの権利」「こども基本法」等の認知度も低くなっており、「こどもまんなか社会」の実現に向けて必要な知識・情報は、あまり浸透していないと考えられます。

今後は様々な場面で当事者であるこども・若者の意見を聞いたり、話し合ったりできる機会を設けるとともに、大人に対しても「こどもまんなか社会」に向けた周知・啓発を進めていく必要があります。

本市においても、あらゆる場面で当事者等の意見を聞く機会を充実し、こどもの権利を尊重するとともに、こども・若者や子育て家庭を温かく見守る地域づくりを社会全体で推進し、「こどもまんなか社会」実現の基盤をつくっていくことが重要です。

#### 基本施策

##### 1 情報提供・啓発活動の推進

- 本市全体で「こどもまんなか社会」をめざして取り組んでいけるよう、市内のイベントなどで、「こども基本法」や「こどもの権利」について理解を深められる機会を設けます。
- 当事者であるこども・若者だけでなく、こども・若者を支援する立場である大人も対象とし、いじめや児童虐待などのこどもの権利侵害等に関する意識を高めることができるよう、情報提供や啓発活動を推進します。

■重点事業

事業名	青少年育成会議における人権啓発活動の推進				担当課	社会教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 恵那市青少年育成市民会議において、ひきこもりや不登校、いじめ問題を抱える子どもを支援することを方針に、街頭啓発やパトロール活動、広報、研修会等を行う。</li> <li>・ 恵那市青少年育成市民会議において、講演会や事例発表などを通じて、子どもを取り巻く社会環境などを学ぶ研修を実施する。</li> <li>・ 各地域の青少年育成町民会議において、地域全体でのこどもの健全な育成をめざした子ども・親子向けイベント等を実施し、こどもの包括的な人権を尊重する教育・啓発の推進を行う。</li> </ul>					
数値目標	■恵那市青少年育成市民会議における研修の出席率					
	令和5年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	39.6%	➡				50.0%

■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組1 子どもまんなか社会に向けた社会機運の醸成		
1	市内のイベントにおける啓発活動の実施	子育て支援課
2★	青少年育成会議における人権啓発活動の推進	社会教育課
取組2 子ども基本法やこどもの権利等の周知・啓発		
3	子ども基本法やこどもの権利等の周知	子育て支援課
4	人権を学ぶ講演会・公開授業の実施	学校教育課
5	教職員研修の実施	学校教育課

2 子ども・若者の意見反映と活躍促進

○子どもや若者が市政に興味・関心を持ち、意見を表明することができる機会を充実し、市政への子ども・若者の意見の反映に努めます。

■重点事業

事業名	中学生と恵那市の未来を語る会の実施				担当課	議会事務局
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもたちからの様々な提案に耳を傾け、市政に反映させるとともに、議会に対する理解を深めてもらうことを目的とし、市内の子どもたちを対象に「語る会」を年に1回開催する。</li> <li>・ 提案は市議会で受け止め、市政に反映するよう市長へ報告する。</li> </ul>					
数値目標	■中学生と恵那市の未来を語る会の実施回数					
	令和6年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	1回	➡				1回

■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組3 こども・若者の意見反映と活躍促進		
6	こども・若者の意見聴取	子育て支援課
7★	中学生と恵那市の未来を語る会の実施	議会事務局

3 こども・若者を見守り・支える地域づくり

- 「恵那市公園在り方指針」に基づいた公園の整備を行い、こども・若者等の遊びや体験の場を創出します。
- こども・若者を見守る地域づくりを進めるため、地域の自然資源や伝統文化を活かした体験の機会や、市内企業の体験見学機会の提供など、地域での交流の機会を提供します。
- 奨励金や補助金の給付により、子育てにやさしい地域づくりを推進します。

■重点事業

事業名	拠点公園・地域公園の整備				担当課	都市整備課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に策定した市内の公園の今後の在り方を示す「恵那市公園在り方指針」に基づき、全庁的な体制で、地域ニーズを踏まえた市民の憩いの場を確保する公園の検討を進める。</li> <li>・公園整備を検討する際に、こども・若者の意見を取り入れ、こども・若者の視点に立った遊び場（屋内遊戯施設等）の創出を図る。</li> </ul>					
数値目標	■新たな公園の整備（拠点公園・地域公園）					
	令和6年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	4か所	→				6か所

■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組4 こどもの遊び場や交流機会の創出		
8★	拠点公園・地域公園の整備	都市整備課
9	三学のまちづくり支援事業	社会教育課
取組5 こども・子育てにやさしい地域・住まいの拡充		
10	重層的支援体制整備事業	社会福祉課
11	住宅団地開発支援事業奨励金	建築住宅課
12	民間分譲住宅地開発支援事業補助金	建築住宅課
13	リニアまちづくりの推進	都市整備課
14	移住定住推進事業	地域振興課 (移住定住推進室)

## 基本目標2

# こども・若者の命と健康を守る支援の充実



## 現状と課題

少子高齢化や核家族化の影響、外的環境の変化等により、こどもたちの生活習慣の乱れが指摘されていますが、基本的な生活習慣はこどもの成長過程において大きな意義を持っており、その乱れは学習意欲や気力・体力の低下につながるだけでなく、様々な問題行動の要因ともなります。生涯を通して継続的に健全な基本的な生活習慣を身につける必要があります。

そして、こころと身体はあらゆる活動の源となつてこども・若者の自立に深く関わってきます。わが国の若年層の死因に占める自殺の割合は高く、令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」ではこども・若者の自殺対策が重点施策に位置づけられました。令和6年度に本市で開催したALLえなネウボラ会議においても、こども・若者と接点のある活動者が感じる課題として、就学前から高校・大学等卒業時までの各段階に応じたこころの健康への対策を求める声が挙がっています。支援を必要とするこども・若者の声を見過ごしてしまうことがないように、家庭、園等、学校、地域などが連携して相談や見守りを進め、こども・若者の生きる力を育むことが重要です。

また、こども・若者の命を脅かす事態として、こどもを狙った犯罪や交通事故等が挙げられます。近年では、低年齢からインターネットが使えるスマートフォン等を手に取るこどもが増えており、こども・若者が安全に生活できるよう、学校での適切な教育をはじめとして、地域ぐるみでこども・若者を守る機運の醸成も必要です。

## 基本施策

### 1 こども・若者の健康づくり

- 健康な生活を維持するために大切な要素のひとつである食習慣を定着させるため、学校における栄養教諭・食育担当者による指導や給食を通じた地産地消等を推進し、こども・若者への食育に取り組めます。
- 関係機関と連携し、こども・若者の自殺対策を推進するとともに、多様な方法による相談体制により、こども・若者のこころの負担軽減を図り、必要に応じて関連する専門機関へとつなぎます。

■重点事業

事業名	SOSの出し方に関する教育				担当課	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー等が児童・生徒に、悩みや困りごとがあったときのSOSの出し方について、授業を実施する。</li> <li>・1人1台タブレットの活用により、アプリにて児童・生徒のこころの様子の把握に努める。</li> </ul>					
数値目標	■学校にいる大人にいつでも相談できる児童・生徒の割合※					
	令和5年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	70.0%	➡				80.0%

※全国学力・学習状況調査の設問「先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」に対して「あてはまる」または「どちらかと言えば、あてはまる」と回答した児童・生徒の割合。

■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組6 家庭、学校、地域等が連携した食育の推進		
15	たべるサポーター事業	健幸推進課
16	健幸フェスタの実施	健幸推進課
17	学校給食等地消地産推進事業	農政課
18	高校生と学校給食連携事業	農政課
取組7 自殺総合対策大綱に基づく総合的な取組		
19	自殺対策の推進	社会福祉課
20★	SOSの出し方に関する教育	学校教育課
取組8 電話・SNS等を活用した多様な相談体制の充実		
21	こころの相談の実施	社会福祉課
22	健康相談（オンライン健康相談）の実施	健幸推進課
23	こころの体温計（メンタルヘルスチェック）の設置	社会福祉課

## 2 安全確保のための取組の推進

- インターネット利用の際のフィルタリングシステム導入や、ネットリテラシー(インターネットを適切に使いこなす能力)教育を行い、安全にインターネットを使用できるよう対策を行います。
- DVをはじめとした暴力の根絶に向けて、パンフレット・広報紙などによる啓発、相談窓口の周知等を行い、若い世代に知識の普及を進めるとともに未然防止を図ります。
- 乳幼児健診の対象者に対し、こどもの事故(誤飲、溺水、窒息、転落、熱傷等)の防止に向けた情報提供や啓発を行います。
- こどもの生命・尊厳・安全を脅かす各種の犯罪被害や交通事故等の未然防止に向け、各種啓発活動を推進するとともに、防犯・交通安全情報を提供します。
- 市内の小・中学校において、児童・生徒の災害時に対する意識向上に向けた指導や避難訓練等を実施します。

### ■重点事業

事業名	インターネット情報モラル教育の実施					担当課	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校で情報モラルに関する学習を行い、児童・生徒にインターネット(SNS等)の利用に関する倫理やマナーを指導する。</li> <li>・情報技術やサービスの変化、児童のインターネットの使い方の変化に伴い、学校はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努める。</li> </ul>						
数値目標	■情報モラル及びインターネット(SNS等)の適切な利用に関する教育を実施する学校の割合						
	令和5年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】	
	21校 (100%)	→				18校※ (100%)	

※統廃合により学校数は減少するが、すべての小・中学校での実施を継続することを目標値とする。

### ■主な取組と事業(★：重点事業)

No.	事業名	担当課
取組9 インターネットの利用に関する対策		
24	フィルタリングシステムの導入	学校教育課
25★	インターネット情報モラル教育の実施	学校教育課
取組10 暴力等に対する対策の強化		
26	DV対策の実施	子育て支援課
取組11 防犯・交通安全対策、防災対策等の推進		
27	事故予防の周知	健幸推進課
28	防犯・交通安全教育の実施	学校教育課
29	キッズゾーン整備	幼児教育課
30	通学路交通安全プログラム	学校教育課
31	防災教育の実施	学校教育課

## 基本目標3

# こども・若者の将来を支える社会づくり



## 現状と課題

近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっています。こども・若者が次代を生き抜く力を身につけていくことが重要であり、さらにはグローバル化が進む中で国籍、文化、習慣、考え方等の違いを認め合い、互いの人権を尊重し、共生していく意識を育んでいくことが重要となっています。

令和6年度に実施した中高生へのアンケート調査では、現在悩んでいることや不安に感じていることとして「将来のこと」と回答した人は中学生で約3割、高校生で約4割と、年齢が上がるにつれて増加しています。また、「性のこと」と回答している人が1%前後ではあるものの、性について悩んでいる生徒が存在していることも伺えます。こども・若者が多様な価値観を認め合いながら将来活躍していけるよう、様々な視点から未来につながる教育を進めていくことが求められます。

## 基本施策

### 1 豊かな学びを支える多様な教育の充実

- 保育教諭や図書館司書、読み聞かせボランティア等との連携のもと、こどもが様々な物語や絵本に触れることができる機会を増やすことで、語彙力や表現力、想像力の育成を支援します。
- こども・若者が将来多様な場で活躍できるよう、市内のこども園等、小・中学校において、こども・若者への多文化共生・国際交流に対する意識醸成、理解促進を図り、国際交流や多文化共生を推進します。
- 県が導入するパートナーシップ宣誓制度の周知・啓発を行うことで、当事者への利用促進を図るとともに、こども・若者が互いの人権を尊重し、共生していく意識を醸成します。
- 市内の小・中学校において、S t e a m教育を導入し、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力の育成に努めます。
- 「恵那未来キャンパス」において、プログラミング講座などのビジネスで役立つスキルを身につけるための支援を行い、将来の本市における雇用の維持・拡大を図ります。

■重点事業

事業名	恵那未来キャンパス構想				担当課	企画課
事業内容	・バロー恵那ショッピングセンター2階「恵那未来キャンパス」において、若い世代に向け、新たな学びの場を提供するため、プログラミング講座など多様な講座を開催する。また、講座がない時は、高校生などの自習スペースとして開放する。					
数値目標	■「恵那未来キャンパス」の利用者数					
	令和5年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	2,626人	→				3,000人

■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組12 こどもの読書活動の充実		
32	ブックスタート事業	社会教育課 (中央図書館)
33	ブックトーク事業	社会教育課 (中央図書館)
34	障がいのあるこどもの読書活動推進支援	社会教育課 (中央図書館)
35	読み聞かせ活動及びおはなし会の開催	社会教育課 (中央図書館)
取組13 国際交流や多文化共生の推進		
36	国際理解教育促進（ALT派遣）	学校教育課
取組14 性の多様性についての理解促進		
37	パートナーシップ宣誓制度の周知・啓発	社会福祉課
取組15 S t e a m教育等の推進		
38	S t e a m教育の導入	学校教育課
39★	恵那未来キャンパス構想	企画課

## 基本目標4

### 特に支援を必要とするこども・若者への支援



## 現状と課題

児童虐待やヤングケアラー、こどもの貧困、障がいなど、こども・若者を取り巻く問題は多岐にわたっており、様々な状況に置かれているこども・若者の現状を把握し、当事者の声を聞きながら取組に反映させていく必要があります。

児童虐待については全国的にも増加傾向にあり、令和4年度では過去最多となっています。本市においても虐待の認知件数は、令和2年度以降増加傾向にあり、要保護児童・DV防止対策地域協議会を設置し、関係機関で連携を図りながら対応を行っています。

中高生へのアンケート調査では、家族の中にお世話をしている人がおり、かつそのことで自分の時間や十分な睡眠が取れないことがある生徒の割合が全体の0.8%みられました。ヤングケアラーは、こども本人や家族に自覚がないことで顕在化しづらくなる場合もあると言われており、学校や地域などの身近なところで気かけながら、それぞれの家庭にあった支援につなげていくことが重要です。

こどもの貧困問題は、こども・若者の心身の健康、多様な生活経験、進学機会など、様々な側面に影響を及ぼします。また、そのような状況が「貧困の連鎖」を生むことも懸念されます。本市で暮らすこども・若者が、生まれ育った環境によってその未来が閉ざされてしまうことがないように、貧困対策に取り組んでいくことが必要です。

## 基本施策

### 1 虐待の防止、早期発見・早期対応

- 児童虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、要保護児童・DV防止対策地域協議会を中心に、関係機関の情報共有と連携のさらなる強化に努めます。
- こども家庭センターを中心として、こども園、学校、児童相談センター等各種相談機関と連携しながら迅速に情報共有することで、適切な支援につなぐ包括的な体制の強化を図ります。

■重点事業

事業名	要保護児童・DV防止対策地域協議会の開催				担当課	子育て支援課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の三層により、被虐待児をはじめ、要保護児童等への対応を図る。</li> <li>・支援対象者と関わる関係機関の代表者による代表者会議と、実務担当者による実務者会議を開催し、要保護児童及びDV被害者の実態把握と支援の検討、共有を図る。</li> <li>・緊急性や危険性の高い事例が発生した場合は個別ケース会議を開催し、支援の方法や役割分担を決定する。</li> </ul>					
数値目標	■協議会による支援対象者数					
	令和5年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	44人	→				40人

■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組16 虐待の防止、早期発見・早期対応		
40	こども家庭センターにおける包括的支援	子育て支援課
41★	要保護児童・DV防止対策地域協議会の開催	子育て支援課

2 ヤングケアラーとその家庭への支援

- ヤングケアラーについての情報提供を行い、周囲の理解を深めることで、ヤングケアラーの早期発見・把握と必要な支援につなげることができる地域づくりを進めます。
- 学校において、定期的に児童・生徒のこころの様子把握に努め、早期発見に努めます。
- ヤングケアラーと思われる児童・生徒には学校において個別相談を行い、家庭状況を把握し、どのような支援を必要としているかを確認した上で、関係機関と連携し、必要な支援につなぎます。
- こども家庭センターは、ヤングケアラーであるこどもの立場に立った関係機関の調整・継続的なマネジメントを実施します。

■重点事業

事業名	児童・生徒の個別相談				担当課	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1台タブレットの活用により、アプリで児童・生徒のこころの様子把握に努める。</li> <li>・心の教室相談員やスクールカウンセラーなどの専門スタッフが、児童・生徒の悩みや困りごとについて個別相談を行う。</li> </ul>					
数値目標	■心の教室相談員の配置率					
	令和5年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	52.0%	→				70.0%

■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組 17 ヤングケアラーへの理解促進		
42	ヤングケアラーの周知・啓発	学校教育課
取組 18 適切なアセスメントによる家庭への支援		
43★	児童・生徒の個別相談	学校教育課
44	こども家庭センターにおける包括的支援【再掲】	子育て支援課

3 障がいのあるこどもへの支援

- 恵那市こども発達センターにおける指導やその他サービスにおいて、障がい児、医療的ケア児等の支援を充実します。
- 療育機関等との連携会議を定期的に行い、情報共有を行うとともに、必要な支援について検討します。
- 障がいのあるこども、発達に特性のあるこどもやその保護者に対し、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行います。
- こども園、保育所、幼稚園、学校等への受け入れに向けて、こどもの個々に合った適切な就園・就学を提供するための相談や、人材の確保・育成など支援体制の整備に努め、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を進めます。

■重点事業

事業名	こども発達センターにおける指導				担当課	子育て支援課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉や心身等の発達に不安がみられ、本来の能力が十分に発揮できないこどもに対し、一人ひとりに適した指導を行い健やかな発達を促し、早期療育指導を行う。</li> <li>・こども発達センターを利用するこどもの保護者を対象に、ペアレント・トレーニングを実施する。</li> <li>・LED照明の導入等、必要に応じた改修、整備を計画的に実施し、施設の老朽化対策や環境整備を図る。</li> </ul>					
数値目標	■こども発達センター利用満足度※					
	令和6年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	71.4%	➡				75.0%

※こども発達センター利用者アンケート結果において、「大いに満足」と回答した人の割合。

■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組 19 障がい児、医療的ケア児等の支援体制の強化		
45★	こども発達センターにおける指導	子育て支援課
46	障害児通所支援	子育て支援課
47	障害福祉サービス利用促進事業	子育て支援課
48	こども園巡回相談	幼児教育課
49	療育機関等との連携会議	幼児教育課 学校教育課 子育て支援課
50	医療的ケア児コーディネーターによる支援	子育て支援課
取組 20 障がい児を持つ親への相談支援の充実		
51	発達相談	学校教育課
取組 21 学校等におけるインクルーシブ教育システムの実現		
52	就学相談	学校教育課
53	指導人材育成等の教育環境整備	学校教育課

4 こどもの貧困への支援と対策

- 様々な理由から十分に学習ができていない児童・生徒を地域未来塾や寄り添い型学習支援につなげ、学習支援を推進します。
- 経済的な理由により就学が困難な児童・生徒または就学予定者の保護者に対し、費用の援助を行います。
- こどもや保護者、地域の方への食事提供を通じた、こどもと大人たちのつながり、地域の交流の場づくりとしての「こども食堂」の周知を図ります。

■重点事業

事業名	地域未来塾					担当課	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な理由から家庭での学習が困難な高校進学をめざす中学3年生を対象に、高校進学をめざした不得意分野の克服、学習習慣の定着等を目的に学習支援を実施する。</li> <li>・講師の確保、開設講座数の増設に努める。</li> </ul>						
数値目標	■地域未来塾の開設講座数						
	令和6年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】	
	10 講座	→				15 講座	

■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組 22 連携による教育支援の推進		
54★	地域未来塾	学校教育課
55	寄り添い型学習支援の実施	子育て支援課
取組 23 生活の安定に資するための保護者の就労や経済支援の推進		
56	フードドライブ・フードパントリーの周知	子育て支援課 社会福祉課
57	こども食堂への支援	子育て支援課
58	生活困窮者就労支援及び生活保護者就労支援	社会福祉課
取組 24 就学援助、修学支援による教育費負担の軽減		
59	就学援助	学校教育課
60	奨学資金	教育総務課

## 2 ライフステージ別の基本施策

こどもの誕生前から幼児期までのめざす姿

充実した切れ目ない教育・保育サービスのもとで、母子ともに健やかに育つ



### 現状と課題

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。また、近年は核家族化の進行や妊産婦の高齢化、外国籍世帯の増加等、出産を取り巻く状況が変化してきており、それぞれの育ちの環境は多様であるため、その多様性を尊重しつつ、切れ目ない支援を提供していく必要があります。

特に、母子の健康づくりはこどもの安定した育ちに重要な要素です。国では、産後ケア事業が母子保健法に位置づけられ、本市においても平成 29 年度から産前・産後サポート事業を開始しています。妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活が送れるよう、各種健診や相談、必要な情報提供や産前・産後のサポートを一体的に切れ目なく行っていくことが重要です。

また、本市における就学前の教育・保育サービスについては、平成 27 年度に施行された子ども・子育て支援制度に基づき、量の拡大・質の向上を図ってきました。出生数の減少はあるものの、保護者へのアンケート調査によれば、出産後の母親の就労意向の変化により低年齢児や休日の保育ニーズが増加していることが伺え、今後も各種支援サービスに求められる事項は増加・多様化することが見込まれます。母子ともに健やかに安心して過ごせる環境づくりに向けて、それぞれの課題に対応していく必要があります。

### 基本施策

#### 1 母子に対する切れ目のない保健・医療の提供

- 母子健康手帳交付時から妊娠・出産に関する正しい知識の普及や妊娠中の相談支援、出産後の各種支援事業の提供を行い、安心して出産・子育てができる環境づくりを行います。
- 医療と母子保健の連携により、支援が必要な対象者を早期に発見し、医療、保健、福祉等の必要な支援につなぎ、安心・安全に妊娠・出産ができるよう支援します。
- 安心して出産・子育てを迎えられるよう、妊娠期から出産、産後まで一貫した切れ目のない支援を実施します。
- 成長発達の確認や異常の早期発見・早期治療、育児不安の軽減、虐待予防を目的に、多職種連携のもと定期的に集団健診や各種教室を実施し、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援や様々な事業へつなぎます。

■重点事業

事業名	産後ケア				担当課	子育て支援課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産した後も安心して子育てできるように、退院直後から母子に対して、宿泊型または通所型で恵那病院助産師による、授乳や沐浴のアドバイス、育児相談、生活面の指導等、心身のケアや育児のサポートを行う。</li> <li>・家族などから十分な支援が受けられない方のセーフティネットとして実施する。</li> <li>・産婦の希望する時間、場所で支援を受けることができ利用しやすい支援として、県助産師会に委託しアウトリーチ型を実施する。</li> <li>・産後の母がリフレッシュ、または休息を取るため、デイケア半日型を医療機関にて実施する。</li> </ul>					
数値目標	■産後ケア施設数					
	令和6年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	2か所	➡				5か所

■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組 25 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化		
61	多胎児支援	健幸推進課 子育て支援課
62	もうすぐパパママ学級	子育て支援課
63	母子健康手帳交付事業	健幸推進課 子育て支援課
取組 26 医療と母子保健との連携強化		
64	産婦人科・小児科の充実	地域医療課
65	医療機関との連携	子育て支援課
取組 27 産後ケア事業の提供体制の確保等、産前・産後の支援の充実と体制強化		
66	産前・産後サポート	子育て支援課
67★	産後ケア	子育て支援課
68	妊婦一般健康診査	健幸推進課
69	母子保健訪問指導（新生児訪問）	健幸推進課 子育て支援課
70	ねんね期ママのサロン	子育て支援課
71	マタニティ・サポート 119	消防課
取組 28 こども家庭センターにおける切れ目のない継続的な支援		
72	こども家庭センターにおける包括的支援【再掲】	子育て支援課
取組 29 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援		
73	乳幼児ホームとの連携	子育て支援課

No.	事業名	担当課
取組 30 乳幼児健診等母子保健事業の推進		
74	乳幼児健診	健幸推進課
75	乳幼児教室・相談	健幸推進課
76	乳幼児健診のデジタル化	健幸推進課
77	新生児聴覚検査	健幸推進課
78	はみがき教室	健幸推進課
79	喫煙対策	健幸推進課
80	恵那中央出張所えなえーる（ひよっこ測定）	子育て支援課

## 2 教育・保育提供体制の整備

○こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、病児保育などにおける保護者への支援を充実し、安心してこどもを預けられる環境づくりに努めます。

○こども園、保育所、幼稚園において、障がいのあるこどもや外国籍のこども等、特別な配慮を必要とするこどもの健やかな成長を支えていけるよう、研修等の充実や支援体制の整備を行います。

○幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、園児やその保護者へのサポートを行います。

○保育教諭の人材確保に向け、保育教諭をめざす学生への就学支援を行います。また、今後保育教諭の確保に向けてさらなる検討を進めます。

### 重点事業

事業名	公立こども園の充実					担当課	幼児教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の教育の指導方針である4本柱のもと、公立こども園14園を運営する。</li> <li>こども園において、あいさつ・読書活動・英語遊び・特色ある園活動を中心に取り組む。</li> <li>3歳未満児の保育ニーズの高まりや、増加傾向にある支援が必要な児童に対応するために、調査や保育教諭の確保に努め、受け入れ体制を整える。</li> <li>地域に必要な施設として、老朽化対策（園舎大規模改修、バリアフリー化）など必要に応じた改修、整備を計画的に実施する。</li> </ul>						
数値目標	■公立こども園の改修実施数						
	令和6年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】	
	0か所	→					6か所

事業名	地域子育て支援拠点事業（こども元気プラザ・地域子育て支援センター）				担当課	子育て支援課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども元気プラザをはじめ、地域子育て支援センターを地域の実情に合わせて、やまびこ、武並、中野方、岩村、山岡、明智、上矢作の各こども園内で、出張ひろばをみさと、串原こども園内で開催し、主に就学前児童の親子を対象とした交流の場を提供するとともに、子育て相談を行う。</li> <li>LED照明の導入等、必要に応じた改修、整備を計画的に実施し、施設の老朽化対策や環境整備を図る。</li> </ul>					
数値目標	■地域子育て支援拠点事業利用者数					
	令和5年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	13,025人	→				13,200人

■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組 31 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、病児保育などでの支援の充実		
81★	公立こども園の充実	幼児教育課
82	私立保育所・幼稚園等への支援	幼児教育課
83	こども園、保育所、幼稚園巡回歯科指導	健幸推進課
84	病児保育事業	子育て支援課
85★	地域子育て支援拠点事業（こども元気プラザ）	子育て支援課
86★	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	子育て支援課
取組 32 特別な配慮を必要とするこどもを含めた支援		
87	特別な配慮を必要とするこどもに関する職員研修の実施	幼児教育課
88	こども園等での受け入れ施設の体制整備	幼児教育課
取組 33 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続		
89	もうすぐ1年生、チャレンジ7の実施	幼児教育課
取組 34 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減		
90	保育教諭修学資金貸付制度	幼児教育課

心身ともに健康に過ごし、安心できる環境で  
教育を受けながら育つ



## 現状と課題

学童期は、こどもにとって身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期であり、思春期は心身が変化し、自己のアイデンティティを形成していく時期です。学童期・思春期のこどもが、成育環境により自らの進路の選択が制約されることなく、安心して成長できる環境が求められます。

特に、学校は児童・生徒が生活の多くの時間を過ごす場です。中高生へのアンケート調査によると、現在悩んでいることや不安に感じる事として、「勉強や進学のこと」や「将来のこと」が上位となっており、「友達関係のこと」、「学校生活のこと」についてもそれぞれ1割以上と、一定数挙げられています。不登校児童・生徒数が本市において増加傾向にあることも踏まえ、こどもの声を丁寧に聞きながら、様々な状況にある児童・生徒が安心して過ごせる環境づくりや、将来への支援を充実していく必要があります。

また、中高生アンケートやALLえなネウボラ会議において、すべてのこども・若者が安全に安心して過ごせる居場所づくりが求められています。今後は、特に当事者であるこども・若者の視点を取り入れながら、新たな居場所を検討していくことが重要です。

## 基本施策

### 1 心身の健康確保及び増進

- 市内の産婦人科・小児科を充実し、こどもが健やかに育つことができる環境を整備します。
- 性や健康に関する教室や相談を実施し、こどもの健康づくりを推進します。

## 重点事業

事業名	産婦人科・小児科の充実				担当課	地域医療課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における出産や育児の安心感を高めるため、公立病院と診療所の密な連携や医療のネットワーク化などにより、産婦人科や小児科の医療体制の充実を図る。</li> <li>・安心して出産・育児ができるよう、市立恵那病院の産婦人科医、小児科医、助産師等の人材確保に努める。</li> <li>・市内の医療機関で勤務してもらうよう、医学生、看護学生への修学資金の貸付事業を継続して実施する。</li> </ul>					
数値目標	■医学生、看護学生への修学資金の貸付件数					
	令和6年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	13件	→				19件

## 主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組 35 小児医療体制の充実と連携強化		
91★	産婦人科・小児科の充実【再掲】	地域医療課
92	予防接種	健幸推進課
取組 36 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援		
93	はみがき教室【再掲】	健幸推進課
94	思春期の健康づくりへの対策	健幸推進課
95	心の教室相談員	学校教育課

## 2 学校等における教育の充実

- 地域の新たな学びの場として、恵那南地区内の各コミュニティセンター等に、地域教育拠点施設を設置します。
- 十分な人材を確保し、学校等における教育を提供するため、ICTの活用やインクルーシブ教育システムに向けた教室・人材の確保を行います。
- 学校、保護者、地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、一緒に子どもたちの成長を支えられるよう、地域住民や保護者等の学校運営への積極的参画を促進し、各コミュニティ・スクールの活動を組織的・計画的に行います。
- 市内のこども園、保育所、幼稚園や小学校において運動遊び交流会、運動教室の実施する「運動習慣はじめの一步」などを通して、スポーツ活動を推進します。また、将来にわたり小学生・中学生がスポーツに継続して親しむことができるよう、持続可能なスポーツ環境を整備します。
- 地域の方を講師として歴史学習や地域の文化を体験する「ふるさと学習」を行うことで、ふるさと恵那に対する誇りと愛着を育みます。

■重点事業

事業名	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）		担当課	学校教育課 社会教育課		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、保護者、地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、一緒に子どもたちの成長を支えることを目的に、各コミュニティ・スクールの活動を組織的・計画的に行う。</li> <li>・コミュニティ・スクールの定着と充実を目指し、地域住民や保護者等の学校運営への積極的な参画を促進する。</li> <li>・各地区に地域学校協働活動組織を立ち上げ、学校支援、放課後、休日等の地域活動の調整やボランティアの確保を進め、連携・協働により、地域の大人と子どもが学び合い、地域コミュニティの活性化を進める。</li> </ul>					
数値目標	■学校運営協議会の設置校					
	令和6年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	21校 (100%)	→				18校 (100%)

※統廃合により学校数は減少するが、すべての小中学校での実施を継続することを目標値とする。

■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組 37 新たな学びの場の提供		
96	夏休み子ども講座	社会教育課 (恵那文化センター)
97	地域教育拠点施設	教育総務課
取組 38 学校における運営体制の充実		
98	I C T教育	学校教育課
99	インクルーシブ教育システムに向けた教室・人材の確保	学校教育課
取組 39 学校を核とした地域づくりの推進		
100★	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）	学校教育課 社会教育課
取組 40 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備		
101	幼少期から青年期を通じたスポーツの推進	スポーツ課 学校教育課
102	ふるさと学習の実施	学校教育課

### 3 安心して生活できる学校環境の整備

- いじめを当事者同士だけではなく学校全体の問題として捉え、いじめ状況調査の実施や人間尊重の気風みなぎる学校づくりにより、いじめの早期発見や早期対応、学校・家庭・地域が協力したいじめの未然防止対策等を推進します。
- 不登校は、どの児童・生徒にも起こりうるという認識を持ち、不登校児童・生徒に対し、社会的自立を促すことができるよう支援を行います。
- 不登校や様々な理由で教室への登校が難しい生徒に対して、市内中学校の校内に居場所をつくり、学習の機会を提供します。
- 児童会や生徒会組織を中心に校則の見直しを図る機会、校則についての保護者の意見聴取の機会を設けることで、当事者の意見を取り入れた校則の見直しを行います。
- 職員研修を実施し、体罰はいかなる場合も許されないことを、事例を通して学ぶ機会を設けます。

#### ■重点事業

事業名	教育相談					担当課	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援室「はなのき教室」、教育支援室「むつみ教室」において、学校生活に適應することが困難で、不登校傾向にある児童・生徒に対して、個別学習、体験学習等を通じて、学習支援・集団生活への適應支援を行う。</li> <li>・相談員が不登校や軽度の発達障がいなどの児童・生徒を持つ保護者や、教員からの相談に応じる。</li> <li>・相談員によるアセスメントをもとに、学校と協力して短期的・長期的な指導の方向性を明確にした上で、指導の充実を図る。</li> </ul>						
数値目標	■不登校※児童・生徒の割合						
	令和5年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】	
	4.2%	➔				3.0%	

※病気、ケガ、経済的な理由を除き、年間30日以上欠席した生徒。

#### ■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組41 いじめ対策の強化		
103	人間尊重の気風みなぎる学校づくり	学校教育課
取組42 不登校等のこどもへの支援体制整備		
104	校内教育支援センターの運営	学校教育課
105★	教育相談	学校教育課
取組43 校則の見直しを行う場合のこどもや保護者等の関係者からの意見聴取		
106	校則の見直しを図る機会の設置	学校教育課
107	保護者懇談会や保護者アンケートの活用	学校教育課
取組44 体罰や不適切な指導の根絶		
108	定期的な職員研修の実施	学校教育課

#### 4 将来についての教育の推進

○子ども・若者が地域への愛着を持ち、本市での将来を描けるよう、まちづくりへのこどもの参加を促進します。

○市内企業を知ることや、様々な職場での体験活動を推進することにより、児童・生徒の「職業」や「仕事」への理解を深め、自らのライフデザインを描けるよう支援します。

#### ■重点事業

事業名	中学生・高校生向け市内企業PR					担当課	商工課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内企業の認知度を高めることで、将来の地元就職の推進を図るため、市内中学校にて、市内企業を集めた企業説明会（ブース形式）を実施する。</li> <li>・高校生を対象に、企業見学、講話、説明会、インターンシップなどを通して市内企業をPRし、地元就職の推進を図る。</li> <li>・高校生と市内企業のインターンシップのマッチングや交通費の助成により、より就職に結びつきやすいインターンシップを実施する。</li> <li>・生徒本人のみならず、保護者に対しても市内企業のPRを行う。</li> <li>・ハローワーク恵那で行っているミニ面説明会実施への協力を検討する。</li> </ul>						
数値目標	■市内中学校における企業説明会の実施校数						
	令和5年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】	
	3校 (37.5%)	→				4校 (100%)	

※統廃合により市内の学校数は減少するが、すべての中学校で実施することを目標値とする。

#### ■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組 45 次代を担うためのこどもの地域参加		
109	こどものまちづくりへの参加促進	地域振興課
取組 46 ライフデザインに関する啓発や職場体験等の充実		
110★	中学生・高校生向け市内企業PR	商工課
111	職場体験学習	学校教育課
112	キャリアパスポートの作成	学校教育課

## 5 こども・若者の居場所づくり

- 「恵那未来キャンパス」やコミュニティセンターなどにおいて、こども・若者が安全に安心して過ごせる居場所となるよう充実を図るとともに、こども食堂などの地域における多様な居場所づくりを促進します。
- こども・若者が安心して過ごせる放課後の居場所として、放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童センターの充実を進めます。特に、児童センターについては、施設の老朽化が進行しているため、計画的な整備を図ります。
- こども・若者の意見を取り入れ、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを検討します。

### 重点事業

事業名	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		担当課	子育て支援課		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内14の小学校区のうち、13校区で通年型のクラブ、1校区で季節型のクラブを運営する。</li> <li>・新たにクラブ設置が必要になった場合や学校施設外で運営している学童については、小学校の余裕教室等の活用について検討を進める。</li> <li>・クラブ運営の担い手となる指導員の安定確保のため、広報での募集や、市・クラブ・地域等の人材確保の連携体制の推進を図る。</li> <li>・こどもが安心、安全にクラブで過ごせるよう、放課後児童支援員及び補助員に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有する研修（「放課後児童支援員等資質向上研修」及び「子育てサポーター研修」）を案内し、放課後児童支援員等の資質向上を図る。</li> </ul>					
数値目標	■指導員等の資質向上のための研修参加率					
	令和5年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	47.7%	➡				80%

### 主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組 47 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり		
113	恵那未来キャンパス構想【再掲】	企画課
114	コミュニティセンターのこどもへの開放	地域振興課
115	こども食堂への支援【再掲】	子育て支援課
取組 48 放課後の居場所づくり		
116★	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	子育て支援課
117	放課後子ども教室	社会教育課
118	児童センター	子育て支援課

## 青年期のめざす姿

切れ目ない支援により、将来への  
ステップアップに希望を持って過ごす



### 現状と課題

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間であり、それぞれ多様な環境に適応し、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。青年期の若者が、自らの適正等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントにかかる選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や支援が求められます。

近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっています。このような中、子ども・若者が自分で将来を選択し、次代を生き抜く力を身につけていくことが重要です。しかしながら、中高生へのアンケート調査によると、約3割が自分の将来に明るい『希望がない』と回答しています。将来や就職への不安の声も挙がっており、就労支援や相談支援等を充実することで、子ども・若者が将来に明るい希望を持って過ごせる社会づくりを進めていく必要があります。

また、日本全体で少子化が進行しており、令和5年の出生数は72万6,000人と過去最少となっています。本市においても出生数は継続して減少しており、少子化に歯止めがかかっていない状況です。出生数の減少は将来的な人口減少につながり、活力ある社会環境の維持が困難になるおそれがあります。少子化の主な原因は未婚化、晩婚化であると言われており、出会いの機会の減少や経済不安などが背景にあると考えられています。本市においても出会いや結婚生活支援に関する事業を推進し、若者等が明るい未来を描き、本市で子どもを育てたいと感じられるような支援施策が求められます。

### 基本施策

#### 1 こころとからだの健康づくり

- 岐阜県若者ステーションや健康相談により、若者のこころの負担軽減を図るとともに、必要に応じて関連する専門機関へつなぎます。
- 地域生活支援拠点「ぷらっと」やひきこもり支援事業により、生きづらさを抱える若者への相談対応を行います。
- 若いひと健診により、若者の健康の確保及び増進に努めます。

## ■重点事業

事業名	若いひと健診の実施					担当課	健幸推進課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気の予防、早期発見、早期治療のため、15歳から39歳の市民を対象に集団健診を実施する。</li> <li>・生活習慣病予防対策として、学校健診で中学3年生の希望者に対して、糖尿病検査（HbA1c）を追加で実施する。</li> </ul>						
数値目標	■若いひと健診の受診者数						
	令和5年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】	
	157人	→					200人

## ■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組 49 悩みや不安を抱える若者等への支援やこころの健康づくり		
119	岐阜県若者サポートステーションの周知（就労サポート）	社会福祉課
120	健康相談（オンライン健康相談）の実施【再掲】	健幸推進課
121	地域生活支援拠点「ぷらっと」による支援	社会福祉課
122	ひきこもり支援事業	社会福祉課
取組 50 若者に対する健診の充実		
123★	若いひと健診の実施	健幸推進課

## 2 就労支援の充実

- 大学生や一般求職者を対象に市内企業のPRや助成金の支給等を行い、地元での就職を推進します。
- 恵那くらしビジネスサポートセンターにおいて、専門スタッフによるビジネス相談を行い、本市における就労を支援します。
- 企業誘致や「恵那市リニアまちづくり構想」に基づいたまちづくりを進め、本市における魅力的な仕事づくりの実現を図ります。

## ■重点事業

事業名	大学生・一般求職者向け市内企業PR				担当課	商工課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生、一般求職者等を対象に、イベントやウェブサイトなどを通して市内企業のPR、インターンシップ助成金の支給等を行い、地元就職の推進を図る。</li> <li>・近隣の大学に市内企業のインターンシップの情報を提供し、インターンシップの受け入れを増やす。</li> <li>・ウェブサイトを改良し、遠方に住むUターン希望者にも市内企業の情報を届ける。</li> </ul>					
数値目標	■中津川・恵那おしごとフェア来場者数					
	令和6年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	291人	➡				350人

## ■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組 51 若者への就職支援		
124★	大学生・一般求職者向け市内企業PR	商工課
125	恵那くらしビジネスサポートセンター	商工課
取組 52 安定した働く場の確保		
126	企業誘致	商工課
127	リニアまちづくりの推進【再掲】	都市整備課

## 3 結婚や子どもを持つことへの支援

- 出生数の増加に寄与する若年層へのアプローチを積極的に推進し、出会いの場の提供を行います。
- 不妊治療にかかる費用の一部助成を行い、子どもを持つことを希望する人への支援を行います。

■重点事業

事業名	結婚支援					担当課	地域振興課 (移住定住推進室)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 恵那ことぶき結婚相談所や地域と協力し、出会いの場の設定など、婚活に対するサポートの強化を図る。</li> <li>・ 個別相談やカップリングパーティーを実施する恵那ことぶき結婚相談所への助成を行う。</li> <li>・ ぎふマリッジサポートセンターと広域的な連携を図る。</li> <li>・ 地域事業主体の婚活イベントへの協力を行う。</li> <li>・ 民間婚活の活用や、地域の特色を活かした婚活イベントの開催を検討する。</li> </ul>						
数値目標	■カップリングパーティー参加者数						
	令和5年 【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年 【目標値】	
	86人	➔					100人

■主な取組と事業（★：重点事業）

No.	事業名	担当課
取組 53 結婚やこどもを持つことへの支援		
128★	結婚支援	地域振興課 (移住定住推進室)
129	不妊治療費（生殖補助医療費）助成	子育て支援課
130	不妊治療・不育症治療通院助成	子育て支援課

### 3 子育て当事者の基本施策

#### 子育て当事者のめざす姿

それぞれの状況に関わらず、どのような世帯も安心して子育てができる



#### 現状と課題

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化しており、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況がみられます。子ども・若者の健やかな成長のためには、どのような状況下にある子育て当事者も、不安や孤立感を感じることなく、健康でゆとりを持ってこどもに向き合えるようにすることが重要です。

本市では、令和6年度からさらなる子育て支援の充実に向けて、「子育てするなら恵那」「結婚するなら恵那」と感じられるよう、「経済的支援」、「よりそう支援」、「子育て環境支援」の3つの施策を柱にした『恵那市子育て支援パッケージ』として子育て応援事業をとりまとめ、実施しています。

保護者へのアンケート調査によれば、自由回答において、こどもの健康や発達に関すること、こどもの性格に関すること、子育てにかかる費用のこと、仕事と子育ての両立に関することなどが挙げられており、悩みや不安が多岐にわたっていることが伺えます。ALLえなネウボラ会議においても、こども園の預かり時間の問題や保育士等の人材不足など、安心してこどもを預けられる環境づくりに向けて様々な課題が挙げられています。また、毎年実施している市民意識調査においては、「理想とするこどもの数」と「実際に持つ予定のこどもの数」に差があることから、「理想とするこどもの数」が育てられるよう、さらなる支援の充実が求められます。

さらに、ひとり親家庭については子育てと仕事の両方を一手に担うことから、保護者の負担感が大きいことやこころのゆとりが持ちにくいことなどが考えられます。就労への支援、こどもの学習支援、相談機会の充実など、様々な側面から支援を進めていくことが重要です。

#### ■恵那市子育て支援パッケージ（令和6年度版）

##### 令和6年度からはじまる恵那市の子育て支援



## 基本施策

### 1 経済的負担への支援

○妊娠・出産時からこどもの育ちの各段階においてかかる費用の補助や医療費の助成により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

○ひとり親家庭に対する子育て支援サービス利用料の軽減や、医療費助成、生活にかかる費用の負担軽減により、保護者の負担軽減を図ります。

#### ■重点事業

事業名	<b>3歳以上児給食費無償化</b>					担当課	幼児教育課
事業内容	・子育て世帯の経済的負担の軽減と子育て環境の充実を図るため、公立こども園の3歳以上児の給食費（主食（白米）・副食費相当分）の無償化、私立保育所・幼稚園への副食費相当分を助成する。						
数値目標	■3歳以上児給食費無償化（主食（白米）・副食費相当分）の実施状況						
	令和6年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】	
	50.0% （副食費相当分実施）					100% （主食（白米）・副食費相当分）	

■主な取組と事業（★：重点事業）（◎：恵那市子育て支援パッケージのうち、令和6年度以降開始した事業）

No.	事業名	担当課
取組 54 教育等にかかる費用の負担軽減		
131◎	出産費用助成事業	子育て支援課
132	妊婦のための支援給付事業	子育て支援課
133	岐阜県第2子以降出産祝金支給事業	子育て支援課
134	第3子以降出産子育て応援給付金支給事業	子育て支援課
135	児童手当の支給	社会福祉課
136★◎	3歳以上児給食費無償化	幼児教育課
137◎	子育て応援入学祝金	子育て支援課
138	岐阜県高等学校就学準備等支援金	子育て支援課
139◎	高校生等通学定期券補助金	子育て支援課
140	放課後児童クラブ利用料の減免	子育て支援課
141	エーナ給食の日事業	教育総務課 （恵那市学校給食センター）
取組 55 医療費等の負担軽減		
142	こどもの医療費助成	社会福祉課

No.	事業名	担当課
143◎	任意予防接種費用助成事業	健幸推進課
144◎	1か月児健康診査支援事業	健幸推進課
取組 56 ひとり親家庭への支援		
145◎	病児保育、ファミリー・サポート・センターの利用料半額減免	子育て支援課
146	ひとり親家庭日常生活支援	子育て支援課
147	自立支援教育訓練給付金	子育て支援課
148	母子父子寡婦福祉資金貸付	子育て支援課
149◎	養育費確保支援事業	子育て支援課
150	児童扶養手当の支給	社会福祉課
151	ひとり親家庭への医療費助成	社会福祉課

## 2 よりそう支援

- 多様な媒体や方法により、保護者によりそう相談支援を行います。
- 家庭教育学級やアウトリーチ型家庭教育支援を通して、子育て・親育ちに関する学びと仲間づくりの機会を提供し、家庭教育支援を推進します。
- 一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）など、子育て支援事業を充実します。
- 預かり保育事業では、長期休業中の幼児コースの預かりを新たに実施し、併せて平日の幼児コースの預かり料金を見直すことで、保護者がどのような場面でも安心してこどもを預けられる環境の整備に努めます。

### ■重点事業

事業名	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）					担当課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を提供する。</li> <li>・保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う。</li> <li>・市街地を中心にこども園、子育て拠点施設等で広く利用できるよう、令和8年度からの本格実施に向けて検討を進める。</li> <li>・地域に必要な施設として、実施に向けた必要な改修、整備を計画的に実施する。</li> </ul>					幼児教育課 子育て支援課
数値目標	■こども誰でも通園制度受け入れ施設数					
	令和6年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	0か所	→				10か所

■主な取組と事業（★：重点事業）（◎：恵那市子育て支援パッケージのうち、令和6年度以降開始した事業）

No.	事業名	担当課
取組 57 相談やプッシュ型の情報提供		
152◎	こども家庭センターにおける包括的支援【再掲】	子育て支援課
153	なんでも相談	健幸推進課
154◎	ねんね期ママのサロン【再掲】	子育て支援課
155◎	見守り支援員ベビー用品宅配事業	子育て支援課
156	公式アプリ「え～なび」	子育て支援課
157◎	子育て支援策のPR	子育て支援課
取組 58 保護者に寄り添う家庭支援の推進		
158	多胎児支援【再掲】	健幸推進課 子育て支援課
159◎	親子関係形成支援事業	子育て支援課
160	乳幼児期の家庭教育学級（乳幼児学級）	社会教育課
161◎	子育て世帯訪問支援事業	子育て支援課
162	アウトリーチ型家庭教育支援	社会教育課
取組 59 地域子ども・子育て支援事業の推進		
163	預かり保育事業 時間外保育事業（延長保育事業）	幼児教育課
164	一時保育事業	幼児教育課
165★	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	幼児教育課 子育て支援課
166	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
167	病児保育事業【再掲】	子育て支援課
168◎	子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	子育て支援課

### 3 子育て環境支援

- 「共働き・共育て」を実現するため、はじめてのこどもを迎える夫婦を対象にパパママ学級を実施し、家庭において夫婦が相互に協力し合って育児ができるよう、子育てについて学ぶことができる機会を提供します。
- 就労環境への働きかけや、事業主への周知・啓発等を通じて、女性と男性がともにキャリアアップや自分らしい働き方と子育てを両立できるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を促進します。
- 「恵那市公園在り方指針」に基づいた公園の整備を行い、子育て世帯にやさしいまちづくりに取り組みます。

■重点事業

事業名	ワーク・ライフ・バランスの推進				担当課	商工課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある雇用の場の創出を支援するとともに、市内の労働者が働きやすい職場づくりをめざして、就労環境の充実を図る。</li> <li>・ウェブサイトにて、仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主へ補助金等の周知・啓発を行う。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業を恵那くらしビジネスサポートセンターのウェブサイトにて紹介する。</li> </ul>					
数値目標	■ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業数					
	令和5年【現状値】	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年【目標値】
	85社	➔				110社

■主な取組と事業（★：重点事業）（◎：恵那市子育て支援パッケージのうち、令和6年度以降開始した事業）

No.	事業名	担当課
取組 60 共働き・共育ての推進		
169	もうすぐパパママ学級【再掲】	子育て支援課
170	1歳パパママ学級	健幸推進課
171★	ワーク・ライフ・バランスの推進	商工課
取組 61 男女ともに働きやすい環境の整備、希望する非正規雇用労働者の正規化		
172	「男女雇用機会均等法」の周知・啓発	商工課
173	子育て世代向け再就職セミナー・説明会	商工課
174	恵那中央出張所 えなえーる	企画課
取組 62 子育て世帯にやさしいまちづくり		
175◎	拠点公園・地域公園の整備【再掲】	都市整備課

## 4 基本計画・実施計画の取組一覧

区分	基本目標／めざす姿	施策	取組	
ライフステージを通じた取組	基本目標1： こどもまんなか社会 実現に向けた環境整備	1. 情報提供・啓発活動の 推進	1. こどもまんなか社会に向けた社会機運の 醸成	
			2. こども基本法やこどもの権利等の周知・ 啓発	
		2. こども・若者の意見反 映と活躍促進	3. こども・若者の意見反映と活躍促進	
			4. こどもの遊び場や交流機会の創出	
		3. こども・若者を見守り 支える地域づくり	5. こども・子育てにやさしい地域・住まいの 拡充	
			6. 家庭、学校、地域等が連携した食育の推進	
	基本目標2： こども・若者の命と 健康を守る支援の充実	1. こども・若者の健康づ くり	7. 自殺総合対策大綱に基づく総合的な取組	
			8. 電話・SNS等を活用した多様な相談体制 の充実	
			9. インターネットの利用に関する対策	
		2. 安全確保のための取組 の推進	10. 暴力等に対する対策の強化	
			11. 防犯・交通安全対策、防災対策等の推進	
			12. こどもの読書活動の充実	
	基本目標3： こども・若者の将来を 支える社会づくり	1. 豊かな学びを支える多 様な教育の充実	13. 国際交流や多文化共生の推進	
			14. 性の多様性についての理解促進	
			15. S t e a m教育等の推進	
			16. 虐待の防止、早期発見・早期対応	
	基本目標4： 特に支援を必要とする こども・若者への支援	1. 虐待の防止、早期発見・ 早期対応	17. ヤングケアラーへの理解促進	
			18. 適切なアセスメントによる家庭への支援	
		2. ヤングケアラーとその 家庭への支援	3. 障がいのあるこどもへ の支援	19. 障がい児、医療的ケア児等の支援体制の 強化
				20. 障がい児を持つ親への相談支援の充実
				21. 学校等におけるインクルーシブ教育シス テムの実現
				22. 連携による教育支援の推進
		3. 障がいのあるこどもへ の支援	4. こどもの貧困への支援 と対策	23. 生活の安定に資するための保護者の就労 や経済支援の推進
				24. 就学援助、修学支援による教育費負担の 軽減

区分	基本目標／めざす姿	施策	取組
こどもの誕生前から幼児期までの取組	めざす姿： 充実した切れ目ない教育・保育サービスのもとで、母子ともに健やかに育つ	1. 母子に対する切れ目のない保健・医療の提供	25. 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化
			26. 医療と母子保健との連携強化
			27. 産後ケア事業の提供体制の確保等産前・産後の支援の充実と体制強化
			28. こども家庭センターにおける切れ目のない継続的な支援
			29. 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援
			30. 乳幼児健診等母子保健事業の推進
		2. 教育・保育提供体制の整備	31. 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、病児保育などでの支援の充実
			32. 特別な配慮を必要とするこどもを含めた支援
			33. 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続
			34. 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減
学童期・思春期の取組	めざす姿： 心身ともに健康に過ごし、安心できる環境で教育を受けながら育つ	1. 心身の健康確保及び増進	35. 小児医療体制の充実と連携強化
			36. 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援
		2. 学校等における教育の充実	37. 新たな学びの場の提供
			38. 学校における運営体制の充実
			39. 学校を核とした地域づくりの推進
			40. 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備
		3. 安心して生活できる学校環境の整備	41. いじめ対策の強化
			42. 不登校等のこどもへの支援体制整備
			43. 校則の見直しを行う場合のこどもや保護者等の関係者からの意見聴取
			44. 体罰や不適切な指導の根絶
		4. 将来についての教育の推進	45. 次代を担うためのこどもの地域参加
			46. ライフデザインに関する啓発や職場体験等の充実
		5. こども・若者の居場所づくり	47. こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
			48. 放課後の居場所づくり

区分	基本目標／めざす姿	施策	取組
青年期の取組	めざす姿： 切れ目ない支援により、将来へのステップアップに希望を持って過ごす	1. 心とからだの健康づくり	49. 悩みや不安を抱える若者等への支援やこころの健康づくり
			50. 若者に対する健診の充実
		2. 就労支援の充実	51. 若者への就職支援
			52. 安定した働く場の確保
		3. 結婚やこどもを持つことへの支援	53. 結婚やこどもを持つことへの支援
		子育て当事者の取組	めざす姿： それぞれの状況に関わらず、どのような世帯も安心して子育てができる
55. 医療費等の負担軽減			
56. ひとり親家庭への支援			
2. よりそう支援	57. 相談やプッシュ型の情報提供		
	58. 保護者に寄り添う家庭支援の推進		
	59. 地域子ども・子育て支援事業の推進		
3. 子育て環境支援	60. 共働き・共育での推進		
	61. 男女ともに働きやすい環境の整備、希望する非正規雇用労働者の正規化		
	62. 子育て世帯にやさしいまちづくり		

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 1 教育・保育の提供区域

### (1) 本市の区域の設定におけるポイント

- 教育・保育の提供にあたり、区域内での量の見込みの算出が可能であるか。
- 設定した区域内での量の調整や確保などが可能であるか。
- 区域内の教育・保育施設の設置状況に大きな差がないか。
- 教育・保育の利用者の実態とかけ離れていないか。

### (2) 本市の提供区域設定

#### ①全市（1区域）

教育・保育の区域設定では、山間部やこれまでの生活導線など交通の便を含む本市の特性を踏まえると、各町に区域設定した場合、需要と供給がアンバランスになりやすいため、需要と供給の調整がしやすい確保策の幅が広がる市全域を基本に考えていきます。

○教育・保育の1号～3号認定

○地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く18事業）

#### ②小学校区（14区域）

放課後の実施場所への移動などの安全面や、既存クラブの運営状況も考慮し、国の区域設定における考え方を踏まえ、小学校区を区域として設定した上で、小学校との連携も図りつつ、提供体制の確保を検討していきます。

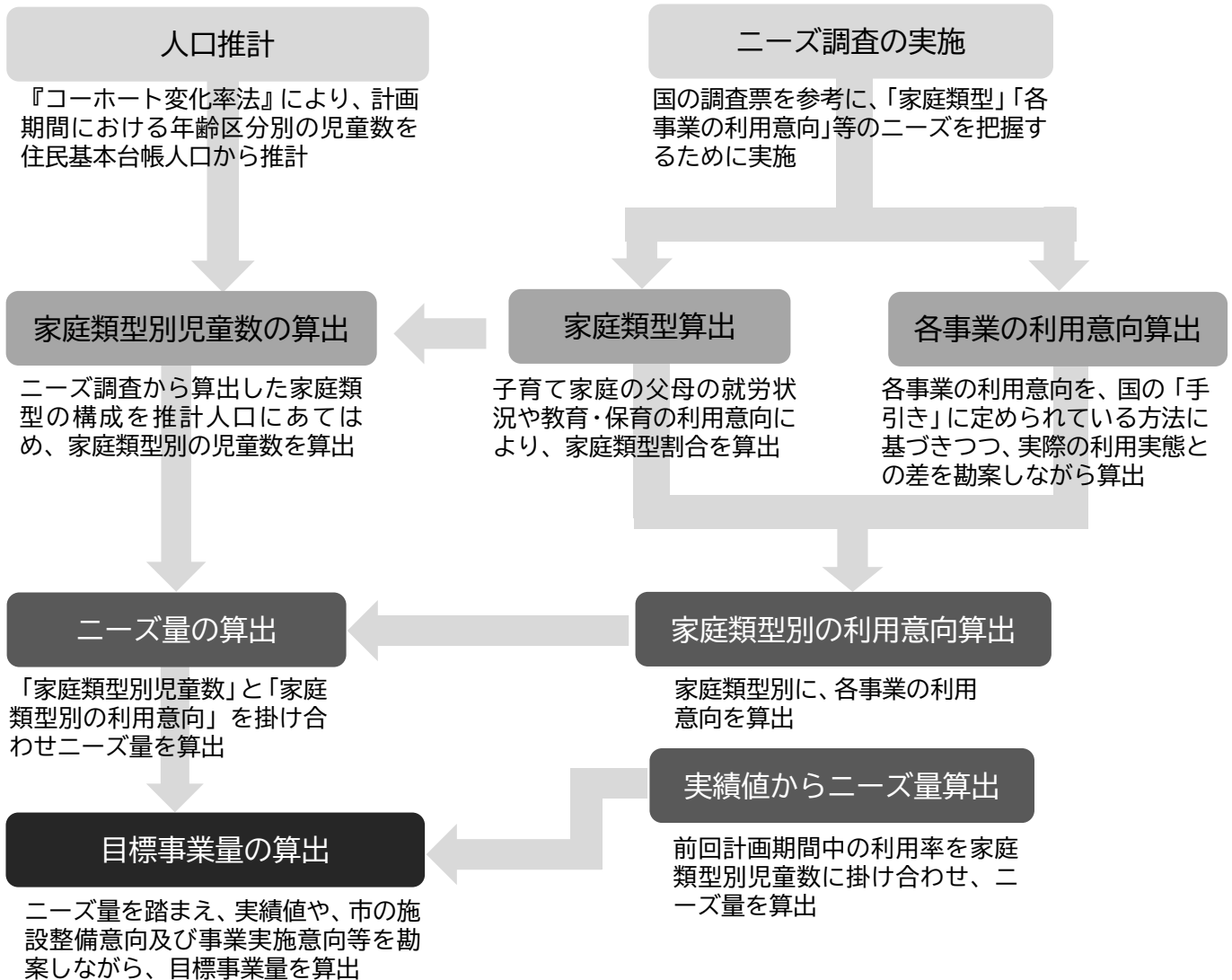
○地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）

## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

### (1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出したほか、第2期の実績を勘案するなど、本市の地域特性の整合性などを検証しながら、修正・加工を行いました。

#### ■見込み量算出のプロセス



## (2) こども人口の推計

子育て支援事業の利用希望者を把握するために、こどもの人口推計を行いました。0歳から11歳までのこどもの人口推計結果をみると、年々減少することが予想されており、令和11年で2,627人となる見込みです。そのため、このような状況を踏まえて事業量を設定することが必要となります。

### ■こども人口の推計

単位：人

	実績					推計				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	245	236	210	236	153	179	173	166	162	156
1歳	315	252	238	212	241	155	181	174	167	162
2歳	303	316	262	242	216	245	157	184	177	170
3歳	308	305	318	271	237	214	243	156	182	175
4歳	350	314	305	316	273	239	215	243	156	182
5歳	342	351	315	308	318	274	240	216	244	156
6歳	378	350	352	311	313	320	276	240	216	244
7歳	437	380	350	349	311	314	321	276	241	217
8歳	405	436	377	351	353	314	318	325	280	244
9歳	408	406	434	376	351	354	315	319	326	281
10歳	437	410	406	433	375	349	352	313	316	323
11歳	414	441	414	401	434	376	350	353	314	317
0～2歳	863	804	710	690	610	579	511	524	506	488
3～5歳	1,000	970	938	895	828	727	698	615	582	513
6～8歳	1,220	1,166	1,079	1,011	977	948	915	841	737	705
9～11歳	1,259	1,257	1,254	1,210	1,160	1,079	1,017	985	956	921
合計	4,342	4,197	3,981	3,806	3,575	3,333	3,141	2,965	2,781	2,627

※令和2～6年（各年4月1日時点）の5か年分の性別・1歳階級別人口（住民基本台帳人口）を元に、コーホート変化率法により推計。（本計画のこども人口の推計は、今後5年間の事業量算出のための数値です。恵那市総合計画における将来人口は、中長期的な政策により人口増加を見込んでおり、推計に使用するデータや推計手法が異なるため、本計画の推計値とは異なります。）

### 3 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保方策

#### (1) 施設等利用給付（1～3号認定）

幼児期の教育・保育事業は、小学校就学前の乳幼児が幼児施設（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所）を利用する事業です。

#### ■認定区分と対象児童・施設

	認定区分	利用できる施設等
1号認定	【教育標準時間認定】 こどもが満3歳以上で、認定こども園等で教育を希望	認定こども園、幼稚園 (教育標準時間)
2号認定	【保育認定 満3歳以上】 こどもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で教育・保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)
3号認定	【保育認定 満3歳未満】 こどもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)、 地域型保育事業所

#### 【現状】

- 市内には、公立 14 こども園、私立 2 保育所と 1 幼稚園、2 小規模保育施設で教育及び保育を提供しています。
- 今後の人口の推計は減少が見込まれる一方で、3歳未満児保育のニーズは、女性の労働力率の高まりと就労していない母親の今後の就労希望の高まりから、引き続き高い状況となっています。

#### ■実績値

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定（3～5歳）	315	292	258	236
2号認定（3～5歳）	683	675	680	651
3号認定（0～2歳）	26	32	30	33

#### 【確保方策】

##### ●こども園

本市においては、多様化する就業状況やライフスタイルの変化に対応でき、居住地区を問わず共通の幼児教育・保育を提供し、遊びや体験活動を通して、一人ひとりの発達や年齢に応じた生きる力の基礎となる「主体性」、「社会性」、「郷土愛」を育むため、公立こども園 14 園を運営しています。

3歳以上児は小学校入学を見据え、居住地のこども園等を選択する割合が高く、地域別の年齢児数をもとに保育教諭の確保を図ります。また、保育教諭の負担軽減のため、3歳以上児の職員配置基準が見直されており、新たな配置基準に対応するべく保育教諭の確保に努めます。

##### ●私立保育所・幼稚園

私立保育所 2 園との委託契約により運営を支援します。

私立幼稚園へは、子育てのための施設等利用給付交付金などにより支援します。

●地域型保育事業の支援

3歳未満児保育の受け入れを確保するため、ニーズの状況をみながら、地域型保育事業を予定している事業者へ制度の内容を周知し、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の事業への参入を支援します。

●保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保

近年の3歳未満児保育のニーズの高まりを受け、保育の量的拡大には、その担い手となる保育教諭の確保が課題となることから、関係機関と連携し、離職した保育教諭の復職支援や資格の取得などに取り組みます。

■教育・保育施設、地域型保育事業の年度別量の見込みと確保量

単位：人

		1号	2号 (教育ニーズ)	2号 (保育ニーズ)	3号			
					3～5歳			0歳
令和7年度	①量の見込み	170	70	487	32	93	147	
	確保量	特定教育・保育施設	133	0	645	51	88	142
		確認を受けない幼稚園	40	70				
		地域型保育事業				9	8	10
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		②合計	173	70	645	60	96	152
充足(②-①)	3	0	158	28	3	5		
令和8年度	①量の見込み	159	0	539	31	119	124	
	確保量	特定教育・保育施設	163	0	705	51	135	136
		確認を受けない幼稚園	0	0				
		地域型保育事業				9	8	10
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		②合計	163	0	705	60	143	146
充足(②-①)	4	0	166	29	24	22		
令和9年度	①量の見込み	160	0	455	30	114	140	
	確保量	特定教育・保育施設	163	0	705	51	135	136
		確認を受けない幼稚園	0	0				
		地域型保育事業				9	8	10
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		②合計	163	0	705	60	143	146
充足(②-①)	3	0	250	30	29	6		

		1号	2号 (教育ニーズ)	2号 (保育ニーズ)	3号			
		3～5歳			0歳	1歳	2歳	
令和10年度	①量の見込み	160	0	422	29	110	136	
	確保量	特定教育・保育施設	163	0	705	51	135	136
		確認を受けない幼稚園	0	0				
		地域型保育事業				9	8	10
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		②合計	163	0	705	60	143	146
	充足(②-①)	3	0	283	31	33	10	
令和11年度	①量の見込み	154	0	359	28	107	132	
	確保量	特定教育・保育施設	163	0	705	51	135	136
		確認を受けない幼稚園	0	0				
		地域型保育事業				9	8	10
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		②合計	163	0	705	60	143	146
	充足(②-①)	9	0	346	32	36	14	

### 【保育利用率の目標設定】

国の定めた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」においては、3歳未満のこどもの保育利用率の目標値を設定することとされています。保育利用率とは、3歳未満のこどもの数全体に占める、3号認定のこどもに係る保育園等の利用定員数の割合のことです。

### ■0～2歳の保育利用率

単位：(%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	10.6	13.6	14.3	14.0	19.6
1歳	33.7	37.7	50.0	50.9	49.8
2歳	47.2	46.5	50.4	59.1	63.9

保育園等の利用意向のあるこどもをすべて受け入れられる体制を整備するためには、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた上で、今後の各年度の保育利用率の目標値を設定する必要があります。

本市においては、利用希望も加味した今後の需要予測である「量の見込み」の数字は、すべて、利用定員に対する今後の整備目標である「確保の内容」を下回っています。したがって、保育利用率の目標値は、各年度の3歳未満の推計児童数に占める「確保の内容」の割合とします。

### ■0～2歳の保育利用率の目標値

単位：(%)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	33.5	34.7	36.1	37.0	38.5
1歳	61.9	79.0	82.2	85.6	88.3
2歳	62.0	93.0	79.3	82.5	85.9

## (2) 乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

### 【確保方策】

- 0歳から2歳児の未就園児が本事業を活用すると想定し、令和7年度に実施体制を整え、令和8年度は1人あたりの上限を月5時間、令和9年度は1人あたりの上限を月8時間、それ以降は1人あたりの上限を月10時間として、量の見込みと確保量を設定します。上記未就園児全員が制度を利用することを想定し、市街地を中心にこども園、子育て拠点施設等で広く利用できるよう、保育教諭等の確保を図ります。
- 事業開始後は事業活用状況を見定め、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

### ■乳児等通園支援事業の年度別量の見込みと確保量（延べ利用時間）

単位：時間／月

		見込みと確保量				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児	0	780	1,200	1,460	1,410
	1歳児	0	455	696	840	810
	2歳児	0	315	592	710	680
	①合計	0	1,550	2,488	3,010	2,900
確保量	0歳児	0	780	1,200	1,460	1,410
	1歳児	0	455	696	840	810
	2歳児	0	315	592	710	680
	②合計	0	1,550	2,488	3,010	2,900
充足（②-①）		0	0	0	0	0

### ■乳児等通園支援事業の年度別量の見込みと確保量（必要定員数）

単位：人

		見込みと確保量				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児	0	4	6	8	8
	1歳児	0	2	3	4	4
	2歳児	0	1	3	4	3
	①合計	0	7	12	16	15
確保量	0歳児	0	4	6	8	8
	1歳児	0	2	3	4	4
	2歳児	0	1	3	4	3
	②合計	0	7	12	16	15
充足（②-①）		0	0	0	0	0

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策

教育・保育のほか、子ども・子育て支援法で定められた事業として、こどもと子育て家庭を対象に各事業を展開します。

### ■地域子ども・子育て支援事業一覧

事 業
(1) 利用者支援事業（※妊婦等包括支援事業のみ）
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）
(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）
(6) 要保護児童等に対する支援に資する事業
①養育支援訪問事業
②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
③子育て世帯訪問支援事業（※）
④児童育成支援拠点事業（※）
⑤親子関係形成支援事業（※）
(7) 地域子育て支援拠点事業
(8) 一時預かり事業
(9) 病児・病後児保育事業
(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
(11) 妊産婦健康診査事業
(12) 産後ケア事業（※）
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(14) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

※第3期計画より新たに追加された事業です。

## (1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携等を行う事業で、4つの類型（基本型・特定型・こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型）に分かれています。

### 【現状】

- すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行うため、主に母子保健の相談等を担当する保健師と、児童福祉の相談等を担当する子ども家庭支援員を配置した、こども家庭センターを設置しています。
- こども家庭センターでは、統括支援員が中心となり、保健師と子ども家庭支援員が連携・協力しながら虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図っています。また、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて関係課や子育て関係機関との支援会議を基に、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランを作成し、個々の家庭に応じた支援を行っています。

### 【確保方策】

- 各こども園で開催している子育て支援センターを、令和6年度から地域の子育て相談機関として位置づけ、従事する子育て支援指導員は利用者支援事業の研修を受講し、子育て家庭への情報提供、相談、助言を行うことができる体制を整えています。
- 妊娠期の段階から積極的な支援を行うことで、早期に虐待の芽を摘み予防するとともに、関係機関の迅速な意思決定により、母子保健・子育て支援施策のトータルサポートを実施し、重篤な虐待ケースを防止します。また、恵那市こども家庭センター、恵那市保健センターにおいて、すべての妊産婦、子育て世帯に対し、保健師等が子育て等の相談や子育て支援サービス等の情報提供を行います。
- すべてのこどもの健やかな成長のため、発達に心配のあるこどもを早期に把握し、適切な支援につなげ、あわせて積極的な家族支援を実施します。

### ■利用者支援事業の年度別量の見込みと確保量

単位：か所・回

		実績		見込みと確保量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型 (か所)	①量の見込み	0	0	0	0	0	0
	②確保量	-	0	0	0	0	0
	充足(②-①)	-	0	0	0	0	0
特定型 (か所)	①量の見込み	0	0	0	0	0	0
	②確保量	-	0	0	0	0	0
	充足(②-①)	-	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型 (か所)	①量の見込み	11	11	11	11	11	11
	②確保量	-	11	11	11	11	11
	充足(②-①)	-	0	0	0	0	0
妊婦等包括 相談支援事 業型(回)	①量の見込み	-	537	519	498	486	468
	②確保量	-	537	519	498	486	468
	充足(②-①)	-	0	0	0	0	0

## (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育短時間認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所、小規模保育所において保育を実施する事業です。

### 【現状】

- 保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、午後4時半までの保育時間を超えて最長で閉園まで保育が必要な世帯を対象に、市内すべてのこども園において実施しています。

### 【確保方策】

- 時間外保育（延長保育）は、保育短時間認定を受けた保護者が利用します。公立こども園の開園時間と閉園時間を原則統一し、そのニーズに対応しています。
- 保護者の勤務時間等に配慮した早朝保育を、従来と同様に行います。
- 延長保育対応の保育教諭の確保や、非常勤保育教諭の勤務時間延長を含めた受け入れ体制の整備を図ります。

#### ■時間外保育事業の年度別量の見込みと確保量

単位：人

	実績		見込みと確保量			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	47	39	36	34	33	30
②確保量	49	39	36	34	33	30
充足（②-①）	2	0	0	0	0	0

## (3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労などで昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後や長期休暇などに小学校の余裕教室・公的施設・民間施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

### 【現状】

- 市内14の小学校区において、父母会等による受託方式により運営されています。
- 放課後児童クラブの利用児童数は、直近の令和3年度から令和5年度にかけて増加しています。

#### ■放課後児童クラブの利用実績

単位：人（年間平均登録人数）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	低学年	331	294	213	332	383
	高学年	175	161	173	178	169
	合計	506	455	486	510	552

【確保方策】

- 市内 14 の小学校区におけるクラブの設置体制を維持します。
- 新たにクラブ設置が必要になった場合、小学校の余裕教室等の活用を検討します。
- クラブ運営の担い手となる指導員安定確保のため、市・クラブ・地域等との人材確保に向けた連携体制を推進します。

■放課後児童クラブの年度別量の見込みと確保量

単位：人（年間平均登録人数）

		実績	見込みと確保量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	143	126	114	110	110	105
	2年生	130	132	126	114	110	110
	3年生	110	134	132	126	114	110
	4年生	75	59	59	59	56	51
	5年生	66	66	59	59	58	56
	6年生	28	64	66	59	59	58
	①合計	552	581	556	527	507	490
②確保量		685	581	556	527	507	490
充足（②-①）		97	0	0	0	0	0

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、児童が保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合や、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、こどもを児童養護施設などで預かる事業です。また、レスパイト・ケアや、児童との関わり方や養育方法等について親子で一緒に利用が必要な場合は、親子で一緒に利用を行います。

【現状】

- 乳幼児は麦の穂乳幼児ホーム「かがやき」、日本児童育成園乳幼児ホーム「まりあ」、児童については岐阜県立白鳩学園と児童養護施設麦の穂学園への委託を行い、事業を実施しています。

【確保方策】

- 現在の提供体制を維持するとともに、地域資源の活用としてショートステイ可能な里親を利用できるよう推進します。

■子育て短期支援事業の年度別量の見込みと確保量

単位：延べ日数

	実績	見込みと確保量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	42	42	36	36	36
②確保量	14	42	42	36	36	36
充足(②-①)	9	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

全出生児を対象に生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対して、保健師または助産師が自宅を訪問し、乳児の発育発達状況、保護者の心身の様子及び養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

【現状】

- 市立恵那病院へ一部委託して、事業を実施しています。

【確保方策】

- 生後4か月までに乳児家庭を全戸訪問することが可能となるよう、職員体制を整えます。

■乳児家庭全戸訪問事業の年度別量の見込みと確保量

単位：人

	実績	見込みと確保量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	163	179	173	166	162	156
②確保量	261	179	173	166	162	156
充足(②-①)	98	0	0	0	0	0

(6) 要保護児童等に対する支援に資する事業

①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師がその居宅を訪問し、養育に関する専門的相談支援に特化し、指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）の実施結果や養育支援を特に必要とする家庭にかかる保健・医療の連携体制に基づく情報提供、関係機関からの連絡・通告に把握された家庭について、保護者の育児・栄養などへの指導・支援助言を行います。

### 【現状】

- 保健師、助産師が居宅訪問を実施し、養育に関する相談、助言を行っています。
- 児童福祉法の改正によって育児支援ヘルパー派遣事業が対象外となり、令和6年度以降の利用日数が減少しています。

### 【確保方策】

- 養育に関して心配な家庭を適切に把握し、解決につなげるため、保健師、助産師による居宅訪問を実施し、指導・助言を行います。

### ■養育支援訪問事業の年度別量の見込みと確保量

単位：延べ日数

	実績	見込みと確保量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	187	30	30	30	30	30
②確保量	100	30	30	30	30	30
充足(②-①)	▲87	0	0	0	0	0

### ②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会の取組強化を行う事業です。要保護児童の早期発見及び適切な対応のため、支援のネットワークの中核機関であるこども家庭支援センターの機能及び相談支援体制の充実を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、関係機関と連携して要保護児童の支援及び児童虐待の未然防止に取り組みます。

### ③子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みに傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

### 【現状】

- 子育て家庭への家事・育児支援として、本事業の他に育児支援ヘルパー派遣事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業があります。利用が望ましい家庭へは実情に合わせて本事業、育児支援ヘルパー派遣事業、またはひとり親家庭等日常生活支援事業を提供します。

### 【確保方策】

- 家庭の実情に合わせて支援を提供し、支援を必要とする家庭が増加する場合は、実施事業所を検討します。

■子育て世帯訪問支援事業の年度別量の見込みと確保量

単位：人

	実績	見込みと確保量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	4	4	4	4	4
②確保量	-	4	4	4	4	4
充足(②-①)	-	0	0	0	0	0

④児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図ります。

【確保方策】

- 現状、事業委託が可能な団体がいないため、計画期間中に実施に向けた検討を進めます。

⑤親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

【確保方策】

- 令和7年度から、0歳児から3歳児の親子を対象に実施を予定しています。委託事業者と参加者の状況を鑑み、対象年齢や回数の検討を進めます。

■親子関係形成支援事業の年度別量の見込みと確保量

単位：人

	実績	見込みと確保量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	20	20	20	20	20
②確保量	-	20	20	20	20	20
充足(②-①)	-	0	0	0	0	0

## (7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所の提供、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

- こども元気プラザを子育て支援拠点施設とし、週6日午前9時から午後5時まで開館しています。地域子育て支援センターは、やまびこ、武並、中野方、岩村、山岡、明智、上矢作各こども園内で週1～3日、出張ひろばは、串原、みさとこども園内で月1回午前中に、それぞれ開催しています。

### 【確保方策】

- 地域講師、学生ボランティアの活用や、異世代と交流を図る事業を開催します。
- たまご学級、7か月児教室や、就園前の親子が集う場にて広報活動を行います。
- 各地域で開催されている他の子育て支援事業とのサービスの重複の見直しや事業内容、開催頻度等についても検討していきます。

### ■地域子育て支援拠点事業の年度別量の見込みと確保量

単位：延べ人数

	実績		見込みと確保量			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	13,025	13,773	13,635	13,499	13,364	13,231
②確保量	10,178	13,773	13,635	13,499	13,364	13,231
充足(②-①)	▲2,847	0	0	0	0	0

## (8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業や未就園児（1～2歳児まで）を、保護者の疾病・出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたい時などにこども園において一時的に保育する事業と、夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。

### 【現状】

- 未就園児を対象とした一時保育は、城ヶ丘こども園、おさしま二葉こども園、武並こども園、山岡こども園で実施しています。一時保育の充実については、通常保育と同様に施設整備、職員配置などが必要となります。女性の就業率の上昇傾向やライフスタイルの変化により、幼稚園においても両親ともに就労の2号認定者が増加傾向にあり、保育教諭確保が課題になっています。
- 「夜間養護等事業（トワイライトステイ）」については、岐阜県立白鳩学園への委託を行い、事業を実施していますが、前回計画策定以降利用がない状況です。

【確保方策】

- 預かり保育は、保護者の一時的な理由により、利用できるように配慮しています。
- 3歳未満児を対象とした一時保育は、保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が困難な就学前児童について、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう努めます。また、幼稚園在園児の2号認定者増加を踏まえて、幼稚園教諭の確保を図ります。
- 夜間養護等事業（トワイライトステイ）は、現在の施設体制で引き続き実施します。

■幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業の年度別量の見込みと確保量

単位：延べ人数

	実績	見込みと確保量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8,135	5,816	5,584	4,920	4,656	4,104
②確保量	6,163	5,816	5,584	4,920	4,656	4,104
充足（②-①）	▲2,396	0	0	0	0	0

■未就園児を対象とした一時保育事業、夜間養護事業の年度別量の見込みと確保量

単位：延べ人数

		実績	見込みと確保量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時保育事業	①量の見込み	304	457	423	399	381	350
	②確保量	1,182	457	423	399	381	350
	充足（②-①）	878	0	0	0	0	0
夜間養護事業	①量の見込み	0	0	0	0	0	0
	②確保量	0	1	1	1	1	1
	充足（②-①）	0	1	1	1	1	1
合計	①量の見込み	304	457	423	399	381	350
	②確保量	1,189	458	424	400	382	351
	充足（②-①）	885	1	1	1	1	1

（9）病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所（園）などに付設された専用スペース等において、保育士・看護師等が一時的に保育などをする事業です。

【現状】

- 平成29年5月に恵那市病児保育所を開所し、生後8か月から小学生までの病児・病後児を対象として、平日の月曜日から金曜日（祝日等除く）に運営を行っています。

【確保方策】

- こども園の巡回訪問や病児保育所だよりの定期発行等により、利用促進を図ります。

■病児保育事業の年度別量の見込みと確保量

単位：延べ人数

	実績	見込みと確保量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	257	250	250	250	250	250
②確保量	200	250	250	250	250	250
充足(②-①)	▲57	0	0	0	0	0

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生などのこどもを持つ保護者を支援するため、こどもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方が会員となり、相互援助活動を行う事業です。

【現状】

- 保護者の短時間・臨時的就労、病気や急用時、学校への迎え及び帰宅後の預かり、習い事への送迎などで援助の利用があり、定期的に利用される方もいます。
- 援助会員への補助を行うことで、組織の基盤強化を図っています。

【確保方策】

- 第3子以降児童・ひとり親世帯児童の補助制度の周知を行い、利用を促すとともに、必要な時に柔軟に対応できる体制を整えるため、研修の充実・安心安全な活動場所の確保により援助会員の増員に努めます。
- 多様化する子育て環境や各家庭の事情に臨機応変に対応できる体制を整えるため、研修の充実・安心安全な活動場所の確保により援助会員の増員を図ります。

■ファミリー・サポート・センター事業の年度別量の見込みと確保量

単位：延べ人数

		実績	見込みと確保量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未就学児	①量の見込み	506	432	428	424	419	415
	②確保量	575	432	428	424	419	415
	充足(②-①)	69	0	0	0	0	0
小学生	①量の見込み	5	63	57	51	46	41
	②確保量	56	63	57	51	46	41
	充足(②-①)	51	0	0	0	0	0
合計	①量の見込み	511	495	485	475	465	456
	②確保量	631	495	485	475	465	456
	充足(②-①)	120	0	0	0	0	0

## (11) 妊産婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、その検査費用を一部助成する事業です。

### 【現状】

●受診券を使って健康診査を受けると、受診券に記載された内容の検査項目費用に一部助成されます。

実施場所	県内医療機関
実施体制	委託医療機関
健診時期	妊娠期間から出産後
検査項目	国が定める基本的な妊産婦健診診査項目
助成	一人あたり妊婦健診 14 回分、産婦健診 2 回分を助成。 また、多胎妊婦には健診助成 5 回を限度とし、追加して実施。 県外受診は償還払い。

### 【確保方策】

●今後も、国が示す妊婦健康診査の実施基準に合わせた検査項目と回数の実施を設定します。

### ■妊婦健康診査の年度別量の見込みと確保量

単位：人

	実績	見込みと確保量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	199	179	173	166	162	156
②確保量	261	179	173	166	162	156
充足(②-①)	62	0	0	0	0	0

## (12) 産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

●出生数は減少していますが、核家族化等により、育児不安を持つ産婦や支援が薄い産婦は増加しています。

### 【確保方策】

●安心、安全な子育て環境を整えるため、市外の事業者等でもサービス支援の利用が可能となるよう取り組みます。

		実績	見込みと確保量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
短期入所 (ショートステイ) 型	①量の見込み	4	10	10	8	8	8
	②確保量	-	10	10	8	8	8
	充足(②-①)	-	0	0	0	0	0
通所(デイサービス) 型	①量の見込み	0	18	18	18	18	18
	②確保量	-	18	18	18	18	18
	充足(②-①)	-	0	0	0	0	0
居宅訪問 (アウトリーチ)型	①量の見込み	33	40	44	44	48	48
	②確保量	-	40	44	44	48	48
	充足(②-①)	-	0	0	0	0	0

### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用、日用品及び文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

この事業を実施することにより、対象者の円滑な特定教育・保育が図られるよう取り組みます。

### (14) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

児童福祉法の改正により、教育・保育の供給量が不足している区域において、基準を満たす施設または事業者から認定申請があった場合は、原則認可しなければならないとされていることから、認可外保育施設、事業所内保育施設が地域型保育事業者など新制度の枠組みに円滑に参入できるよう、各事業者に対する情報提供や支援などに取り組みます。

## 5 教育・保育の一体的提供及び推進

### (1) 認定こども園の推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。本市では、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう地域の実情と施設整備状況を踏まえ、現在 14 園の公立こども園を運営しています。

今後も保護者のニーズを把握し、保護者の就労状況等に対応できる体制の整備を図ります。

### (2) 保育教諭等の資質向上のための支援

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、保育教諭等の合同研修等に対して支援を行います。

### (3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

こどもの最善の利益が実現される社会を目指す考えを基本に、こどもの視点に立ち、良質で適切な内容と水準をもったこども・子育て支援を実施します。

また、すべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域のこども・子育て支援の質・量の充実を図るとともに、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援体制の確保や相談体制の充実、適切な情報提供、安全・安心な子育て環境づくり等を行います。

### (4) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、幼児教育・保育と小学校との連携を推進します。

各学校との連絡・調整を積極的に進め、幼保小連携教育を継続実施し、円滑な接続に向けての接続カリキュラムや教育・保育内容の工夫を図るとともに、職員の合同研修会を行い、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿についての理解を深めます。また、就学に向けて園児と小学生児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解等、積極的な連携を図ります。

### (5) 教育・保育施設、地域型保育事業等の役割と連携

認定こども園、地域型保育事業等は、相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られます。地域型保育事業等を利用したこどもが、切れ目なく適切に教育・保育給付、子育てのための施設利用給付等を受けることができるよう、関係機関との十分な情報共有及び連携を行い支援の充実を図ります。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

### (1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払いの防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

### (2) 岐阜県との連携

必要に応じて岐阜県が有する特定子ども・子育て支援施設等の運営状況、監査状況等の情報を提供するよう依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することで、子育てのための施設利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めます。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進

計画の推進にあたっては、こども・若者、子育て家庭等の現状や意向を踏まえながら、関係機関と連携し、必要な支援につなげることが大切です。また、常にこども・若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けては、市民がその知識や情報について理解し、地域全体で取り組んでいくことが求められます。

#### (1) 庁内外の関係部局・関係機関・団体との連携

計画の推進にあたって、庁内関係課との連携を強化するとともに、行政だけでなく、地域、事業者、学校、企業、病院等が連携、協力しながら推進していきます。

#### (2) 市民や地域への周知

計画の実現に向け、本計画を広報紙やホームページ、SNS等様々な媒体を活用して広く周知するとともに、本計画の窓口への設置や学校、関係機関・団体、民間事業者等への配布を通して、こども・若者、子育て家庭などの当事者をはじめとする多様な主体へ周知・啓発していきます。

### 2 計画の進行管理と点検・評価

本計画の進行管理は、情報公開と施策の点検・評価・見直し（PDCAサイクル）によって実施します。一連のサイクルによる管理と評価を行い、施策・取組の継続的な改善を進めていきます。

点検・評価にあたっては、別途作成した「恵那市こども計画実施事業一覧」を活用し、各事業の実施状況や基本施策ごとの重点事業で設定されている数値目標の達成状況等を毎年度把握するとともに、こども・若者、子育てに関する国・県等の動向調査やALLえなネウボラ会議での意見交換等を行います。また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策については、年度ごとの進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら事業展開に活かしていきます。これらの内容については、自治区や保護者、子育て支援関係者、経済・労働団体・有識者、公募者、教育・保育従事者により構成する「恵那市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行い、実効性のある施策展開を図ります。

# 資料編

## 1 子ども・子育て会議について

### (1) 設置

○恵那市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 26 日条例第 18 号

改正

平成 26 年 3 月 20 日条例第 4 号

平成 29 年 3 月 22 日条例第 3 号

令和 5 年 3 月 22 日条例第 8 号

恵那市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、恵那市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

一部改正〔令和 5 年条例 8 号〕

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

一部改正〔令和 5 年条例 8 号〕

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、医療福祉部において処理する。

一部改正〔平成26年条例4号・29年3号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例により改正される前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成29年3月22日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例により改正される前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和5年3月22日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### ■子ども・子育て会議の様子



## (2) 委員名簿

### 恵那市子ども・子育て会議委員（令和6年度）

区分	番号	団体等	委員	役職
地域代表	1	恵那市地域自治区会長会議	杉山 淳	市民福祉部会 部会長
保護者代表	2	恵那市こども園・保育園保護者会連合会	西尾 綾介	会長
	3	恵那市PTA連合会	松井 満数	副会長
子育て支援関係者	4	恵那市社会福祉協議会	紀岡 伸征	児童センター館長
	5	恵那市社会福祉協議会	林 千秋	こども発達センターにじの家 管理者
	6	NPO法人みんなで子育てドロップス	駒宮 博男	理事長
	7	恵那市青少年育成市民会議	安田 和枝	運営委員長
	8	恵那市民生委員児童委員協議会児童福祉部会	○石田 しず江	部会長
経済・労働団体	9	恵那商工会議所	立尾 清二	事務局長
	10	連合岐阜東濃地域協議会	堀尾 憲慈	事務局長
有識者	11	学識経験者	蜂谷 明子	恵那医師会（小児科医）
	12	学識経験者	横井 喜彦	中京学院大学中京短期大学部 保育科 教授
	13	学識経験者	◎坪井 弥栄子	恵那市SDGs推進協議会会長
公募者	14	公募委員	中川 春花	
	15	公募委員	佐々 潤子	
教育・保育従事者	16	私立幼稚園	片山 三咲	すずめっこ杉の子幼稚園 副園長
	17	私立保育園	渡邊 みちる	千草保育園 園長
	18	恵那市放課後児童クラブ指導員連絡会	可児 由紀子	
	19	恵那市立小学校長会	市川 伸美	会長
	20	恵那市立こども園長会	藤野 貴子	代表

◎委員長 ○副委員長

(敬称略)

#### 【市関係者名簿】

教育委員会	1	副教育長	工藤 博也	副教育長
	2	幼児教育課	西尾 功	課長
	3	幼児教育課	今井 慎也	幼児教育係 係長
医療福祉部	4	医療福祉部長	鷹見 健司	部長
	5	健幸推進課	林 幸徳	課長
	6	子育て支援課	安田 英明	課長 兼 こども家庭センター長 兼 こども元気プラザ所長
	7	子育て支援課	加藤 友美	課長補佐 兼 こども家庭センター 副センター長
	8	子育て支援課	後藤 光子	こども家庭センター 担当係長
	9	子育て支援課	水野 まどか	子育て支援係 担当係長

## 2 ニーズ調査結果概要

### (1) 調査の目的

本調査は、令和6年度に行う「子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや恵那市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

### (2) 調査の概要

調査対象 (抽出方法)	恵那市内在住の就学前児童保護者及び小学生児童保護者 (住民基本台帳から、就学前児童 800 人、小学生児童 1,200 人の 合計 2,000 人を無作為抽出)		
調査期間	令和6年1月15日～1月29日		
調査方法	郵送による配布・回収またはWEB回答		
調査票	配布数	有効回収数 (うちWEB)	有効回収率 (うちWEB)
就学前児童	800 人	536 (201) 人	67.0 (25.1) %
小学生児童	1,200 人	790 (275) 人	65.8 (22.9) %
合計	2,000 人	1,326 (476) 人	66.3 (23.8) %

なお、設問内容によっては第2期子ども・子育て支援事業計画策定時調査の結果を併記し、比較検討を行っています。便宜的に令和5年度実施の調査を『今回調査』、平成30年度実施の調査を『前回調査』と表記しており、『前回調査』の概要は下記のとおりです。

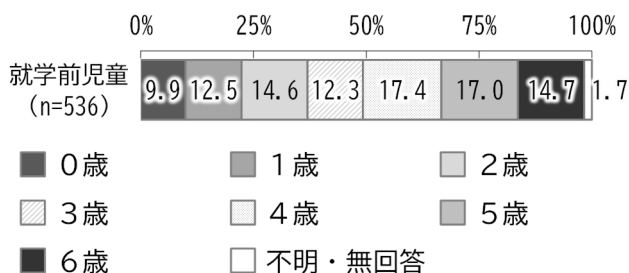
調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,616 人	1,057 人	65.4%
小学生児童	1,879 人	1,212 人	64.5%
合計	3,495 人	2,269 人	64.9%

調査期間、調査方法
調査期間：平成30年12月6日～12月17日
調査方法：郵送による配布・回収

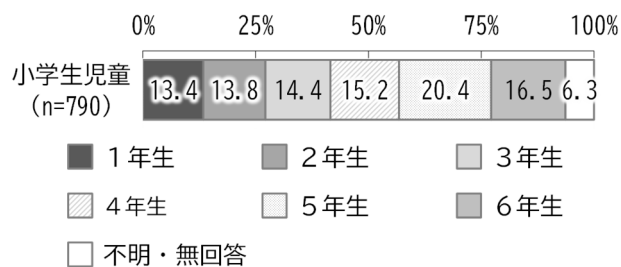
### (3) 調査結果

#### ① 基本属性

##### ■ 就学前児童 (単数回答)



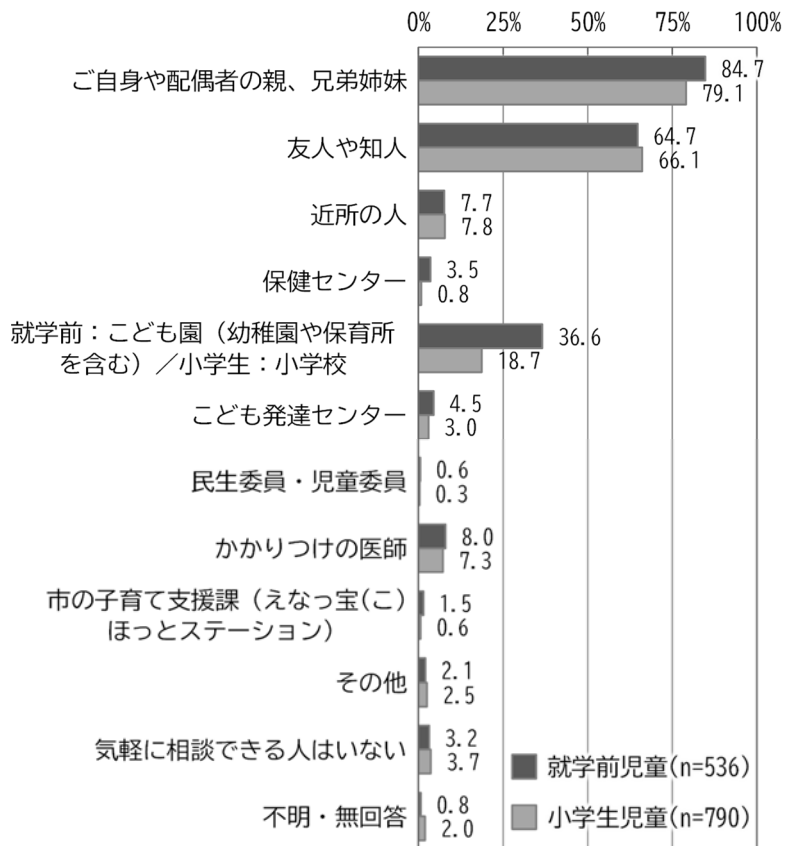
##### ■ 小学生児童 (単数回答)



## ②子育て環境を取り巻く環境

お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる相手・場所は、就学前児童、小学生児童ともに「ご自身や配偶者の親、兄弟姉妹の親、兄弟姉妹」が最も高く、それぞれ84.7%、79.1%、次いで「友人や知人」（64.7%、66.1%）となっています。なお、就学前児童の「こども園（幼稚園や保育所を含む）」（36.6%）、小学生児童の「小学校」（18.7%）も高くなっています。

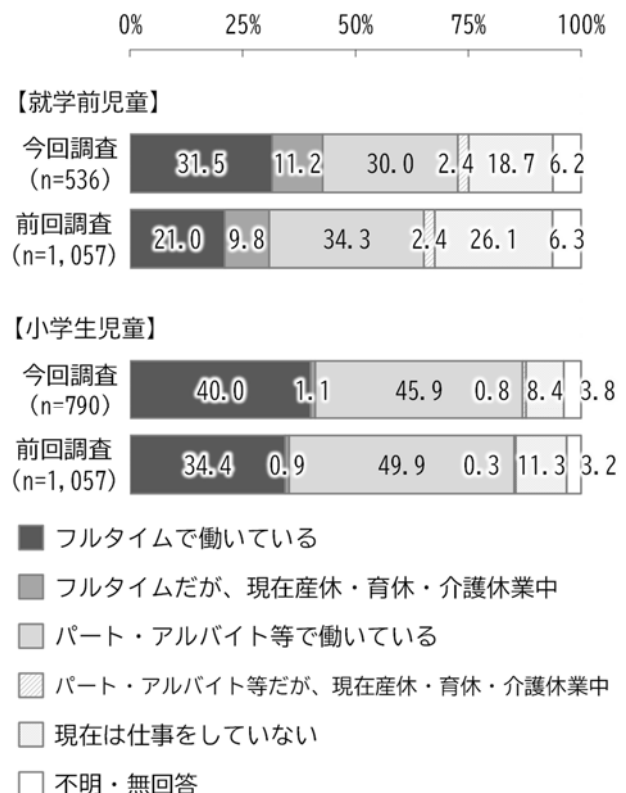
■気軽に相談できる相手・場所（複数回答）



母親の就労状況は、就学前児童で「フルタイムで働いている」が31.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で働いている」が30.0%となっています。小学生児童では「パート・アルバイト等で働いている」が45.9%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が40.0%となっています。

なお、前回調査と比較すると、育児休業中等を含めた『フルタイムで就労している』母親は、就学前児童が11.9ポイント、小学生児童が5.8ポイント、それぞれ高くなっています。就学前児童、小学生児童のいずれも、育児休業中等を含めた『パート・アルバイト等で就労している』母親や「現在は仕事をしていない」母親は、前回調査と比較すると低くなっています。

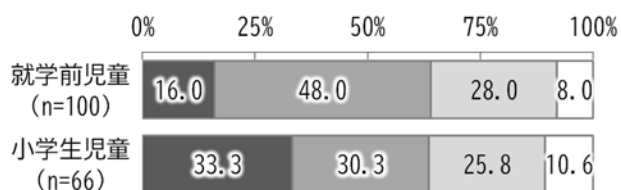
■母親の就労状況（単数回答）



就労していない母親の今後の就労意向は、就学前児童では「1年より先、一番下の子が何歳かになったところに就労したい」が48.0%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(28.0%)、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(16.0%)となっています。小学生児童では「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が33.3%と最も高く、次いで「1年より先、一番下の子が何歳かになったところに就労したい」(30.3%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(25.8%)となっています。

なお、「1年より先、一番下の子が何歳かになったところに就労したい」人が希望するこどもの年齢の時期は、就学前児童、小学生児童ともに「3～4歳」が最も高く、それぞれ68.8%(33件)、45.0%(9件)となっています。

■就労していない母親の今後の就労意向(単数回答)



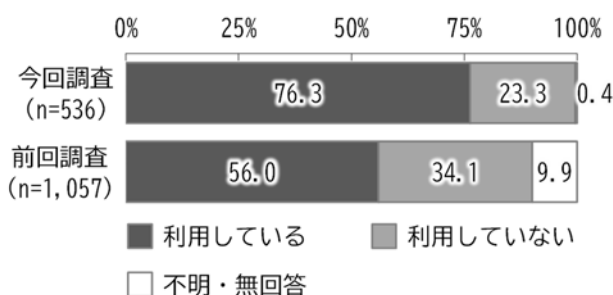
- 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 1年より先、一番下の子が何歳かになったところに就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 不明・無回答

### ③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童のみ)

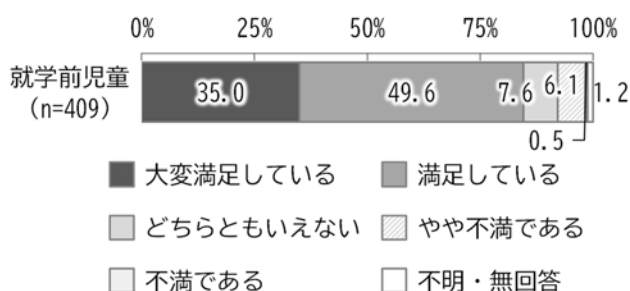
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が76.3%、「利用していない」が23.3%となっています。なお、前回調査と比較すると、「利用している」が20.3ポイント高くなっています。

現在利用している教育・保育事業の満足度は、『満足している』(「大変満足している」と「満足している」の合算)が84.6%、『不満である』(「やや不満である」と「不満である」の合算)が6.6%、「どちらともいえない」が7.6%となっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(単数回答)



■現在利用している教育・保育事業の満足度(単数回答)  
※「定期的な教育・保育事業」を利用している人



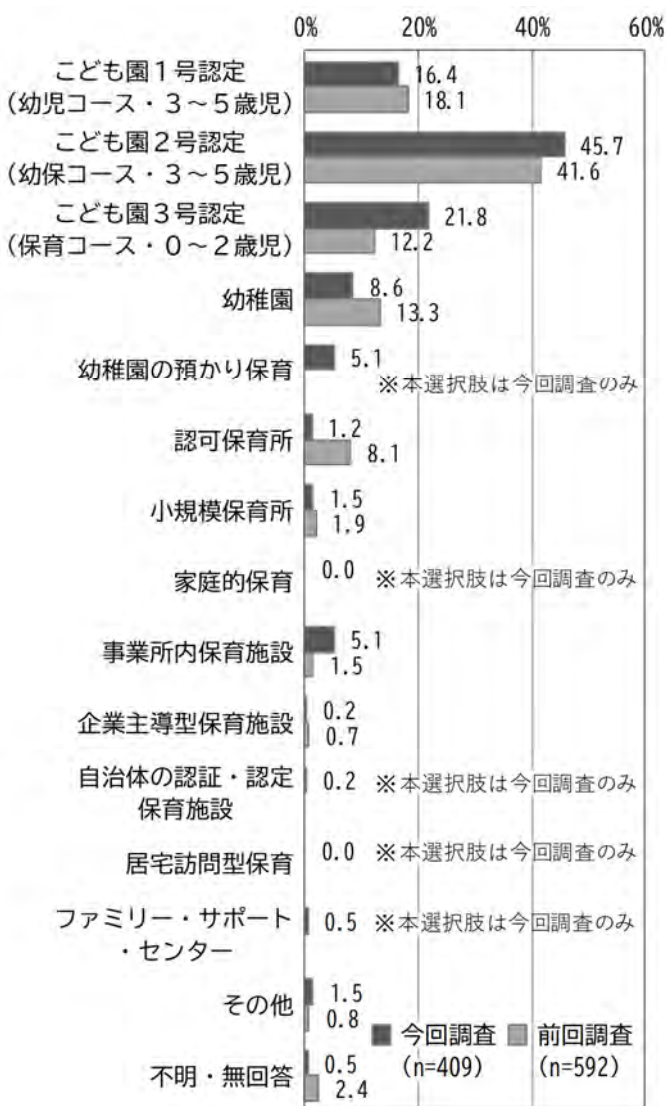
現在利用している教育・保育事業は、「こども園2号認定（幼保コース・3～5歳児）」が45.7%と最も高く、次いで「こども園1号認定（保育コース・0～2歳児）」（21.8%）、「こども園3号認定（幼児コース・3～5歳児）」（16.4%）となっています。

なお、前回調査と比較すると、「こども園3号認定（保育コース・0～2歳児）」が9.6ポイント高くなっています。

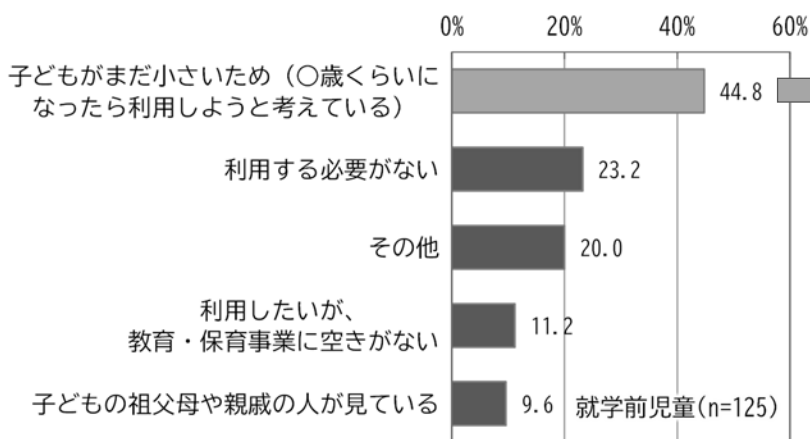
定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため（〇歳くらいになったら利用しようと考えている）」が44.8%と最も高く、次いで「利用する必要がない」（23.2%）、「その他」（20.0%）となっています。

なお、定期的な教育・保育事業を利用し始めたいこどもの年齢は、「3歳」が57.1%と最も高く、次いで「1歳」（21.4%）、「2歳」（14.3%）となっています。

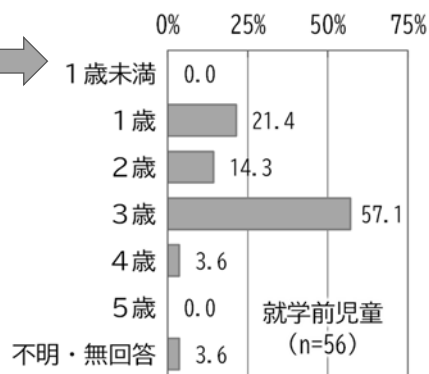
■現在利用している教育・保育事業（複数回答）  
※平日の「定期的な教育・保育事業」を利用している人



■定期的な教育・保育事業を利用していない理由（複数回答・上位5位）  
※「定期的な教育・保育事業」を利用していない人

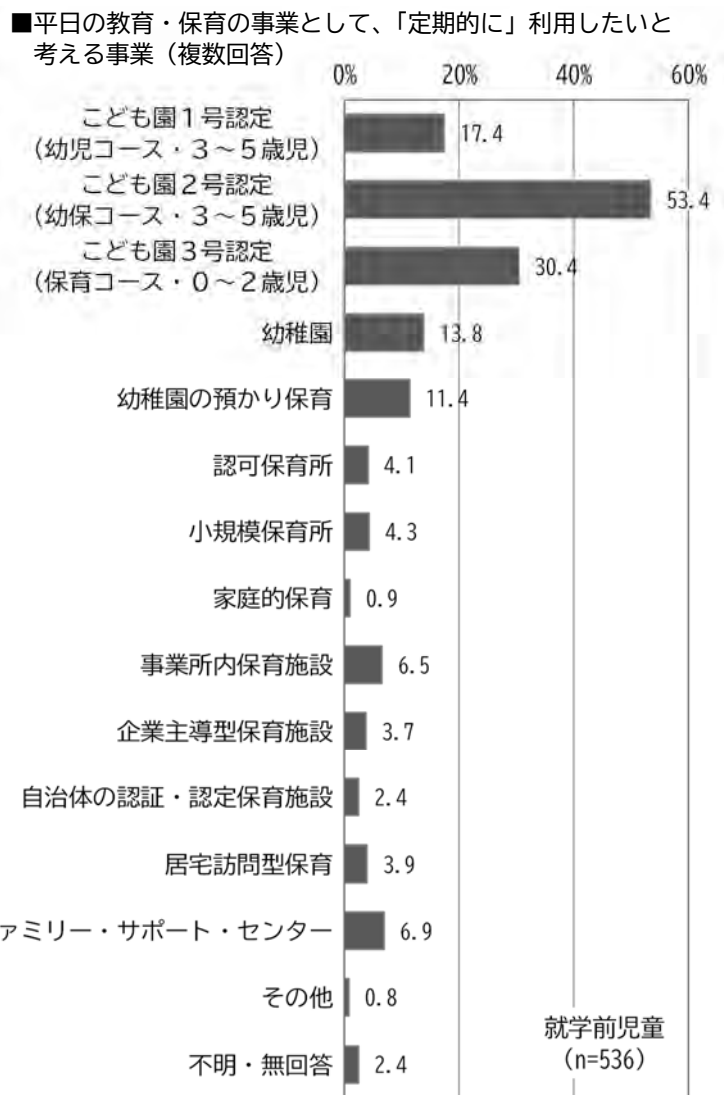


■利用したいこどもの年齢（数量回答）  
※〇歳くらいになったら利用しようと考えている人



#### ④平日に利用したい定期的な教育・保育事業について（就学前児童のみ）

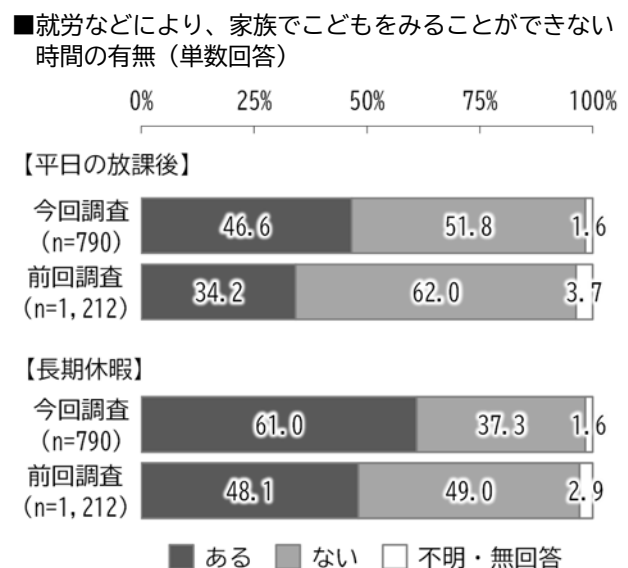
平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業は、「こども園2号認定（幼保コース・3～5歳児）」が53.4%と最も高く、次いで「こども園3号認定（保育コース・0～2歳児）」（30.4%）、「こども園1号認定（幼児コース・3～5歳児）」（17.4%）となっています。



#### ⑤放課後や長期休暇の過ごし方について（小学生児童のみ）

就労などにより、家族で子どもをみることができない時間の有無は、平日の放課後で「ある」が46.6%、「ない」が51.8%、長期休暇中では「ある」が61.0%、「ない」が37.3%となっています。

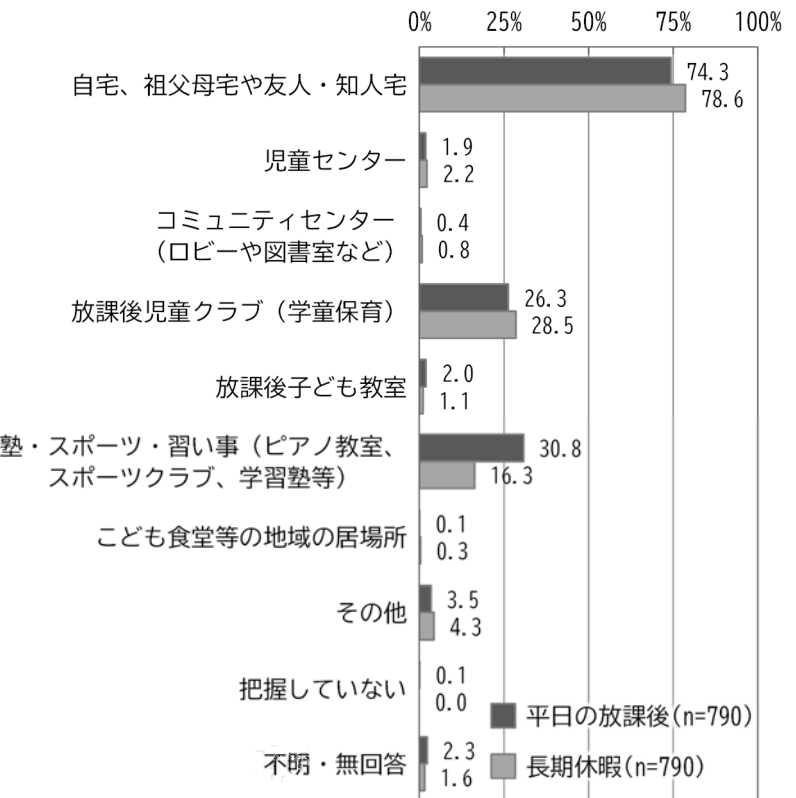
なお、前回調査と比較すると、平日の放課後に「ある」が12.4ポイント、長期休暇に「ある」が12.9ポイント、それぞれ高くなっています。



平日の放課後や長期休暇中のこどもの過ごし方は、「自宅、祖父母宅や友人・知人宅」が74.3%と最も高く、次いで「塾・スポーツ・習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾等）」（30.8%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（26.3%）となっています。

また、長期休暇中のこどもの過ごし方は、「自宅、祖父母宅や友人・知人宅」が78.6%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」（28.5%）、「塾・スポーツ・習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾等）」（16.3%）となっています。

■平日の放課後や長期休暇中のこどもの過ごし方（複数回答）



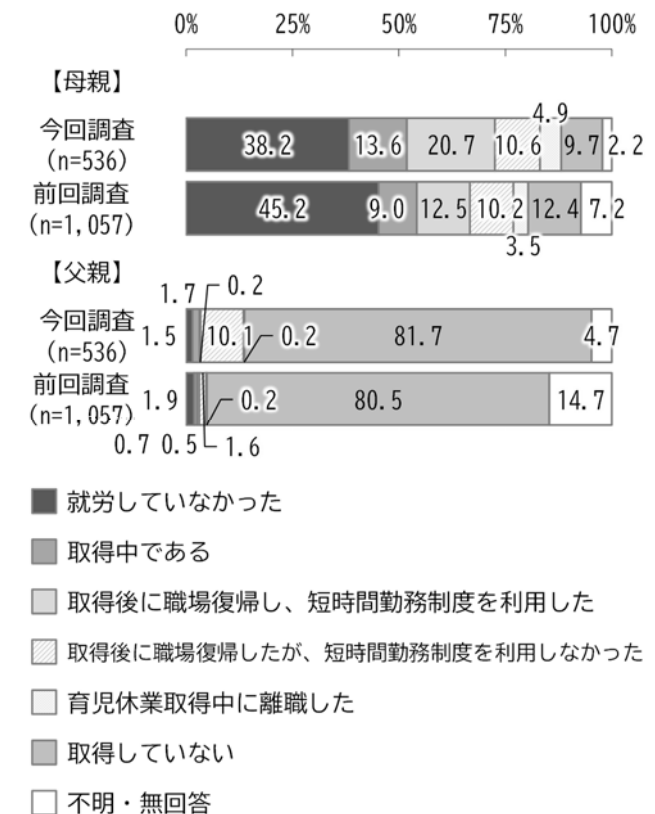
### ⑥育児休業等、職場の両立支援制度について

こどもが生まれたときの育児休業の取得状況は、母親では「就労していなかった」が38.2%と最も高く、次いで「取得後に職場復帰し、短時間勤務制度を利用した」（20.7%）、「取得中である」（13.6%）となっています。

一方、父親では「取得していない」が81.7%と最も高く、次いで「取得後に職場復帰したが、短時間勤務制度を利用しなかった」（10.1%）、「取得中である」（1.7%）となっています。

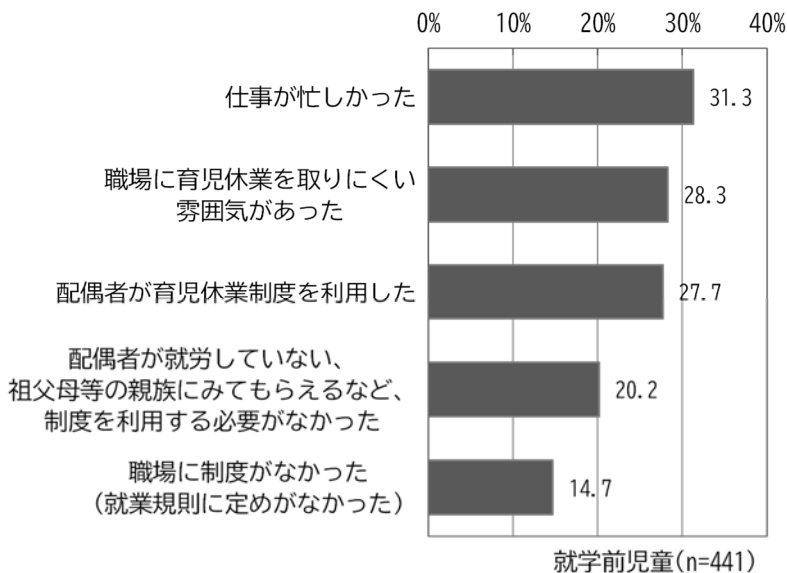
なお、前回調査と比較すると、母親の「取得後に職場復帰し、短時間勤務制度を利用した」が8.2ポイント、父親は「取得後に職場復帰したが、短時間勤務制度を利用しなかった」が8.5ポイント、それぞれ高くなっています。

■こどもが生まれたときの育児休業の取得状況（単数回答）



育児休業制度を利用しなかった理由は、「仕事が忙しかった」が 31.3%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(28.3%)、「配偶者が育児休業制度を利用した」(27.7%)となっています。

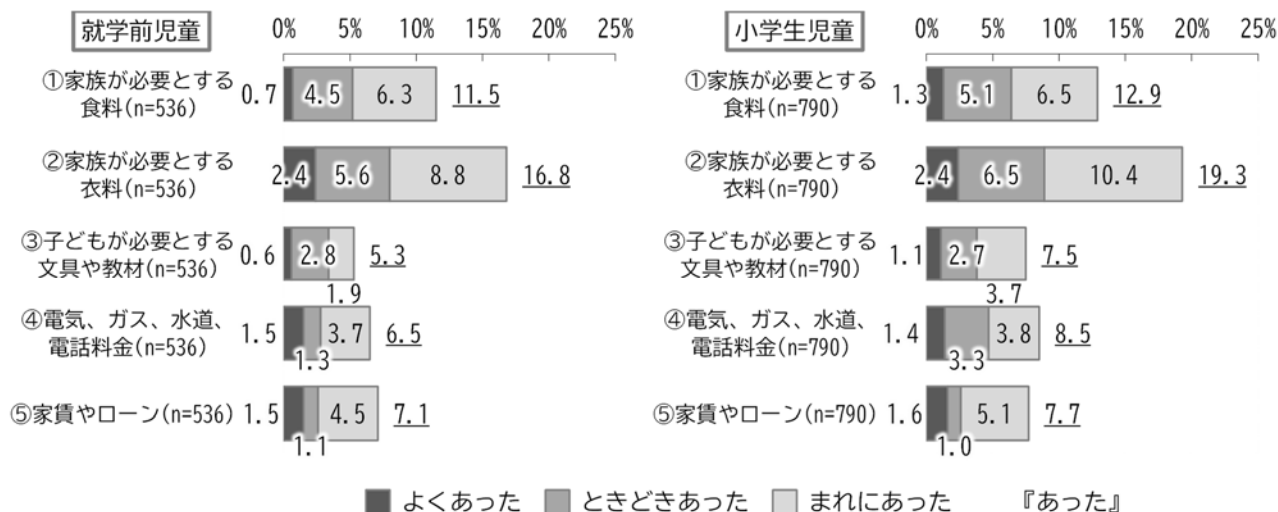
■育児休業制度を利用しなかった理由（複数回答・上位5位） ※母親または父親が育児休業を取得していない人



過去1年間に、経済的な理由で支払いができなかった経験の有無は、就学前児童では、『あった』(「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の合算)が【家族が必要とする衣料】で 16.8%と最も高く、次いで【家族が必要とする食料】(11.5%)、【家賃やローン】(7.1%)となっています。小学生児童では、『あった』が【家族が必要とする衣料】で 19.3%と最も高く、次いで【家族が必要とする食料】(12.9%)、【電気、ガス、水道、電話料金】(8.5%)となっています。

■過去1年間に、経済的な理由で支払いができなかった経験の有無（単数回答）

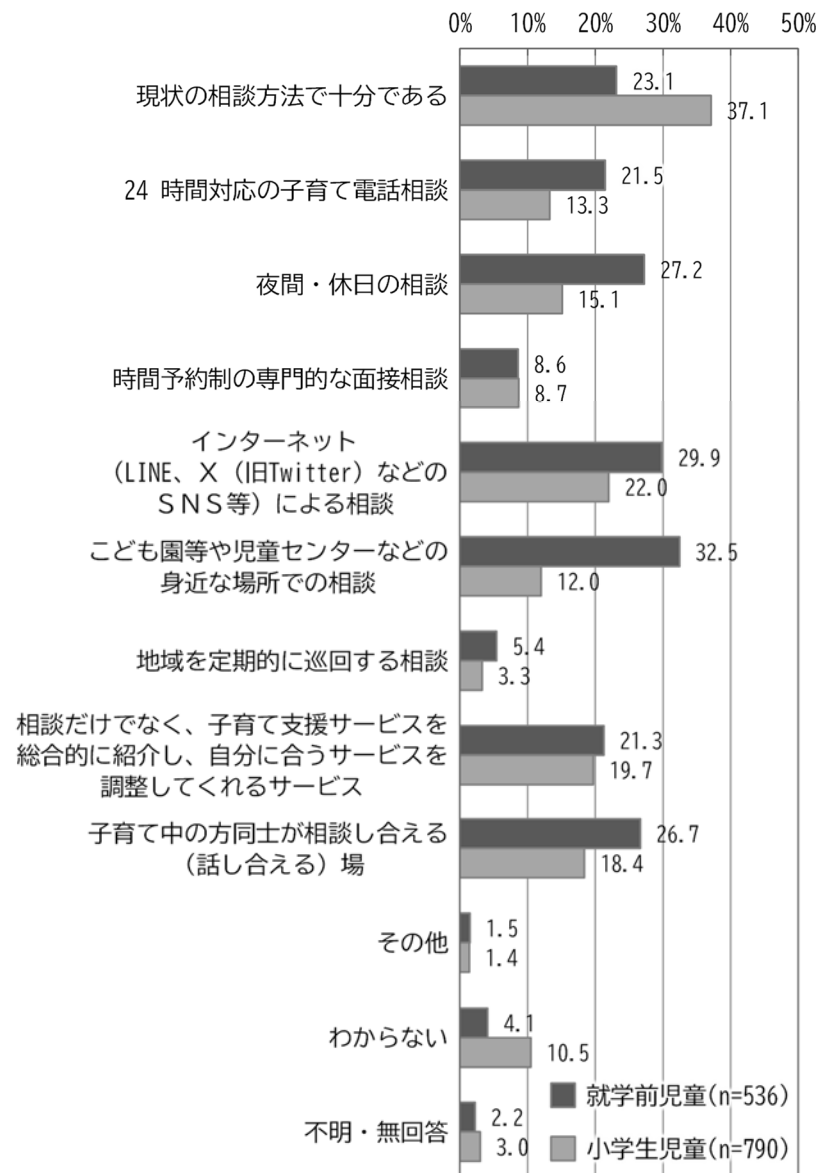
※「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」のみ



## ⑦相談方法について

子育てに関して希望する相談方法は、就学前児童で「こども園等や児童センターなどの身近な場所での相談」が32.5%と最も高く、次いで「インターネット（LINE、X（旧Twitter）などのSNS等）による相談」（29.9%）、「夜間・休日の相談」（27.2%）となっています。小学生児童では「現状の相談方法で十分である」が37.1%と最も高く、次いで「インターネット（LINE、X（旧Twitter）などのSNS等）による相談」（22.0%）、「相談だけでなく、子育て支援サービスを総合的に紹介し、自分に合うサービスを調整してくれるサービス」（19.7%）となっています。

■子育てに関して希望する相談方法（複数回答）



### 3 こども・若者アンケート結果概要

#### (1) 調査の目的

本調査は、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」に基づき、こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策を検討する上での基礎資料とするため、「こども・若者の意識と生活に関する調査」を実施しました。

#### (2) 調査の概要

調査対象	恵那市の中学校2年生及び恵那市の高等学校に通う2年生		
調査期間	令和6年5月14日～5月29日		
調査方法	学校を通じた通知文の配布によるWEB回答		
調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
中学校2年生	393人	275人	70.0%
高等学校2年生	373人	351人	94.1%
合計	766人	626人	81.7%

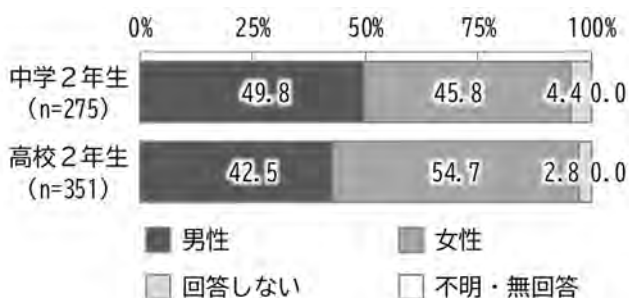
#### (3) 調査結果

##### ① 基本属性

##### ■ 学年（単数回答）



##### ■ 性別（単数回答）



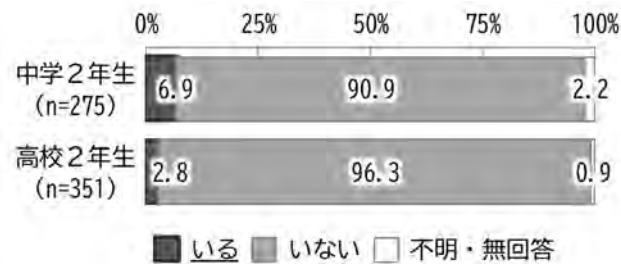
※以下、「中学校2年生」は「中学2年生」、  
「高等学校2年生」は「高校2年生」とする。

## ②支援を必要とするこどもについて

家族の中に世話をしている人の有無は、「いる」が中学2年生で6.9%、高校2年生で2.8%となっています。また、家族の世話により、私生活や学業等に支障が出ている生徒は、中学2年生で1.1%、高校2年生で0.6%となっており、全体で5人となっています。

現在の悩みや不安に感じていることは、中学2年生、高校2年生ともに「勉強や進学のこと」が最も高く、それぞれ51.6%、52.4%となっています。次いでいずれも「将来のこと」(26.2%、40.2%)となっており、特に高校2年生は中学2年生と比べて14.0ポイント高くなっています。

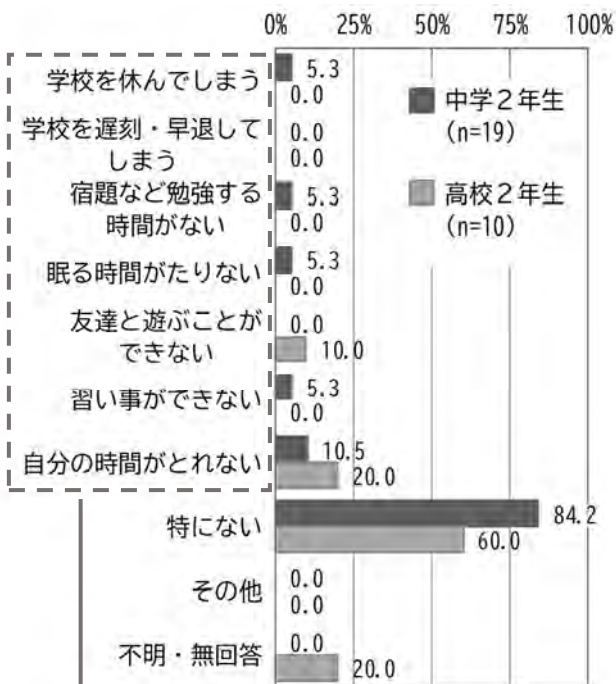
■家族の中にお世話をしている人がいるか (単数回答)



■ いる ■ いない □ 不明・無回答

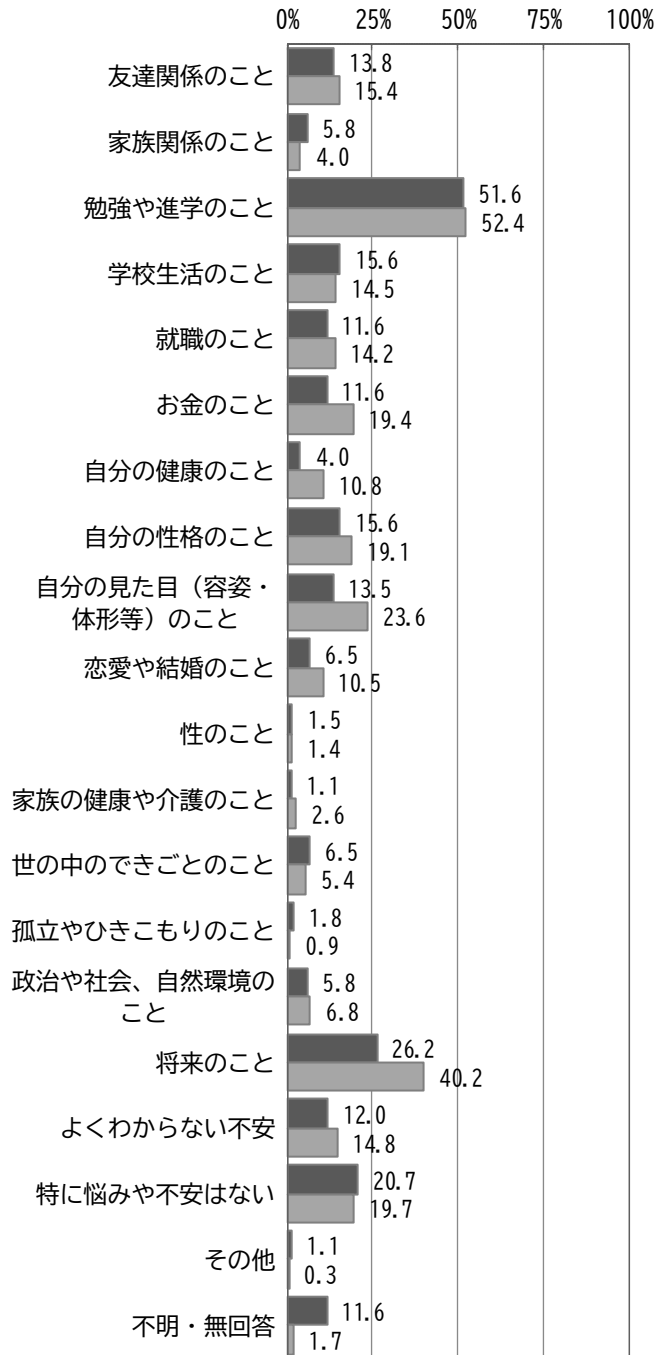


■家族のお世話をしていることで、以下のような経験をしたことがあるか (複数回答)



私生活や学業等に支障が出ている生徒  
 中学2年生で1.1% (3人)  
 高校2年生で0.6% (2人)  
 ⇒全体 626 人に対して5人 (0.8%)

■現在、悩んでいることや不安に感じていること (複数回答)



■ 中学2年生(n=275)

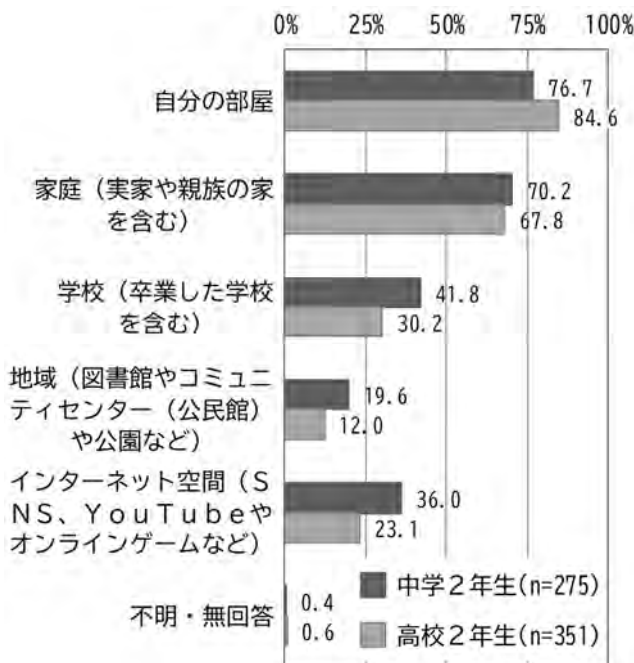
■ 高校2年生(n=351)

### ③居場所について

居場所になっている場所は、中学2年生、高校2年生ともに「自分の部屋」が最も高く、それぞれ76.7%、84.6%となっています。次いでいずれも「家庭（実家や親族の家を含む）」（70.2%、67.8%）となっています。なお、「インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）」「学校（卒業した学校を含む）」において、中学2年生は高校2年生と比べてそれぞれ10ポイント以上高くなっています。

このほかに居場所としてあると良い場所は、勉強や遊びも含めて「友達等と一緒に過ごせる場所・空間」が28件と最も多く、次いで自分の部屋や自宅等の「一人になれる場所・空間」が25件となっています。

■今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっている場所（複数回答）



■居場所としてどのような場所があると良いか（自由記述） ※意見が10件以上の概要

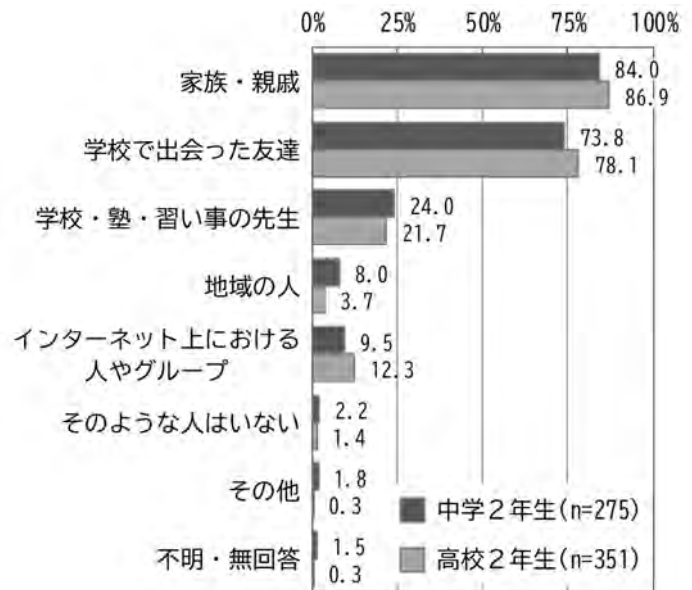
自由回答	件数
友達等と一緒に過ごせる場所・空間	28
一人になれる場所・空間	25
自然、公園等屋外	13
商業施設（ショッピングモール、カフェ、映画館、カラオケ等）	13
自然、公園等屋外	13
静かな場所・落ち着く場所	11

#### ④相談について

困ったときに助けてくれる人は、中学2年生、高校2年生ともに「家族・親戚」が最も高く、それぞれ84.0%、86.9%となっています。次いでいずれも「学校で出会った友達」(73.8%、78.1%)となっています。なお、「そのような人はいない」は中学2年生で2.2%、高校2年生で1.4%となっています。

また、家族・知り合い以外に悩みや不安を相談したいと思う人や場所は、中学2年生、高校2年生ともに内容・順位のいずれも上位5位は同様の結果となっています。最も高い「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」は、いずれも5割前後となっています。

■「困ったときに助けてくれる」人は誰か（複数回答）



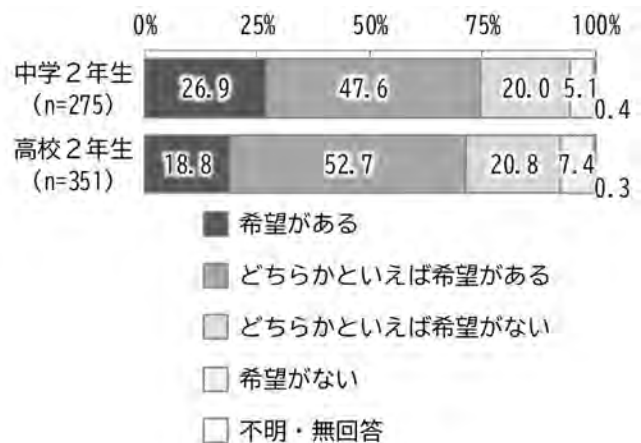
■家族・知り合い以外に悩みや不安を相談したいと思う人や場所（複数回答） ※上位5位

選択肢	中学2年生 (n=275)	高校2年生 (n=351)
1 相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある	48.0%	54.7%
2 相手と同世代である	43.3%	47.9%
3 相手が同性である	28.0%	27.9%
4 匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる	22.2%	27.6%
5 無料で相談できる	20.0%	27.6%

#### ⑤将来について

自分の将来について明るい希望を持っているかは、『希望がある』（「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の合算）が中学2年生で74.5%、高校2年生で71.5%となっています。

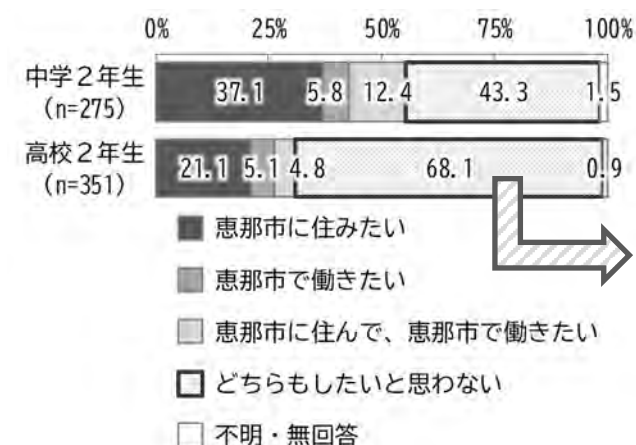
■自分の将来について明るい希望を持っているか（単数回答）



将来、恵那市に住みたい、恵那市で働きたいと思うかは、「恵那市に住みたい」が中学2年生で37.1%、高校2年生で21.1%と、中学2年生で16.0ポイント高くなっています。なお、中学2年生、高校2年生ともに「どちらもしたいと思わない」が最も高く、それぞれ43.3%、68.1%となっています。

恵那市に住みたい、恵那市で働きたいと思わない一番近い理由は、中学2年生、高校2年生で大差はみられず、「なんとなく」がそれぞれ3割前後と高くなっています。また、中学2年生で「希望する仕事がないから」が28.6%と、高校2年生と比べてやや高くなっています。

■将来、恵那市に住みたい、恵那市で働きたいと思うか  
(単数回答)



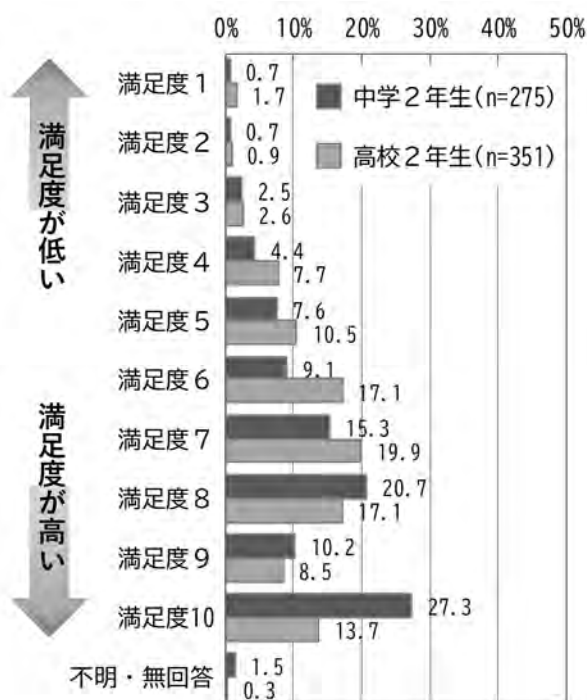
■将来、恵那市に住みたい、恵那市で働きたいと思わない一番近い理由 (単数回答)



### ⑥子どもまんなか社会全般について

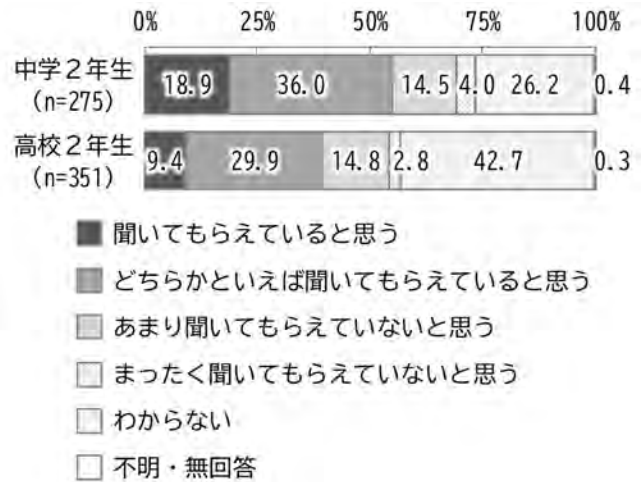
最近の生活の満足度は、中学2年生で「満足度10」(満足度が高い)が27.3%と最も高く、次いで「満足度8」が20.7%、平均7.7となっています。一方、高校2年生は「満足度7」が19.9%と最も高く、次いで「満足度6」「満足度8」がそれぞれ17.1%、平均6.9となっています。「満足度10」において、中学2年生は高校2年生と比べて13.6ポイント高くなっており、平均値の差に影響しています。

■最近の生活の満足度 (単数回答)



恵那市の取組において、子ども・若者の意見を聞いてもらえていると思うかは、『聞いてもらえていると思う』（「聞いてもらえていると思う」と「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」の合算）が中学2年生で54.9%、高校2年生で39.3%と、中学2年生で15.6ポイント高くなっています。

■恵那市の取組において、子ども・若者の意見を聞いてもらえていると思うか（単数回答）



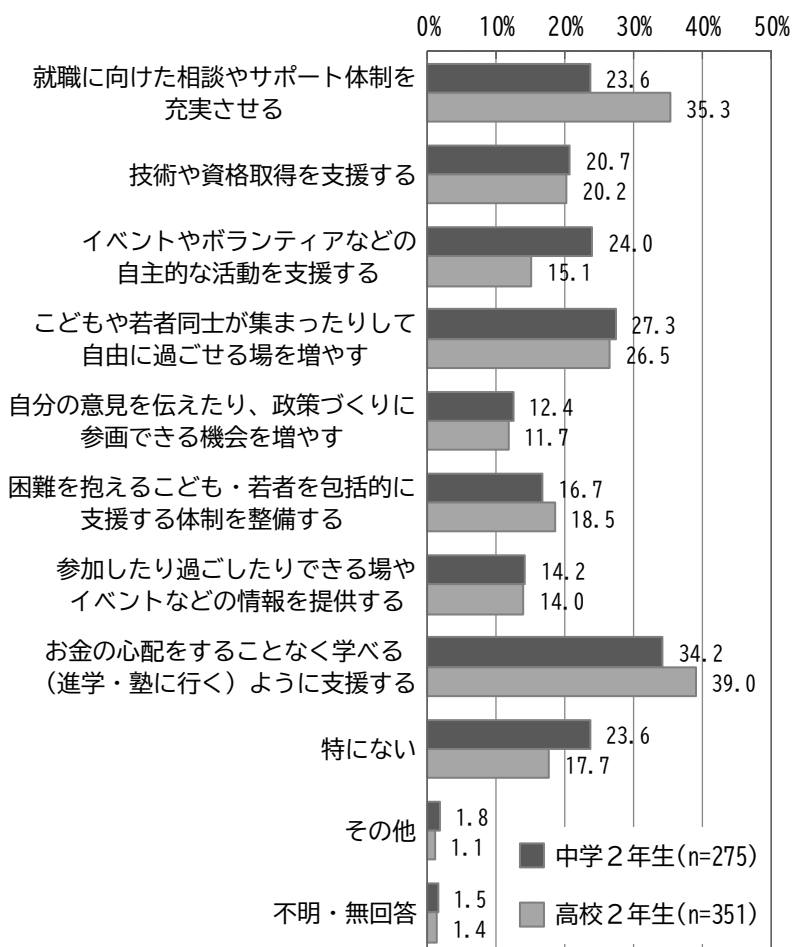
恵那市において、「こどもまんなか社会」の実現に向かっていていると思うかは、『向かっていると思う』（「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合算）が中学2年生で49.5%、高校2年生で36.8%と、中学2年生で12.7ポイント高くなっています。

■恵那市において、「こどもまんなか社会」の実現に向かっていていると思うか（単数回答）



若者のために、これから恵那市に必要なと思う取組は、中学2年生、高校2年生ともに「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が最も高く、それぞれ34.2%、39.0%となっています。次いで、中学2年生は「子どもや若者同士が集まったりして自由に過ごせる場を増やす」が27.3%、高校2年生は「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が35.3%となっています。「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」は、高校2年生が中学2年生と比べて11.7ポイント高くなっています。

■若者のために、これから恵那市に必要なと思う取組（複数回答）



### ⑦自由意見

市への要望についての自由意見は、「大型商業施設・専門店、コンビニをつくってほしい」が最も多く、次に意見の多かった「もっと遊べる場所や施設を増やしてほしい」「映画館をつくってほしい」と『遊ぶ場所』『集まれる場所』等のキーワードで相互関係にある意見となっています。

なお、「恵那市の未来等について」は、[平和な恵那市にしたい!][安全な市][恵那市が消滅してしまう未来を変えてほしい]等のほかに、マイノリティにも優しい恵那市を願う意見もみられました。

このほか、「車や公共交通等の移動手段の充実について」「生活環境について」（街中のごみに関すること、災害時の対策のこと）や「AEDを設置してほしい」「学校の統廃合について」の意見も散見されました。

■市への要望（自由記述） ※意見が10件以上の概要

自由回答	件数
大型商業施設・専門店、コンビニをつくってほしい	25
もっと遊べる場所や施設を増やしてほしい	22
映画館をつくってほしい	12
恵那市の未来等について	10

## 4 保護者アンケート結果概要

### (1) 調査の目的

本調査は、今後の本市の子育て支援施策の参考とするため、子育てに関する現状と支援ニーズを把握することを目的に実施しました。

### (2) 調査の概要

調査対象	市内のこども園等、保健センター、児童センター、子育て支援センターを利用する保護者
調査期間	令和5年8月23日～9月20日
調査方法	利用する施設を通じた通知文の配布によるWEB回答

調査票	有効回収数
保護者	575人

### (3) 調査結果

#### ①基本属性

##### ■年齢、性別（単数回答）

	男性		女性	
	件数	割合	件数	割合
10歳代	1	0.2%	1	0.2%
20歳代前半	1	0.2%	8	1.4%
20歳代後半	0	0.0%	39	6.8%
30歳代前半	9	1.6%	153	26.6%
30歳代後半	7	1.2%	189	32.9%
40歳代以降	20	3.5%	129	22.4%
合計	38	6.7%	519	90.3%
	回答しない		合計	
	件数	割合	件数	割合
10歳代	0	0.0%	2	0.3%
20歳代前半	0	0.0%	9	1.6%
20歳代後半	2	0.3%	41	7.1%
30歳代前半	3	0.5%	165	28.7%
30歳代後半	7	1.2%	203	35.3%
40歳代以降	6	1.0%	155	27.0%
合計	18	3.0%	575	100.0%

##### ■住所地（単数回答）

地区名	件数	割合
大井町	162	28.2%
長島町	137	23.8%
東野	30	5.2%
武並町	45	7.8%
三郷町	23	4.0%
笠置町	14	2.4%
中野方町	18	3.2%
飯地町	3	0.5%
岩村町	59	10.3%
山岡町	34	5.9%
明智町	30	5.2%
串原	7	1.2%
上矢作町	9	1.6%
不明・無回答	4	0.7%
合計	575	100.0%

## ②子どもについて

### ■現状の子ども数、理想の子ども数（単数回答）

	現状の子ども数		理想の子ども数	
	件数	割合	件数	割合
1人	130	22.6%	26	4.5%
2人	257	44.7%	241	41.9%
3人	139	24.2%	244	42.5%
4人	38	6.6%	41	7.1%
5人以上	5	0.9%	18	3.1%
不明・無回答	6	1.0%	5	0.9%
合計	575	100.0%	575	100.0%

- もっと子どもが欲しい(理想の子ども数が現状の子ども数を上回っている)人:255人(44.3%)  
⇒そのうち、あと1人子どもがほしい(理想の子ども数が1人多い)人:218人(85.5%)
- 現状の子ども数で満足している(現状の子ども数と理想の子ども数が一致している)人:276人(48.0%)

## ③支援について

### ■子どもを持つために必要な支援（複数回答）

必要だと思う支援	件数	割合
多子世帯(お子さんが2人以上いる世帯)へ経済的支援	300	52.2%
未満児の子ども園等保育料、給食費の支援	263	45.7%
出産時の祝金	154	26.8%
小中学校入学時の経済的支援	149	25.9%
屋内で遊べる場所の整備	122	21.2%
育児用品(オムツ等)の支給	111	19.3%
高校生への通学費の支援	104	18.1%
学校の給食費の支援	99	17.2%
公園の整備	79	13.7%
予防接種費用(おたふく等の任意接種の助成)	75	13.0%
産休、育児休業後の就労支援	71	12.3%
男性が育児休業を取得しやすくなるよう企業への支援	51	8.9%
ソフト面の環境整備(産後ケア、育児ヘルパー等)	35	6.1%
育児相談窓口の拡充	9	1.6%
その他	22	3.8%
合計	575	100.0%

■支援が最も必要な子育ての時期（複数回答）

支援が必要な時期	件数	割合
妊娠時	30	4.2%
出産後～就園まで	370	51.6%
就園時	106	14.8%
就学时	192	26.8%
その他	16	2.2%
不明・無回答	3	0.4%
合計	575	100.0%

④育児休暇について

■配偶者の有無（単数回答）

配偶者の有無	件数	割合
いる	545	94.8%
いない	29	5.0%
不明・無回答	1	0.2%
合計	575	100.0%

■配偶者の育休取得の有無（単数回答）

育休の取得 (配偶者が「いる」人)	件数	割合
取得した	84	15.4%
取得していない	458	84.0%
不明・無回答	3	0.6%
合計	545	100.0%

■育休の取得時期と期間（単数回答）

取得時期と期間（育休を取得した人）					
時期	件数	割合	期間	件数	割合
妊娠期	4	4.8%	1週間以内	20	23.8%
出産前後	50	59.5%	1か月以内	30	35.7%
1歳になるまでの間	25	29.8%	半年以内	14	16.7%
その他	5	5.9%	一年以内	11	13.1%
合計	84	100.0%	それ以上	9	10.7%
			合計	84	100.0%

⑤育児環境について

■育児環境の満足度（単数回答）

満足度	件数	割合
満足	45	7.8%
まあ満足	322	56.0%
やや不満	172	29.9%
不満	36	6.3%
合計	575	100.0%

## 5 高校生ワークショップ結果概要

### (1) ワークショップの目的

本ワークショップは、次期総合計画の策定にあたり、社会の一員であり、本市の未来を担う高校生のまちづくりに対する考え・思いを把握し、計画に反映することを目的に実施しました。

### (2) 調査の概要

参加者	恵那高校 普通科 1年生（3クラス 120人） 恵那南高校 3年生 「観光資源研究」選択者 6人
日程	恵那高校：令和6年6月13日 恵那南高校：令和6年6月18日
実施内容	①恵那市役所からの講義 「恵那市の現状と取り組みについて」 ②グループワーク 「20年後の理想の恵那市を考えよう！」

### (3) 実施内容（恵那高校）

【理想の恵那市を実現するために必要なこと】

人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恵那峡の発展 観光地づくり、魅力づくり</li> <li>・新たな産業を発展させる</li> <li>・職場を増やす</li> <li>・交通整備</li> <li>・映画館をつくる</li> <li>・恵那が舞台の映画をつくる</li> <li>・駅前を活気づける</li> <li>・外国人向けの日本語教室</li> <li>・山をきれいに整備して旅館をつくり、観光客を住まわせる</li> <li>・川をきれいにして泳げるエリアをつくる→海に行きたい人を引き寄せる</li> <li>・転入数を増やす→空き家を復活させる支援金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金 引っ越しのしやすさ</li> <li>・住む場所を増やす</li> <li>・観光名所を増やして宣伝する</li> <li>・公園など遊べる場所を増やす</li> <li>・若者を集める</li> <li>・出生率を増やす→出産の支援金</li> <li>・外国人が働きやすい工場をつくる</li> <li>・恵那の人と海外が交流できるイベントをする</li> </ul>
産業・観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験型のアトラクション</li> <li>・観光マップをつくる</li> <li>・駅の近くに宿泊施設をつくる</li> <li>・土地の確保→新しい施設をつくる→人を呼ぶ</li> <li>・恵那のシンボルをつくる</li> <li>・体験型観光</li> <li>・キャンプ場（自然利用）</li> <li>・起業者への支援</li> <li>・貨物駅の設置</li> <li>・大きな観光施設をつくる</li> <li>・山を活かしたアスレチックをつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新型キャンプ場</li> <li>・駅で観光地の宣伝をする</li> <li>・親子でできるものづくり体験を行う</li> <li>・今あるお店などを市が支援する（PR）</li> <li>・栗ざむらいをつくる</li> <li>・観戦型観光</li> <li>・製造業で職業体験</li> <li>・土地代を安くする</li> <li>・豊田市までの道を整備</li> <li>・イベントを開催する</li> <li>・自然を活かしたキャンプ場をつくる</li> </ul>

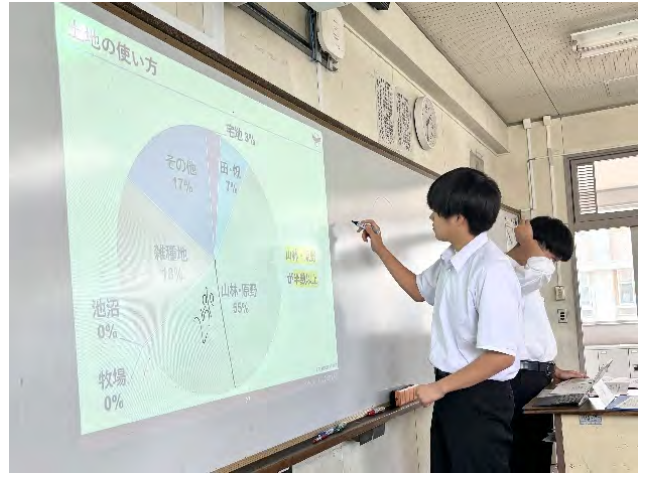
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の中のアスレチックをつくる</li> <li>・アミューズメント施設をリニューアルする</li> <li>・おもてなし観光隊をつくる</li> <li>・アニメ・映画誘致 聖地巡礼</li> <li>・中山道スタンプラリー 景品は恵那の特産品</li> <li>・イベントを開催する</li> <li>・恵那市の紹介広告をつくる</li> <li>・県外の会社や企業を誘致する</li> <li>・「半分、青い」を再放送</li> <li>・恵那を舞台とした映画やドラマをつくる</li> <li>・モータースポーツでもっと来客が増やせるようにする（観戦しやすい場所づくり、出店）</li> <li>・製造業の工場（見学ができて、併せて製品を買えるようにする）</li> <li>・有名なインフルエンサーに観光地を紹介してもらう</li> <li>・豊田市と恵那市間の交通を良くする→人が来る→収入が増える</li> <li>・アミューズメント施設をリニューアル・動かす（改装・乗り物代を安くする）</li> <li>・写真映えするスポットをつくり、若い世代にも来てもらう</li> <li>・地産地消をテーマとした料理の店をつくる（農家から高い値段で買い取る→店へ）</li> <li>・映画館と、その周りに店をつくる（アクセスが良いように道を整備）</li> <li>・フェス、音楽+食べ物（マルシェ）ができるアリーナ</li> <li>・小さくお店を出したい人を集めて小さい町をつくる</li> <li>・給料低い業種は倒産する→給料増加を市が支援</li> <li>・キャンプ場（キャンプブームは去った→どうやって呼び込むかが課題）</li> <li>・和菓子づくりの体験をする（外国人の方が来てくれると良い）</li> <li>・アミューズメント施設のジェットコースターをもっと怖くする</li> <li>・大型ショッピングモールをつくる（家電・洋服の店）</li> <li>・恵那市に来やすいように交通網を整える（電車の本数を増やす）</li> <li>・エコツーリズムやグリーンツーリズムを行い、人を寄せる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栗のスイーツが集まるイベントをやる</li> <li>・体験型の新しいレジャー施設</li> <li>・起業の支援（お金、土地、経営のやり方など）</li> <li>・中山道沿いに民宿を建てる→観光地</li> <li>・アミューズメント施設を盛り上げる</li> <li>・映画館をつくる</li> <li>・おしゃれなカフェ</li> <li>・祭りの開催を増やす</li> <li>・自然を活かした観光地を増やす</li> </ul>
道路・住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス改善</li> <li>・空家をリフォームしてシェアハウス、カフェ、バー等に改装</li> <li>→経営者も募集？高校の購買に参加してもらう？</li> <li>・山林・原野を切り開いてインフラの整備をして新しい町をつくる</li> <li>→大井町のようにデパートや飲食店をつくり、人が来やすいようにする</li> <li>→大井町と新しい町を結び、交通を良くする</li> <li>→切り開いた木を使って新しい町の家を建てる（他にはない唯一無二のおしゃれな家）</li> <li>→切り開いた山は少しは緑を残して、キャンプなど親子連れが楽しめる場所にする</li> <li>・山林を切り開く→宅地を増やす</li> <li>・旅館をつくる→多くの人がやって来ることで若い世代が増える→こどもが増える→少子化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「リフォーム、シェアハウスのまち」で売っていく</li> </ul>
こども・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもを出産したら、市から補助金を出す</li> <li>・学費の補助</li> <li>・こどもの教育費を援助する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校を増やす、統廃合をなくす</li> <li>・先生・保育士の給料を上げる</li> <li>・学校の設備をもっと充実させる</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・映画館をつくる</li> <li>・保育所</li> <li>・小さい子どもでも遊べる遊具が多い公園をつくる</li> <li>・条件付きで毎年給付金（高校）</li> <li>・バスの本数と行き先を増やす</li> <li>・子どもを預かってくれる施設</li> <li>・親の相談所</li> <li>・団地を増やす</li> <li>・放課後クラブを全保育所に</li> <li>・学校で使う道具にかかるお金を支援</li> <li>・市営バス（学校の時間に合わせて）</li> <li>・企業などを誘致</li> <li>・子どもに使う税金を増やして、高齢者に使う税金を減らす</li> <li>・子どもがいる家庭をアミューズメント施設に招待（地域の資産を活用）</li> <li>・若者に良い市だと思ってもらうために中高生に楽しんでもらう場所・施設</li> <li>・スポーツができる大きい公園（サッカーゴール必須）</li> <li>・市内のスーパーで PayPay を使えるようにする</li> <li>・親が迎えに来るのが難しい時間に子どもを預かる場をつくる</li> <li>・恵那市にある木を使って遊具をつくる（アスレチック）</li> <li>・恵那市の学校の生徒にリニアの駅の無料チケット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料を増やす</li> <li>・こどもは無料のお店</li> <li>・学費免除</li> <li>・ミストシャワー（外での活動）</li> <li>・電車の待ち時間を快適に</li> <li>・質の高い教育の場をつくる</li> <li>・補助金</li> <li>・生活費補助</li> <li>・魅力的な私立小学校をつくる</li> <li>・通学にかかるお金を支援</li> <li>・子どもが遊べる場所をつくる</li> <li>・5歳くらいまで育てた人に支援金</li> </ul>
その他 リニア の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の便を良くする</li> <li>・人が来るような施設（例 自然を活かしたアスレチック）をつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣のまちとの連携を強化する</li> </ul>

#### （４）実施内容（恵那南高校）

20年後の理想の 恵那市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てのしやすいまち</li> <li>・便利なまち</li> <li>・自然豊かで歴史的な町並みが残るまち</li> <li>・あまり注目されていない町などに注目されるようになる</li> <li>・観光や遊びをできるところ（施設）が多いまち</li> <li>・遊び場、飲食店が増えて、今の祭りなどの文化が残っているまち</li> </ul>
理想の恵那市を実現するために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童施設を増やす</li> <li>・ショッピングモール</li> <li>・自然や歴史的町並みの保護、自然に触れ合うところを増やす</li> <li>・店を改善したり、新しい店を建てたりする</li> <li>・施設を増やす、今あるものをより良いものにする</li> <li>・施設、交通機関</li> </ul>

■高校生ワークショップの様子



## 6 岐阜県 こども・若者の意見募集結果概要

### (1) 調査の目的

本調査は、岐阜県が「こども基本法」に基づき、こどもや若者の意見をこども政策に反映させるため、県内在住のこどもや若者から、県が行っている事業について、思っていること、感じていることなどを把握することを目的に実施しています。

### (2) 調査の概要

調査対象	岐阜県内在住のこども・若者（おおむね小学1年生から30代の方）
調査期間	令和6年4月から随時募集
調査方法	岐阜県のホームページに掲載している二次元コードまたはURLからのWEB回答

### (3) 集計結果（概要）（令和7年1月末現在）

#### ①回答件数

	全体		恵那市	
	件数（件）	割合（％）	件数（件）	割合（％）
～12才（小学生）	472	52.8	2	14.3
12才～15才（中学生）	110	12.3	0	0.0
高校生	162	18.1	4	28.6
大学生	57	6.4	1	7.1
社会人	87	9.7	6	42.9
その他	6	0.7	1	7.1
合計	894	100.0	14	100.0

#### ②意見内容

	恵那市	
	件数（件）	割合（％）
学校のこと	6	42.9
公園などの遊び場やスポーツ施設のこと	2	14.3
図書館や児童館などの公共施設のこと	1	7.1
社会問題、環境問題のこと	1	7.1
自分の将来の実現のこと	1	7.1
岐阜県のまちづくりのこと	2	14.3
体、健康のこと	1	7.1
合計	14	100.0

## 7 ALLえなネウボラ会議結果概要

### (1) 会議の目的

本会議は、こども・若者と接点のある活動者が実際に感じている現状の課題を把握することで、こども計画における施策の検討材料とし、さらに施策につながる現状・課題として計画に反映することを目的に実施しました。

### (2) 会議の概要

参加者	市内でこども・若者、子育てに関する活動を行う団体の代表者等
日程	7月11日(木) 10:00~12:00
場所	恵那市役所 会議棟 大会議室

### (3) テーマごとの課題洗い出し結果

部会	課題	具体的な内容	その他の記載
<b>①「こども・子育て・教育にかかる支援の充実」について</b>			
就学前サービス部会	預かり(こども園)	こども園の幼児コースの降園のお迎え時間を2時ではなく3時にしてほしい	
		こども園や保育園の3時のおやつは手作りを増やしてほしい	
		こども園の白いごはん持参をやめて園で炊いてほしい	
		日常は短時間で働き、こどものお迎えに間に合わせている。学校休みの期間に学童以外の預かりがほしい	
		就園前までの一時預かりの確保(産前産後)	
		3歳未満児の入園が希望できる園に入れるように	
		年度途中での入園希望者が希望する園に入園できないことも。保育士不足、定員のため	
	保育士	育休中の3歳以上児は1年間幼児コースで預かってほしい。また、未満児も預かってもらいたい	
		短時間労働のため幼児コースで預けているが、幼保コースにしてほしい。	
		保育の仕事を目指す若者が減っている。実習希望者の減少	
子育てサービス	幼児の定員を減らしてほしい。0歳→2:1、1歳→4:1、2歳→5:1、3歳→10:1		
	ファミリーサポート援助会員不足。700円→1,000円に		
	サービス提供者の不足。夕方から夜の支援		
	保護者ニーズに添うことと行政として伝えたいことの差が大きい(参加者が集められない)		
	経済的支援以外の保護者への支援策は?		
外国籍	20年前と比べて社会格差が大きく広がり、経済的弱者にファミリーサポートが行き届きにくい(無料にしても行政コストはほとんど上がらない)		
	子育てする親の立場に立ったサービス(ニーズに合った)		
	食育・子育て論すべてを伝える側の情報の更新		
企業	外国籍の方への対応		
経済	外国籍のこどもの支援		
	外国籍の親同士の交流が難しい		
	「働かせすぎない」企業側の配慮		
	不登校、フリースクールに行く子(世帯)への経済的支援		
小中高サービス部会	保護者への教育	親への教育、コミュの場の充実	こどもの預かり条件の拡大!?
		親への教育、何が大切か・必要か	こどもに直接届く支援を充実させたい
		親になるための覚悟を中学生に対して生む・育てる、プロの人材を	←意識改革も必要。そのためには?
	その他	見守りボランティアの高齢化	↑「長期休みのみ預かれる」教室の開設?
		スポーツ。こどもが減っているのでスポーツ少年団を維持できなくなってしまっている	
		保護者同士、保護者と地域の方をつなぐ	
	ファミリーサポート中学生		
	活動にかかる費用		
	ひとり親、貧困		

部会	課題	具体的な内容	その他の記載
<b>②「特に支援を必要とするこども・若者への支援」について</b>			
発達部会	支援の拡充と啓発	不登校児童生徒の増加	
		不登校。保護者と教育者の考え方の違い 特別支援を要するこどもの増加 発達に関する相談が増加しているが対応しきれない 支援を必要としているこどもの増加。園・学校の受け入れ 進路選択と学習支援 障がいへの理解促進のための啓発。適正な就学先選択のために 高校卒業後の不安解消の手だて	
セーフティネット部会	マンパワー	学校での相談員、常勤のSW 学童保育の先生が足りない 学校の人での不足。本当に大変そう	
	ひとり親支援	自分が病気した時にこどもを誰に預けたら良いか不安(ひとり親) 入院時の金銭面が不安(ひとり親) 年齢が上がるほどに金がかかるのに児童手当が減る(ひとり親) 事情があって養育費がもらえない(ひとり親) 食費・日用品は節約しているが、こどもの娯楽品や本が買えず我慢させている(ひとり親)	
	親支援	親の理解(意識)が低い、ヤングケアラー、貧困 当事者の親(家族)が課題をもっている 親に障がいのあるこどもがいる、環境がせまい 埋もれている子、親の困り感のない家庭をつなぐ	
	外国籍のこども	外国籍のこどもの学習支援(言葉)、生活支援 フードパントリー配布、食事支援の場所の増	
	不登校	はなの木・むつみに来れない子の居場所 不登校・ひきこもりのつながりをつくっていく、方法はSNSを含む 不登校児への支援、ひきこもり含む	
	こどもの意見	当事者の声を具体的にヒアリングする場がない こどもの言葉がみえてこない ひきこもりや障害をおもちの方は居場所へは来るが、次のステップに出ていけない 困った相談には来るが、制度がなく、親にバイアスをかけると連絡がとれなくなる 貧困ってどこから?定義・収入 こどもが貧困ではないが、親が高齢者になってしまい収入がない。また、ギャンブルをしてしまう	
	<b>③「こども・若者等の命と健康を守る支援の充実」について</b>		
サードセクター部会	性教育	中学生と妊婦の交流(性教育) 若者・未婚での妊娠増の対策を 貧困層を減らす	
	医療	小児専門医が少数 アレルギー対応の意思確保をしてほしい 児童精神科医がいない	
	その他	現在行っているフードパントリー事業の利用者は86%がひとり親世帯。氷山の一角か?(笠岡・恵南をどうするか)	
発達部会	専門機関との連携と充実	こども園へ養護教諭を配置 心理士の不足 こども園へ心理士を定期的に勤務 恵那市の正職員として心理士を配置(子育て支援課) 医療と保育の連携 遠方の医療機関への受診が必要	
	相談体制	命の授業。園→小学校、内容の整備 母親支援。心理的な安定 心の健康について、安心して相談できる場 悩み事の相談先。どこへ相談したらいいか	
<b>④「こども・若者の将来を支える社会づくり」について</b>			
セーフティネット部会	恵那の企業や体験	恵那市の企業紹介。日本一や世界一、知らないことも多いのでは? 視野を広げる→恵那出身の人、恵那で活動している人 体験→情報	
	教育・経済的支援	こどもが入院した時の収入の減少、勉強の遅れ(ひとり親) 仕事はしていたが給料が低く、親からお金を借りた(ひとり親) 大学・専門学校の教育資金が負担(ひとり親) 習い事に補助金があればうれしい(ひとり親)	
	夢と希望	結婚したい、家庭をもちたいと思える環境づくり 夢のない希望のない当事者が多いこと 本人の夢は「カカオ農園」の栽培をしたいが、就労経験が少なくお金がない借入れできない	
	メンタル支援	少しのことで心が折れてしまい、就学・就労に進めない 就学や就労支援を行っても親の意見に振り回されてしまう	

部会	課題	具体的な内容	その他の記載
<b>⑤「こどもが安全にすごせる環境づくり」について</b>			
小中高サ ービス部 会	場所	学童利用増加→施設不足→危険 こどもは減っているが、学童は増加傾向。場所の確保が必要 学童の利用時間も長くなっている。保護者の時間も大切？	
	地域	地域活動、地域参加。楽しい、シルバー活用	
	保護者の負担	学校内での学童ではない所がある。行くまで危険がある 親の仕事、働き方、条件。過ごす時間・ゆとり増 登下校時の安全。学童→習い事→学童(不審者) 放課後子ども教室、保護者の協力	
	ICT	ネットによる被害防止教育	
	支援の必要なこども	多様な考えの保護者・こども、ゆとり 発達障害、協働 支援が必要な子の利用増加。学校との連携	
	その他	責任のなすりあい、親の自覚 現状理解。ダメではなくより良い方法を	
	<b>⑥「こどもまんなか社会にむけた環境整備」について</b>		
就学前サ ービス部 会	ソフト面・メンタル	若者に希望を 諸外国と比べて低い 幼児～18歳にいつ何をするか考えて 失敗のゆるされる社会・環境を。(学校に登校しない選択肢もあり) 多様な価値を認め合う社会 社会変動が大きな社会では試行錯誤をゆるす必要あり。現在の閉塞状況が大問題 (2019年日本総研の世界数か国の18歳に対する意識調査結果参照) 若者に希望が なすぎ!	
	経済的支援	小中学校の給食費無償	
	情報	こどもの時から大人まで切れ目のない情報発信 マイカなどお得情報として発信	
	学ぶ環境	こどもは基本地元で育つことができるよう努力をしてほしい(小・中・高) 地域の学校。自分の足で登校できるエリアに学校を残す	
	計画	ターゲットをしっかりとわけて施策を データ分析。ひとり親・両親(貧困)	
	遊び場所	小さい公園はあるが遊具が全くない。幼児～学童の使える遊具の設置を 屋内で遊べる場所 恵那市主催でこども用のイベントを増やしてほしい(キッズスペースも) こどもの意見(気持ち)を尊重した居場所、託児場所	
	その他	通学路付近の街灯の数を増やしてほしい	
	小中高サ ービス部 会	こどもファースト	高校生が学習できる場 こどもにとって居心地が良いとは？安全重視 こどもにとって必要な居場所。こどもの想いを こどもが来て相談できる場所がない 高学年児童(中・高・大生)の参画。機会、時間
人材育成		居場所。ハードだけでなくソフト面の充実 支援員不足 学童支援員の不足と高齢化 コーディネーターの育成	
その他		保護者の送迎。働き方、時間、他の活動 こども園等に行っていない子の居場所が少ない。元気プラザの拡大	どう減らす!? 楽しいことを企画しない と参加しない!?
発達部 会	こどもの居場所	休日・学校長期休暇中の安心・安全な居場所 居場所づくり、こどもの考えを実現できる活動ができる場づくり 図書館の充実。誰もが気兼ねなく利用できるフリースペースのある図書館 こどもの居場所(安心して過ごせる場所)。放課後、学童や放デイに行っていない子 の居場所の充実 学校以外の居場所を気軽に利用できるとよい 下校後の居場所 フリースクールの設置	
	その他	こどもが発信し主体的に取り組める場、コミュニティ 恵那市にスクールソーシャルワーカー(SSW)を常勤 様々な学校同士の交流	

部会	課題	具体的な内容	その他の記載
<b>⑥「こどもまんなか社会にむけた環境整備」について</b>			
セーフティネット部会	移動支援	塾に行けない 友達の家に遊びに行けない こどもが集まる場へ自由に行けない こどもの移動支援 こどもがいない、旧恵那はいいが恵南等の人(移動が大きい)、くま、車(親が就労している、保障問題) 遠くにこどもを連れていけない(ひとり親)	
	居場所	多世代交流ができていない→作っていく。「しつけ」「声かけ」「一緒にいる時間が少ない」 各地域にこどもの居場所設置 各地域に居場所が少ない→こどもの居場所なので時間帯や休日の対応が難しい 居場所。同じ思いの人たち、ひとつではなくいろんなところ 仮想空間、アバター「孤独にならない策」 居場所は1つではない。SNS含む	
	情報発信	相談のしかた。SNS含む 学校の情報が入りにくい 居場所、相談、そういう情報が分かりやすく、SNSなど	
	こどもの意見	意見を発信できる場をつくる 当事者の声を具体的にヒアリングする場がない 行政や企業、全てのセクターが法を認識する	
	こども基本法	こどもまんなかとは何のことか こどもの権利をこどもに知らせたい	
	その他	今のこどもは色々見える、「時間をかけて理解していく」交流の場 高齢者サロン等でのこども交流や親との交流会 子育て世代への支援。こどもが多いほど生活が大変。おかしくない？	

■ ALLえなネウボラ会議の様子





## 恵那市こども計画

発行年月:令和7年3月 発行:恵那市

編集:恵那市 医療福祉部 子育て支援課

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家1丁目1番地1

電話:0573-26-2111(代表) FAX:0573-26-2136